

仮訳・原文英語

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *Procedural Standards for Refugee Status Determination Under UNHCR's Mandate*, 26 August 2020, available at: <https://www.refworld.org/docid/5e870b254.html>



国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）



for Refugee Status Determination
under UNHCR's Mandate

UNHCR 任務遂行上の難民認定手続基準

目次

1. はじめに

難民認定（RSD）に関する UNHCR の任務

中核となる原則と基準

難民認定手続基準の概要

UNHCR の他の文書と資料を補完するものとしての本書

難民認定手続基準の運用

2. 一般的事項

2.1 UNHCR 難民認定手続における秘密保持とデータ保護

2.1.1 UNHCR 難民認定手続における個人情報保護と守秘義務

2.1.2 難民認定個人ファイルに記載された個人情報その他の情報の開示に関する一般的基準

2.1.3 庇護希望者・難民個人に対する開示および難民認定手続の文脈における個人情報関連のその他の権利

2.1.4 受入国／庇護国当局への開示

2.1.5 出身国当局および非国家主体への開示

2.1.6 国内的・国際的な法執行機関、裁判所または審判所および他の国際機関への開示

2.1.7 家族への開示

2.1.8 個人ファイルに含まれる情報の UNHCR 内部での開示

2.1.9 難民認定ファイルに含まれる個人情報その他の情報についての個別の開示請求に対応するための手続

付属書類：追加資料リスト

2.2 難民認定（RSD）ファイル管理と記録管理手続

2.2.1 総論

2.2.2 難民認定ファイル開設の手続

2.2.3 難民認定ファイルの管理と整理

2.2.4 難民認定ファイルへのアクセス

2.2.5 難民認定ファイル本体の移動

2.2.6 開設ファイルの保管と保存

2.2.7 難民認定ファイル管理の指導と監督

付属書類：追加資料リスト

2.3 難民認定手続のための設備

2.4 事務所の安全確保

2.4.1 安全確保に関する一般的手続

2.4.2	保安要員の手続への保護担当職員の関与	
2.4.3	難民認定関連の安全確保の問題についての職員研修	
2.4.4	難民認定に使用される設備における安全確保	
2.4.5	入館手続	
2.4.6	非武装の民間警備サービス（警備員）	
2.4.7	受入国が配備する保安要員	
	付属書類：追加資料リスト	
2.5	UNHCR 難民認定手続における通訳	11
2.5.1	通訳人へのアクセス	11
2.5.2	UNHCR 通訳人の能力・資質と研修	11
2.5.3	UNHCR 通訳人以外の者による通訳	13
2.5.4	通訳人の関与に関する懸念	14
2.5.5	通訳人の面接への遠隔参加	16
2.5.6	UNHCR 通訳人の中立性	17
2.5.7	守秘義務	19
2.5.8	通訳人による申請者個人のファイルへのアクセス	19
2.5.9	通訳人の指導と監督	19
	付属書類	21
	付属書類 1：追加資料リスト	21
	付属書類 2：UNHCR 通訳人の秘密保持と中立性に関する誓約書	22
2.6	フィードバックと苦情申立て	
2.6.1	一般的所見	
2.6.2	難民認定関連のフィードバックと苦情申立ての仕組みに関する情報	
2.6.3	難民認定関連のフィードバック・苦情申立て手続の範囲	
2.6.4	難民認定関連のフィードバック・苦情申立て手続	
2.6.5	モニタリングと監督	
	付属書類：追加資料リスト	
2.7	UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理	24
2.7.1	UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理	24
2.7.2	法的手続上の代理を受ける権利	24
2.7.3	法的手続上の代理人の承認	25
2.7.4	法的手続上の代理人の役割と責任	27
	付属書類	31
	付属書類 1：追加資料リスト	31
	付属書類 2：法的手続上の代理人承認書	32
2.8	UNHCR 難民認定手続における子ども	33

2.8.1 子どもの申請者に関する一般的考慮事項.....	33
2.8.2 最善の利益手続と難民認定プロセス	35
2.8.3 子どもにやさしく年齢にふさわしい難民認定手続	37
2.8.4 支援措置とその他の保障措置	39
2.8.5 保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子ども	43
付属書類：追加資料リスト.....	45
2.9 UNHCR 難民認定手続における精神保健上の問題または知的障がいがある申請者	47
2.9.1 精神保健上の問題または知的障がいがある申請者に関する一般的考慮事項.....	47
2.9.2 手続上の保障措置および配慮・支援措置.....	48
付属書類：追加資料リスト.....	58

3. マンデート難民認定のための接受と登録

3.1 庇護希望者の接受

- 3.1.1 接受手続
- 3.1.2 接受手続の指導と監督
- 3.1.3 庇護希望者に対する情報の周知
- 3.1.4 UNHCR 難民認定手続に関するカウンセリング
- 3.1.5 接受手続における秘密保持

3.2 難民認定申請者の登録手続

- 3.2.1 UNHCR への登録とマンデート難民認定申請
- 3.2.2 登録手続の指導と監督
- 3.2.3 登録担当職員
- 3.2.4 難民認定申請書の提供と必要事項の記入
- 3.2.5 登録面接
- 3.2.6 家族・被扶養者の登録面接
- 3.2.7 写真と生体認証
- 3.2.8 補強資料
- 3.2.9 登録番号の割当て
- 3.2.10 難民認定ファイルの開設
- 3.2.11 難民認定申請者登録の代替手続

3.3 登録された庇護希望者のための身分証明書類

- 3.3.1 一般原則
- 3.3.2 UNHCR 庇護希望者証明書類の書式
- 3.3.3 監督と管理
- 3.3.4 UNHCR 庇護希望者証明書類の受取人
- 3.3.5 UNHCR 庇護希望者証明書類の有効期限
- 3.3.6 期限切れの UNHCR 庇護希望者証明書類の更新と紛失・盗難の際の再交付

3.3.7 UNHCR 庇護希望者証明書類に関する事務所の記録保持

3.3.8 UNHCR 庇護希望者証明書類の不正使用

3.4 特定のニーズを有する申請者

3.4.1 一般的手続

3.4.2 明らかに保護介入を必要としている人々

3.4.3 拷問からの生存者およびトラウマを抱えている人々

3.4.4 特定のニーズを有する女性

3.4.5 LGBTI の人々

3.4.6 子どもの申請者／保護・養育者がいない子どもと主たる保護・養育者から別離した子ども

3.4.7 高齢の庇護希望者

3.4.8 精神保健上の問題または身体的・知的障がいがある庇護希望者

3.4.9 特定のニーズを有する申請者に関する情報の記録

3.5 難民認定面接と予約の日程調整

3.5.1 難民認定の日程調整の一般的手続

3.5.2 難民認定の日程調整システム・手続の監督

3.5.3 難民認定面接の日程調整

3.5.4 難民認定の迅速処理を目的とする難民認定面接の優先的日程調整

3.5.5 難民認定面接の日程変更

付属書類

付属書類 1：追加資料リスト

付属書類 2：難民認定申請書

付属書類 3：UNHCR 庇護希望者証明書

4. 難民申請の審査..... 59

4.1 難民認定審査のケースの割当て..... 59

4.1.1 難民認定を実施する権限のある UNHCR 職員..... 59

4.1.2 難民認定ケースの割当て—関連する要素..... 59

4.1.3 難民審査官のケース処理能力の判断..... 60

4.1.4 ケースの割当て・担当変更についての管理..... 61

4.2 難民審査官の能力・資質、研修および指導..... 63

4.2.1 難民審査官に最低限必要とされる能力・資質..... 63

4.2.2 難民審査官の研修..... 63

4.2.3 難民審査官の指導..... 65

4.2.4 個別ケース処理における配慮義務..... 66

4.3 難民認定面接・難民該当性評価..... 68

4.3.1	個別の難民認定面接を受ける申請者の権利	68
4.3.2	難民認定面接への申請者の遠隔参加	68
4.3.3	法的手続上の代理人の参加.....	72
4.3.4	法的手続上の代理人以外の第三者の同席	72
4.3.5	難民認定面接の計画と準備.....	74
4.3.6	難民認定面接の開始.....	75
4.3.7	申請者の面接	77
4.3.8	子どもの申請者の面接.....	78
4.3.9	難民認定面接における書類の原本確認.....	80
4.3.10	難民認定面接の終了.....	81
4.3.11	難民認定面接の評価.....	83
4.3.12	難民認定面接の記録.....	83
4.3.13	証人・参考人から提供される情報.....	88
4.3.14	家族またはその他の被扶養者の面接	89
4.3.15	難民該当性評価	91
4.4	難民審査決定の見直し手続.....	94
4.4.1	一般原則.....	94
4.4.2	難民審査決定の修正手続	95
4.4.3	難民審査決定に関する UNHCR 地域局・国際保護総局との協議手続	96
4.4.4	難民審査決定の発行後の変更手続.....	99
4.5	難民審査決定の発行期日	100
4.6	拘禁中の申請者を対象とする手続.....	101
4.7	第 1 条 F の除外条項の適用.....	104
4.7.1	一般原則.....	104
4.7.2	第 1 条 F の適用審査手続	105
4.7.3	除外決定の見直しと承認	106
4.7.4	国際難民保護から除外する旨の難民審査決定の通知.....	107
4.7.5	国際難民保護から除外する旨の難民審査決定に対する異議申立て	107
4.7.6	除外ケースにおける秘密保持	108
4.7.7	除外決定が家族／被扶養者に及ぼす影響.....	109
4.8	第 1 条 D・第 1 条 E の除外条項の適用	110
4.9	難民認定の迅速処理.....	111
4.9.1	総論.....	111
4.9.2	難民認定の迅速処理が適当なケース	112
4.9.3	難民認定の迅速処理手続の監督	113
4.9.4	難民認定の迅速処理手続	113

4.9.5 難民認定の迅速処理によって不認定とされた申請者による異議申立て	115
4.10 難民認定の簡易処理	116
4.10.1 一般的考慮事項	116
4.10.2 難民認定の簡易処理が適当なケース	116
4.10.3 難民認定の簡易処理手続の監督	117
4.10.4 難民認定の簡易処理手続	118
4.10.5 難民認定の簡易処理によって不認定とされた申請の異議申立て	119
4.11 難民認定の併合処理	
4.11.1 登録・難民認定の併合処理	
4.11.2 難民認定・第三国定住の併合処理	
付属書類	
付属書類 1：追加資料リスト	
付属書類 2：難民認定に焦点を当てた UNHCR 学習プログラム	
付属書類 3：難民認定面接準備のチェックリスト	
付属書類 4：難民該当性評価書式	
付属書類 5：1951 年条約第 1 条 D 適用可能性評価書式	
付属書類 6：ケース処理方式の備忘録・用語集	

5. 家族統合の権利に基づく申請の処理

5.1 家族統合の権利

5.2 派生的難民地位

- 5.2.1 一般原則
- 5.2.2 派生的難民地位の付与の基準
- 5.2.3 派生的難民地位を得る要件を満たす者
- 5.2.4 派生的難民地位を得る要件を満たさない者
- 5.2.5 派生的難民地位から除外される者
- 5.2.6 別離した家族または新たに形成された家族による派生的難民地位の申請

5.3 家族の統合に関する手続

- 5.3.1 家族の統合に関する面接
- 5.3.2 子どもに関する派生的難民地位の申請
- 5.3.3 家族の統合に関する面接の記録
- 5.3.4 派生的難民地位の評価
- 5.3.5 派生的難民地位の終了

付属書類：追加資料リスト

- 付属書類 5-1：派生的難民地位の評価書式（詳細版）
- 付属書類 5-2：派生的難民地位の評価書式（簡易版）

6. 難民審査決定の通知

6.1 申請者に対する難民審査決定の通知手続

- 6.1.1 通知書式
- 6.1.2 通知手段
- 6.1.3 通知期日
- 6.1.4 通知言語
- 6.1.5 カウンセリング

6.2 申請者に対する難民不認定の決定通知

6.3 第三者に対する難民審査決定の通知

付属書類：決定理由の通知

7. 難民不認定の決定に対する異議申立て

7.1 異議申立ての権利

- 7.1.1 異議申立ての権利の範囲
- 7.1.2 申請者に対する異議申立ての権利の告知

7.2 異議申立ての提出手続

- 7.2.1 異議申立ての提出に関する援助
- 7.2.2 異議申立て書
- 7.2.3 異議申立てを提出すべき UNHCR 事務所
- 7.2.4 異議申立ての提出期限

7.3 異議申立てファイルの割当て

7.4 異議申立ての審査手続

- 7.4.1 一般的考慮事項
- 7.4.2 異議申立て面接の必要性の評価
- 7.4.3 異議申立て面接の実施
- 7.4.4 異議申立ての評価
- 7.4.5 異議申立て審査決定の見直し

7.5 異議申立て審査決定の通知

付属書類

付属書類 1：UNHCR 難民認定異議申立て書

付属書類 2：UNHCR 異議申立て評価書式

8. UNHCR 難民証明書類

8.1 一般原則

8.2 UNHCR 難民認定証明書類の発行手続

8.2.1 UNHCR 難民認定証明書類の書式

8.2.2 監督と管理

8.2.3 UNHCR 難民認定証明書類の紛失・盗難の際の再交付

8.2.4 UNHCR 難民認定証明書類の回収

8.3 UNHCR 難民認定証明書類に関する事務所の記録保持

8.4 UNHCR 難民認定証明書類の不正取得・不正使用

付属書類：UNHCR 難民認定証明書

9. 難民認定ケースの閉設・再開手続

9.1 難民認定ケースの閉設

9.2 難民認定ケースの再開

9.2.1 一般的考慮事項

9.2.2 再開手続

10. 難民の地位の取消し・撤回手続

10.1 一般原則

10.2 取消し手続

10.2.1 難民の地位の取消しの可能性を考慮すべき時

10.2.2 取消し手続を正式に開始すべき時

10.2.3 取消し手続開始の通知

10.2.4 取消し手続におけるファイルの割当て

10.2.5 取消し面接

10.2.6 現時点における国際保護の必要性評価

10.2.7 取消しの評価・決定

10.2.8 取消し決定の見直し

10.2.9 取消し決定の通知

10.3 難民の地位の取消し決定に対する異議申立て

10.4 撤回手続

10.5 派生的難民地位の終了

10.5.1 派生的難民地位の根拠となった難民の地位の取消し・撤回の結果としての派生的難民地位の終了

10.5.2 派生的難民地位の取消し・撤回

10.6 取消し・撤回手続における、UNHCR 発行の難民証明書類の回収
附属書類：追加資料リスト

11. 難民の地位の終止手続

11.1 一般原則

11.2 終止手続

11.2.1 終止手続を正式に開始すべき時

11.2.2 終止手続開始の通知

11.2.4 終止の評価・決定

11.2.5 終止決定の見直し

11.2.6 終止決定の通知

11.2.7 終止決定に対する異議申立て

11.3 免除手続

11.4 派生的難民地位の終了

11.4.1 派生的難民地位の根拠となった難民の地位の終止の結果としての派生的難民地位の終了

11.4.2 派生的難民地位の終止

11.5 終止手続における、UNHCR 発行の難民証明書類の回収
附属書類：追加資料リスト

2.5 UNHCR 難民認定手続における通訳

2.5.1 通訳人へのアクセス

申請者と UNHCR の間におけるすべてのコミュニケーションは、申請者が理解でき、きちんとコミュニケーションできる言語で行われなくてはならない。多くの場合は申請者の母語であるが、母語が使用できない場合も多くある。登録、難民認定の一次審査、異議申立て、取消し、撤回、終止、再開手続を含む難民認定プロセスのあらゆる段階において、申請者は**研修を受け、能力・資質を備えた通訳人**のサービスを受けられるべきである（UNHCR 通訳人の資質に関しては、§2.5.2 – *UNHCR 通訳人の能力・資質と研修* 参照）。

UNHCR 難民認定手続における通訳業務¹は、本章において特記されている場合を除き、**UNHCR 通訳人**によって行われるべきである。UNHCR 通訳人とは、常勤・非常勤の別や翻訳作業も求められうるかどうかを問わず、関心対象者とのコミュニケーションにおいて通訳として働くために UNHCR が採用した者、また、通訳業者を通じて契約した通訳人または指定された事業実施契約団体との正規の取り決めにより派遣された通訳人と理解されるべきである（§2.5.2 – *UNHCR 通訳人の能力・資質と研修* 参照）。例外的に、能力・資質を備えた UNHCR 通訳人が利用できない場合は、申請者自身が手配した通訳人など、外部の通訳人によって面接を行うことが必要となる場合がある（§2.5.3 – *UNHCR 通訳人以外の者による通訳* 参照）。

可能な限り、申請者の希望する**性別**の通訳人を介してコミュニケーションをとる選択肢が申請者には与えられるべきである。各 UNHCR 事務所は、難民認定処理上の要請を満たすために十分な人数の通訳人としての資質を備えた男女の通訳人を確保すべく尽力すべきである。通訳人が不足している場合は、子どもや拷問からの生存者、身体的または精神的な障がいのある者、さまざまな性的指向やジェンダー・アイデンティティを持つ個人といった特定のニーズや脆弱性を有する人々の通訳人に関する要望が優先されなければならない。

マנדート難民認定手続において面接を行うすべての UNHCR 職員は、通訳人を介して申請者と有効なコミュニケーションを行うための研修と指示を受けなければならない。

2.5.2 UNHCR 通訳人の能力・資質と研修

UNHCR 難民認定手続において通訳業務に従事する通訳人は、**十分な語学と通訳スキル**に加え、**必要な研修**を受ける必要がある。可能な限り、UNHCR は通訳として何らかの認定を受けている通訳人を従事させるべきである。UNHCR 通訳人の採用手続の指針に関しては、IOM-FOM005/2009 に付属している「通訳人の採用手続・雇用条件・研修・指導に関するガイドライン（Guidelines for the field on recruitment procedures, conditions of service, training and supervision of interpreters）」を参照された

¹ 本セクションにおいては、特別の定めのない限り、「UNHCR 難民認定手続」という用語には、UNHCR 任務遂行上の難民認定手続（一次審査および異議申立て）と取消し・撤回・終止・再開手続が含まれる。

い。

原則として難民、庇護希望者、そして申請が不認定とされた庇護希望者は、UNHCRによる難民認定手続において、通訳サービスを提供することを目的として雇用されるべきではない。もしUNHCR事務所に必要とされる言語を話す通訳人が十分にいない場合、**必要な研修**を受け、**必要なスキル**を有していることを条件として、UNHCR事務所は**認定された難民**を通訳として使用することができる。そのような場合、受入国／庇護国において就労が認められる法的な地位を持っている難民、または、第三国定住が決まり、出発を待っている難民を通訳人として採用するよう、UNHCR事務所は最善を尽くすべきである。もし受入国で就労する権利を持たない個人を通訳人として採用する以外に実行可能な選択肢がない場合、既存の国内法規則に基づいて例外的に当該個人に就労許可を出すよう交渉すべく、事務所はあらゆる努力を行うべきである。受入国／庇護国において就労する権利を持たない難民が行う通訳は、UNHCR通訳人の人員不足に対処がなされるまでの例外的かつ一時的な措置としてのみ利用することができる。

UNHCR事務所は、**指定された事業実施契約団体との取り決めによって提供される通訳人のサービス**を利用することができる。ただし、当該通訳人が以下の規定に従って、UNHCRによる難民認定手続における通訳に関する研修を受けること、また提供されるサービスがUNHCR保護担当職員による有効なモニタリングと指導の対象となることを条件とする (§2.5.9—*通訳人の指導と監督* 参照)。

通訳人が難民審査官の使う言語に加え、申請者の言語および方言に堪能であることを難民審査官は確認しなくてはならない。もし通訳人不足により申請者の話す方言以外で通訳が行われる場合、そのことは申請者の陳述の信憑性を評価する上で考慮されなくてはならない。

UNHCRマנדート難民認定手続における通訳業務に従事する者はすべて、職務を遂行するにあたり、**UNHCR通訳人の秘密保持と中立性に関する誓約書 (付属書類2-1)** および**非国連職員のためのUNHCR行動規範 (UNHCR Code of Conduct for non-UN personnel)** に署名しなければならない。

すべてのUNHCR通訳人は、UNHCRの任務と難民認定プロセスに関する導入研修を受けなければならない。

研修

UNHCR通訳人に対する導入研修

- UNHCRの難民保護任務と業務
- 関連するUNHCR事務所における登録・難民認定手続および関連する標準運用手順
- 難民との面接において使用される可能性のある難民関連の必須用語
- 面接の目的および面接で要求される通訳の形式や申請者と難民審査官の発言を完全かつ正確に通訳することの重要性などの通訳人としての責任
- 申請者や難民審査官の代わりに答えられないことなど、UNHCR通訳人の公平かつ中立的役

割

- すべてのUNHCR手続における守秘義務
- 通訳業務を行う際のジェンダー、年齢、多様性、文化に対する配慮
- 面接中に生じる可能性のあるトラウマを示しうる兆候と、そういった状況において通訳としての責任を果たす方法
- 物理的環境の熟知等のセキュリティー関連の手続やリスク、UNHCR事務所の具体的な業務環境を考慮したその他関連する問題

導入研修に加え、UNHCRの関連業務における**通常**の研修への参加を促すなど、通訳人が知識や技能を向上させるための機会をUNHCR事務所は可能な限り提供しなくてはならない。UNHCR通訳人への研修や語学用の参考文献や用語集の作成のため、特に大学といった現地の機関や団体と協働する可能性をUNHCR事務所は検討することができる。

2.5.3 UNHCR 通訳人以外の者による通訳

人員不足により UNHCR 通訳人が利用できない場合や必要な言語スキルや適切な経歴を持たない場合で、遠隔通訳の手配（§2.5.5 – 通訳人の面接への遠隔参加 参照）といったその他の通訳手段が実現不可能であるか、申請者にとって長期間の手続の遅延を生じさせる可能性がある場合には、例外的に UNHCR 通訳人以外の者が通訳を行うことができる。こうした通訳人には、申請者自身が手配した通訳人、UNHCR 通訳人ではない庇護希望者や難民、UNHCR の他の保護担当職員（難民審査官を含む）、事業実施契約団体や非政府組織、語学施設、その他の機関との臨時の手配などにより提供される通訳人が含まれる。

UNHCR通訳人以外の者による通訳が必要な場合、UNHCR職員は当該**通訳の有効性を評価・促進**し、**難民認定手続の機密性と完全性・整合性を保全**するために適切な手段を取らなければならない。

主要な考慮事項

面接を行うUNHCR職員は通訳人の能力を評価し、通訳の質を確保するために以下の手順に従うべきである。

- 通訳人に対し、当人が通訳言語に関して持つ背景と通訳経験を簡単に確認する
- 通訳人と申請者の関係を確認する
- 通訳人に対して面接の性格と目的、求められる通訳の形式、手続の機密性について説明し、「UNHCR通訳人の秘密保持と中立性に関する誓約書」（付属書類2.5-2）に署名するよう求める
- 通訳人の言語の流暢さ、通訳人と申請者の潜在的な利益相反や搾取的関係の可能性といった通訳の質や信頼性に関連しうるあらゆる詳細についてメモを取り、ファイルに入れ

る

- ▶ 可能な限り提案された通訳人が同席していない場所で、申請者に対し、当該通訳人の手配に同意するかどうかを聞き、その手配に対する賛成または反対の理由をファイルに記録する

もし申請者がUNHCR通訳人以外の通訳人によって通訳が行われることに同意しない場合、または、通訳人と申請者の間に利益相反や搾取的な関係がある場合など、提案されている通訳人の効果的、中立的かつ正確な通訳を行う技能・能力に深刻な懸念が生じた場合には、UNHCR職員は当該通訳人の面接への参加を拒否することができる。申請者と通訳人は拒否された理由を知らされるべきであり、その旨のメモを申請者のファイルに入れるべきである。

申請者とのコミュニケーション手段が他にない場合を除き、**原則としてUNHCR通訳人としての能力・資質を有していない・研修を受けていない庇護希望者や難民**に対してUNHCR難民認定手続における通訳の提供を求めるべきではない。他の庇護希望者や難民による通訳を利用する場合には、通訳は最初の接受手続におけるコミュニケーションに限られるとともに、必要なカウンセリングをはじめ、登録と難民認定面接には能力・資質を備えたUNHCR通訳人による通訳が行われるようあらゆる努力をすべきである。またそういった状況下で申請者とコミュニケーションをとるUNHCR職員は、あらゆる実行可能な手段を講じて、申請者の身分を明かすような経歴情報や難民申請内容の詳細を引き出す可能性のある質問を制限することを含め、申請者の申請内容に対する秘密を保持すべきである。

能力・資質を備えたUNHCR通訳人が利用できない際に面接を行う必要がある場合、例外的に、申請者は**申請者が手配した通訳人**による通訳サービスを利用することが認められる場合がある。家族の面前での申請に関連する事実の開示を申請者が嫌がる場合があること、難民認定手続への家族の同席に申請者が本当に同意しているかどうかの判断が難しいことを考えれば、申請者の**家族による通訳を避けるために**、最善を尽くす必要がある。

申請人の**法的手続上の代理人**を務める者は、UNHCR難民認定手続においては通訳業務を行うべきではない。

通訳がUNHCR通訳人以外の通訳人によって行われる場合、難民審査官は通訳の質と正確さに関して特に慎重にならなければならない。通訳の質や通訳人の行為に関する懸念は即座に対処され（さらなる指針については§2.5.4 – **通訳人の関与に関する懸念** 参照）、申請人の陳述の信憑性評価において考慮されるべきである。

2.5.4 通訳人の関与に関する懸念

UNHCR通訳人であるか否かを問わず、面接における**通訳人の参加に懸念を持つ申請者**は、内密にその懸念を面接を行うUNHCR職員に伝え、説明するための機会が与えられなければならない。

難民審査官は、面接の冒頭で通訳が行われる言語や方言を申請人が十分に理解できるかどうかを確認すべきであり、また、申請者には通訳の質や割り当てられた通訳人に対する懸念を、面接中のいかなる時でも伝える権利があることを知らせるべきである。申請者が提起したあらゆる懸念およびそれに対処するためにとられた措置は申請者のファイルに記録されなくてはならない。

申請者が面接を開始した後に懸念を提起した場合、その面接は中止され、難民審査官はその懸念に即座に対応すべきである。通訳における言語や方言と関連しない懸念は、通訳人の立会いの下で議論されるべきではない。

(利益相反や搾取的関係の存在、文化的、宗教的、民族的偏見や通訳人の性別など) 通訳人の参加に関する深刻な懸念を申請者が提起し、難民審査官がその懸念に対処することができず、面接中の情報開示に支障をきたす可能性が高い場合、面接は中止され、難民認定統括職員との相談の上、提起された懸念や手続におけるその影響、別の通訳人が用いられるべきかどうかについて評価が行われるべきである。特定のケースにおいて通訳人の変更が適切であると判断される場合、能力・資質を備えた別の通訳人がいれば、別の通訳人を用いて面接を再開するか、できる限り迅速に日程変更を行う。UNHCR難民認定手続においては、申請者が抱く合理的あるいは他の真正な懸念を予測し、適切な通訳人の割当てによってそれに応えることを確保するため、あらゆる努力が行われるべきである。

申請者が通訳の言語や方言を理解できない場合、または、難民審査官が通訳の質、通訳人の行為・態度、面接における情報開示に影響を与えるようなその他の要因に関して懸念を持った場合は、難民審査官は面接を中断し、即座に通訳人と申請者とともなうそういった問題に対処すべきである。懸念が通訳人の行為・態度に関するものである場合を含め、深刻な懸念が存在する場合、申請者がいない場でそうした懸念に対処することが適切であるかもしれない。難民認定統括職員との相談の後、難民審査官は別の通訳人を割り当て、必要であれば面接の日程を変更するよう求めることができる。申請者を前にして難民審査官が通訳人と行うやりとりは、申請者の利益を考慮して通訳され、記録に残される必要がある。申請者の前で懸念が議論されない場合、そういった懸念は申請者のために要約され、ファイルに記録されるべきである。面接の休憩や中断の理由に加え、該当する場合は通訳の変更は申請者のファイルに記録され、通訳人の変更の理由は申請者に説明されるべきである。

難民審査官は、面接全体を通して**通訳の質に関する潜在的な問題のあらゆる兆候に注意**を怠らないようにし、あらゆる懸念に即座に対応する必要がある。

基準とガイドライン

通訳の質に関する潜在的な問題の兆候

- 申請者が自分のした質問に答えていない。または、質問に部分的にしか答えていない。
- 通訳の質問や返答が必要と思われるよりも著しく長いまたは短い。

- ▶ 通訳なしで認識できる言葉（人名や難民審査官が理解できる言語の言葉など）が通訳されていない。
- ▶ 通訳人と申請者のやり取りが通訳されていない。
- ▶ 申請者が理解していないか、または、通訳人の前で質問に答えるのに不安を感じているような言葉にならないサインがある。

2.5.5 通訳人の面接への遠隔参加

UNHCR事務所が必要とされている言語の通訳人を手配できない場合、**難民認定手続やその他の保護に関わる面接への能力・資質を備えた通訳人の参加を許可するため、遠隔通訳を手配することができる**（遠隔面接の手配については、§4.3.2—**難民認定面接への申請者の遠隔参加** 参照）。遠隔通訳の手配は、現地にいる通訳が必要な言語スキルや適切な経歴を持っていない場合に加え、現地の通訳人の人員不足による手続の長期に及ぶ遅延や未処理を避けるために例外的に検討される。以下に記述される要因は遠隔通訳の手配を検討する際に考慮されるべきである。

遠隔通訳に関連する技術的な課題や限界に鑑みて、遠隔通訳の手配は原則として、面接が行われる場所において能力・資質を備えた通訳人が見当たらない場合の例外的な手段として依拠されるべきである。

遠隔地にいる通訳人の参加を補助するための技術は、明瞭で安定した中断されることのない音声と、場合によっては、映像の送信が可能なものであるべきである。使用する技術は、音声や映像の送信過程で、コミュニケーションが断絶したり会話が復元不可能になったりすることのない十分なものでなくてはならない。信頼できる技術の手配ができない場合、面接におけるコミュニケーションの効率性や有効性、正確性を深刻に低下させるおそれがあるため、一般的に遠隔通訳は適切ではない。

遠隔通訳に用いられる技術はまた、**機密性が保持され、安全なコミュニケーション**ができるようなものでなければならない。適切なレベルの機密性が達成できるか、また、それがどのように達成されるかの評価は、具体的な業務環境における既存の通信システムやその他の要素を勘案しなくてはならない。適切であれば技術的なアドバイスが求められるべきである。

可能な限り、通訳業務が手続の機密性を保持できる状況下で、背後の騒音や中断なく提供されることを確保するため、通訳人はUNHCRが手配した場所において面接に参加するべきである。そういった施設が手配できない場合、通訳人に関連する指針や規則により、通訳人は中断や騒音がなく、第三者のいない場所で業務を行うことが求められる。安全な音声・映像通信を手配する必要がある。

申請者に対しては、通訳人が遠隔地から業務を行っている状況を伝えなくてはならず、通訳手配の機密性（面接の電子記録の使用・保管に関するものを含む）や通訳人の業務の履行における役

割・義務・請負事項について説明しなくてはならない。面接の冒頭において、申請者は遠隔通訳の手配に関して質問を行い、懸念を表明する機会が与えられるべきである。もし申請者が遠隔通訳の利用について深刻な懸念を提起した場合で、その懸念が面接中の情報開示に関する問題につながる可能性が高く、難民審査官が解決できないようなものである場合、提起された懸念、手続への影響、そして遠隔通訳を用いて手続を進めることが適切かどうかについて難民認定統括職員との相談し、評価することが必要となる。

遠隔通訳の手配に関し、音声か映像かどうかに関わらず、理想的には申請者の同意が求められるべきである。十分かつ誠実な情報開示を促すために信頼関係を構築し、申請者が安心できる面接環境を確保することの重要性に鑑みて、もし申請者がビデオでの対面に反対の意思を伝えた場合、映像なしでの音声による通訳人の参加が一般的には好ましい。

通訳人が同席する場合と同様、難民審査官は通訳人と申請者がお互いの言語と方言を理解できることに加え、面接の初めから終わりまで、申請者と通訳人にとって**音声・映像の質が適切であるかどうか**を確認する必要がある。難民審査官は両者に対し、面接中に音声・映像の質または送信に問題があれば合図を出すよう求め、直ちに問題への対処に努めるべきである。通訳人と申請者におけるコミュニケーションの質や正確さを低下させるような技術的問題が継続する場合、一般的に、面接は適切な通訳が可能になるまで延期されるべきである。

遠隔通訳の手配が生じさせる一定の課題を考慮すると、遠隔通訳の手配は**拘禁中の申請者**や、特に子どもの申請者や聴覚障がいやその他一定の精神的または身体的な障がいがある者、トラウマや拷問の影響に苦しんでいる者といった**特定のニーズまたは脆弱性を有する人々**の面接においては、一般的に適切ではない (§4.3.2－難民認定面接への申請者の遠隔参加 参照)。

2.5.6 UNHCR 通訳人の中立性

通訳人の公平で中立的な役割は難民認定手続を通じて維持されるべきである。以下のガイドラインはすべてのUNHCR職員と通訳人によって遵守される必要がある。

基準とガイドライン

通訳の中立性と質を保持するためのガイドライン

- 通訳人は難民審査官と申請人とのすべてのコミュニケーションを逐語的に、十分かつ正確に通訳し、正確な通訳ができない場合にはただちに難民審査官と申請人に伝えるべきである。
- 申請者による言語や方言の使用に関するものを除き、難民審査官は通訳人に対して申請者の陳述の信憑性の評価や申請者が提供した証拠の信頼性に関する調査・意見を求めるべきではない。この点について、通訳人による発言は一般的に、言葉の文化的な意味やその言語におけるその他ニュアンスの説明の他、用語や言い回しが通訳言語において正確な訳語を

持たない場合の指摘など、通訳の過程に生じた問題のみに限られるべきである。申請者の言語や方言に関する情報から申請者の主張する国籍や民族性、出生地、その他重要な事実に疑念が生じる場合、一般的に、申請者の陳述の関連する側面についてさらなる審査を進めるべきであり、すべての利用可能な証拠に鑑みて特定の事実の信憑性が評価されるべきである。

- ▶ 通訳人の個人的な偏見や文化的要因は通訳の質に影響を与えるべきではなく、通訳人は申請者に対して尊厳や敬意をもって接し、専門家としての姿勢・態度を保つべきである。
- ▶ 通訳人は、決して申請者の代わりにアドボカシー行為をしたり、UNHCRに対して介入したりすべきではなく、また、申請者の主張を損なわせようとするべきではない。
- ▶ UNHCR通訳人は、庇護希望者や難民からのUNHCR事務所外での打ち合わせ依頼に応じたり、UNHCR難民認定手続における通訳人の中立性に影響を与える可能性のある他のやり取りを行うったりすべきではない。申請者の主張内容と関連して、UNHCR事務所外において通訳人の補助が求められるような緊急時には、通訳人は適切なUNHCR職員から事前に書面で承認を受けることが求められる。
- ▶ 当該庇護希望者との面識や過去の接触、利益相反の可能性、脅迫や賄賂の申出を受けたことを含め、通訳人自身の中立性に影響を与えると見なされるような要因があった場合は担当のUNHCR職員か、適切な場合には難民認定統括職員に直ちに知らせるよう、通訳人に対して指示すべきである。
- ▶ 通訳人に通訳業務を行う申請者を選ばせたり、通訳業務の実施日以前に申請者の身元を知らせたりすべきではない。ただし、通訳人が面接で使用する可能性のある特殊な専門用語について準備する必要がある場合、または、申請者が安全上のリスクを呈しており、通訳人がそのようなリスクを理由に通訳の提供を拒むことができるような場合は、例外とされる。
- ▶ 可能な限り、面接の日程調整において、通訳人は異なる難民審査官に割り当てられるべきであり、通訳人による特定のケースへの継続的な関わりは避けられるべきである。ただし、特定のニーズまたは脆弱性を有する申請者に関しては、難民認定面接が複数回実施され、同一の通訳人の使用が信頼関係を築き、十分かつ誠実な情報開示を促すことにつながる場合には、同一の通訳人を用いることが適切なこともある。
- ▶ 可能な限り、通訳人は同じ国籍、民族または同じ難民コミュニティに属する申請者のケースに割り当てられるべきではない。
- ▶ 通訳中以外、通訳人と申請者の間のいかなる接触も避けられるべきである。難民認定面接の前後や最中において、通訳人を申請者と二人きりにするべきではない。
- ▶ 原則として、UNHCR事務所は、難民認定手続における通訳人の中立性を損なうおそれがある場合、通訳人自身に申請者に対するカウンセリングを担当させたり、通訳とは関わりのない他の職務を割り当てたりすることは避けるべきである。

2.5.7 守秘義務

通訳人は、UNHCRの業務遂行時に入手した情報に関する秘密を厳格に守るとともに、難民認定に従事するUNHCR職員以外の者に対して、同情報に関してコメントしたり同情報を漏らしたりすべきではない。UNHCRに関する業務遂行時に入手した情報に関する秘密を保持するという義務は、UNHCRとの実際の契約期間後も継続する。

通訳人は、**UNHCR通訳人の秘密保持と中立性に関する誓約書（付属書類2.5-2）**に署名しなければならない。同誓約書においては、通訳人は自身の守秘義務と中立性に関する義務を理解し承諾することを確認すべきである。

2.5.8 通訳人による申請者個人のファイルへのアクセス

通訳人は、一般ファイル保管場所やUNHCRの関心対象者に関する個人情報が含まれる電子データベースにアクセスが与えられるべきではない。原則として、通訳人は関心対象者の個人ファイルを扱うべきではない。例外として、通訳人に個人ファイルへのアクセスを必要とする追加業務を任せる場合には、個人ファイルへのアクセスは業務の遂行にとって必要な範囲に厳しく制限されるとともに、綿密な指導が行われるべきである。通訳人は、申請者や難民とのやりとりの記録を保持することを認められるべきではなく、面接の終わりに難民審査官にメモを提出することが求められる。将来の見直しに通訳人のメモが役立つ可能性がある場合、通訳人のメモはファイルに保存されなければならない。

2.5.9 通訳人の指導と監督

各UNHCR事務所は、UNHCR手続における通訳人の仕事を指導する役割を持つ保護担当職員を指定すべきである。一般的に、**難民認定統括職員**は、UNHCRによる難民認定手続における通訳業務の質に対して監督責任を負う。難民認定統括職員やその者によって指定された保護担当職員は、UNHCR通訳人の登用、研修、指導に直接関わるとともに、同通訳人が必要なスキルや研修を受けており、難民認定手続において効果的に通訳するための適切な姿勢・態度を有していることを確保すべきである。

各UNHCR事務所は、定期的な通訳人の技能評価を行うべきであり、また、1人もしくは複数人の通訳人について健全性や秘密保持、仕事の質について懸念がある場合は臨時の調査を行うべきである。そうした調査には、提供された通訳が正確であり専門的かつ中立的な形で行われていることを確認するため、通訳人の行ったコミュニケーションや面接の録音音声を選択的に聞き直すことが含まれる。

UNHCRの関心対象者にUNHCR職員の不正行為を報告する機会を与えるために各UNHCR事務所

に設けられた苦情申立て手続は、**通訳業務についての意見と苦情**を伝えるためにも用いられるべきである。この手続は、すべての申請者とUNHCR職員に明確に周知されるべきである。通訳の質、通訳人の中立性や秘密保持、通訳人の言動の他の事柄に関する苦情はすべて、難民認定手続における通訳の質の監督責任を負う保護担当職員へ回付されるべきである。通訳業務に関する苦情申立て手続は§2.6—**苦情申立て手続**において規定されている原則に従って、受け取った苦情のフォローアップと取られた措置の報告責任を明記すべきである。

各UNHCR事務所は、通訳人の「燃え尽き」を防止したり、不正や安全上のリスクを避けたりするために、常に通訳人の**心理社会的・身体的な健康状態**に適切な配慮をする必要がある。トラウマにさらされる可能性が高いことを考えると、通訳人は少なくともストレス・トラウマ予防の基礎を理解するなど、安全とトラウマに関する備えをし、職員の福祉研修にも含まれるべきである（特に§4.2.4—**個別ケース処理における配慮義務**参照）。各事務所は、所内の保護チームが利用できる継続的な心理社会的支援への通訳人のアクセスを促すべきである。通訳人の抱える代理トラウマの度合いを管理するため、各事務所はストレス管理を行い、対処メカニズムを取り入れるべきである。これらの対処方法には、通訳業務と翻訳業務を入れ替えたり、難民認定と第三国定住、コミュニティ支援の業務において通訳人を交代で勤務させたりすることが含まれる。

通訳人の研修や指導に関するより詳細な指針については、IOM-FOM005/2009に添付されている「通訳人の採用手続・雇用条件・研修・指導に関するガイドライン」を参照されたい。

付属書類

付属書類 1：追加資料リスト

注意：下記のリストは、UNHCR難民認定手続における通訳に関連するUNHCRの方針についての参考資料と指針を示すものである。難民認定を担当するすべての保護担当職員は、これらの文書へのアクセスを与えられ、かつこれらの文書に精通しているべきである。管理職の者は、これらの文書がその実施を担当する職員に周知され、かつこれらの文書に掲げられた指示が当該UNHCR事務所の手続と実務に反映されることを確保するべきである。

Guidelines for the field on recruitment procedures, conditions of service, training and supervision of interpreters, UNHCR, IOM-FOM 005/2009, 19 January 2009, <https://bit.ly/3arZILa>

UNHCR 研修テキストシリーズ3 『難民の面接における通訳』 UNHCR（2011年12月）
<https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/SelfStudyModule.pdf>

Policy on the Protection of Personal Data of Persons of Concern to UNHCR, May 2015, <http://www.refworld.org/docid/55643c1d4.html>

付属書類 2 : UNHCR 通訳人の秘密保持と中立性に関する誓約書

国連難民高等弁務官事務所

UNHCR通訳人の秘密保持と中立性に関する誓約書

通訳人氏名 : _____

UNHCR行動規範を遵守するとともに、UNHCR通訳人として、通訳業務において以下の事項を誓います。

守秘義務

UNHCRの通訳業務を通じて知り得た庇護希望者、難民、国内避難民、帰還民、無国籍者（以下これらすべての類型をUNHCRの関心対象者という）、職員や業務に関するいかなる情報も開示、話題にしないことを誓います。守秘義務に関する上記の誓約はUNHCRとの業務契約終了後も継続するものと理解しています。

中立性の維持

職務を遂行する際、またUNHCRの敷地内・外での言動においては、UNHCRの通訳としての中立性の義務に十分に整合したかたちで行うことを誓います。具体的には以下の行動を指します。

- 能力の限り、正確かつ完全な通訳を行うこと。
- 中立的かつ客観的なかたちで通訳業務を行うこと。
- UNHCRの関心対象者に代わってのアドボカシー行為には関与しないこと。
- UNHCRの関心対象者から、またはその代わりに、報酬や便宜・好意は受け取らないこと。
- 通訳としての中立性やUNHCR手続の公正性および完全性・整合性を損なう、または損なうと見なされるUNHCRの関心対象者や第三者との接触は行わないこと。
- UNHCR手続においては、文化、ジェンダー、年齢へ配慮したUNHCRの基準に従い、職務を遂行すること。

報告義務

職務を遂行するにあたり、通訳の中立性や有効性を損なう、または損なうと見なされるいかなる事実または出来事も通訳業務の提供先であるUNHCR職員および直属の上司に報告します。特に以下の場合には遅滞なく報告します。

- 通訳業務の提供を割り当てられたUNHCRの関心対象者と公私のいずれかにおいて関係がある場合。
- UNHCRの通訳業務を行うにあたり矛盾する、または両立しないと見なされる他の業務、所属、私益がある場合。
- 担当する通訳業務を行うにあたり悪影響を及ぼす可能性のある他の要素がある場合。

誓約違反

署名後の秘密保持と中立性に関する誓約書は個人ファイルに保管され、上記の誓約に正当な理由なく違反した場合は不正行為となり懲戒手続および/または法的行為の対象となりうる旨を理解します。

上記の誓約書を読み理解したうえで、誓約書諸項目を承諾します。

通訳人署名 _____

日付： _____

場所： _____

2.7 UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理

2.7.1 UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理

法的手続上の代理には、法律や手続に関する助言、難民認定申請書を含む各種書類の記入の支援、口頭および書面による提出物の準備、補強証拠の収集と提出、該当する場合には異議申立て段階や（ケースの）再開手続および、難民の地位の取消し・撤回または終止手続を含めた、難民認定プロセスの全体を通じた面接への立会いが含まれる。これらのどの段階においても、**法的手続上の代理は UNHCR による難民認定手続の非対立的性格に相応しいかたちでなされなくてはならない。**

法的手続上の代理は、公正で透明性のある UNHCR のマンデート難民認定手続を確立させ、決定の質を向上させるための重要な要素である。法的手続上の代理によって、申請者が難民申請に関するすべての情報を提出し、また誤った情報や搾取的な情報をなくして虚偽の申請の提出を断念させることが促進され、その国際保護の必要性を特定することができるため、難民認定プロセスの効率性と迅速性に貢献する。

UNHCR 事務所は、UNHCR のマンデート手続において信頼でき、質の高い法的手続上の代理人が参加することを奨励すべきである。可能かつ適当であれば、UNHCR 事務所は、マンデート難民認定手続において信頼でき質の高い法的手続上の代理を提供し、職員に対する研修やアカウントビリティ確保のための適当なシステムを備えている既存の法律扶助の提供者とのパートナーシップを構築すべきである。

2.7.2 法的手続上の代理を受ける権利

申請者は、**自費で、またはプロボノでの支援が利用可能である場合にはプロボノによって、能力・資質を有する法的手続上の代理人によるサービスを受ける権利**がある。この権利についてはできる限り早く申請者に伝えられるべきであるし、UNHCR 事務所は、可能な限り申請者がこの権利を行使できるように便宜を図るべきである。UNHCR 事務所が法的手続上の代理人の認証制度を実施しているか、法律扶助の提供者とパートナーシップを構築している場合は、認証を受けた法的手続上の代理人や法律扶助団体に関する情報もすべての申請者に提供されるべきである。

法的手続上の代理の欠如が、申請者の難民申請の決定を遅らせたり、その他の点で申請者にとって不利な影響を及ぼしたりするようなことがあってはならない。

保護・養育者がいない子どもや主たる保護・養育者から別離した子どもの申請者の場合には、やむを得ない理由があり例外的に認められない限り、法的手続上の代理人はその子どもの選定後見人や指定された代理人としての機能を果たすことはできない（特に、§3.4.6—子どもの申請者（18歳未満）／保護・養育者がいない子どもと主たる保護・養育者から別離した子ども、§4.3.7—子どもの申請者の面接 参照）。

原則として、処理期間と面接の日程は、法的手続上の代理を受けるために十分な時間の余裕を持って申請者に通知される必要がある。しかし、申請を優先的に処理すべき差し迫った保護上の理由がある場合や、申請が明らかに理由のないものであったり、明らかに濫用されていたりする場合は、UNHCR 事務所は既定の難民認定の迅速手続に沿ってより短い期間で実施することもある (§4.9－難民認定の迅速処理 参照)。迅速手続の実施によって、申請者の法的手続上の代理を受ける権利が排除されるべきではない。

2.7.3 法的手続上の代理人の承認

(a) 法的手続上の代理人としての能力・資質

マンデート難民認定手続において法的手続上の代理人として活動するためには、**その役割を果たすために必要な研修や経験を積んでいなければならない**。正式な法学の学位や現在法律家として専門家認証を受けていることは要件ではない。しかし、法的手続上の代理人として申入れされた者は原則として、以下を有すべきである。

- i. 国際難民法に関する実務的な理解
- ii. UNHCR 手続に関する実務的な理解
- iii. 難民の地位の申請者を支援した経験
- iv. 申請者の申請内容に対する深い理解
- v. 難民事件における法的支援提供者のための倫理に関するモデル規則（「ナイロビ・コード」）などの倫理規定や職務責任の遵守 (§2.7.4(c)－職務上の行為と倫理規定の遵守 参照)

以下の個人は、能力・資質を持ち合わせていないと確信する十分な理由がある場合を除いて、上記の能力・資質を持つと考えられる。

- i. 弁護士、事務弁護士、法律家、法廷弁護士、またはそれと同様の指定専門職として、国連加盟国から得た有効な免許状または法律家としての専門家認証を受けている；または
- ii. UNHCR とパートナーシップ関係にあり、庇護希望者・難民に無料または低額の法的手続上の代理を提供しており、確立された信頼できる組織の一員である；または
- iii. マンデート難民認定手続における法的手続上の代理人としての役割を果たすことについて、UNHCR からすでに承認されている。

個人が上記で求められた能力・資質を持ち合わせていないと考えられる場合、UNHCR 事務所は、UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理人としての活動を承認されるために必要な研修や経験を積んでいるかどうかを確認するため、適切な質問・確認をすべきである。そのような質問・確認は、難民認定統括職員または別に指定された職員によって行なわれるべきである。その際には、既存の手続や、庇護希望者・難民に無料または低額で法的手続上の代理を提供している確立された信頼できる組織とのパートナーシップ協定が存在する場合には、その規定に従って行うべきである。ある人物が UNHCR の難民認定手続において法的手続上の代理人としての役割を

果たすための能力・資質を持ち合わせ、経験を積んでいるかという判断は、個別に、公正かつ迅速に行われるべきである。

法的手続上の代理人として提案された人が求められる能力・資質を満たしている場合であっても、利益相反や、過去の甚だしい不正行為、搾取的な関係、その他の深刻な倫理上の懸念に関する理由によって、UNHCR がその人物を法的手続上の代理人として認めない可能性もある。すでにUNHCR から法的手続上の代理人として承認された者であっても、上記のような理由がある場合には同様に承認されない可能性がある。

提案された人物が法的手続上の代理人としての**能力・資質を持ち合わせていないか、適当ではない**と決定したときは、申請者やUNHCR 職員の保護や安全上の懸念といったやむを得ない理由がある場合を除いて、申請者や法的手続上の代理人の候補者に対して説明すべきである。そうした決定の理由については、**申請者ファイルに記録すべき**である。可能かつ適切であれば、UNHCR 事務所は申請者に代わりとなる法的手続上の代理人を紹介するよう努めなければならない。提案された法的手続上の代理人が必要な能力・資質を持ち合わせていないか、適当ではない場合でも、**§4.3.4－法的手続上の代理人以外の第三者の同席**に規定されている条件に基づいて難民認定面接への立会いを許可するにふさわしいかどうか、UNHCR 事務所は慎重に判断すべきである。

UNHCR 事務所は、今後の参考のために、法的手続上の代理人として承認されたすべての人物の記録を残すべきである。

法的手続上の代理人の承認と指定の過程を円滑にするために、各UNHCR 事務所は、その難民認定手続において申請者の法的手続上の代理人を務める者を対象に、その能力・資質を認める**認証制度**の実施を検討することができる。

原則として、UNHCR の難民認定手続における法的手続上の代理人として承認されるためには、受入国／庇護国に物理的にいる必要がある。しかし、受入国／庇護国において能力・資質のある法律扶助提供者がない場合や、差し迫った保護上の理由がある場合を含めて、ある特定の状況では国外からの代理が適切なこともある。受入国／庇護国に物理的にいない法的手続上の代理人も、国内における法的手続上の代理人と同じ能力・資質を持ち合わせ、同様の手続的要件を満たすべきである。

(b) 法的手続上の代理人の指定

申請者は、提案された法的手続上の代理人が**§2.7.3(a)－法的手続上の代理人としての能力・資質**に規定されている能力・資質を持ち合わせている場合、UNHCR の難民認定手続のどの段階においても、法的手続上の代理人を指定することができる。そのような代理は、完全代理でも部分的代理でも良く、特にカウンセリングや書面による提出物の準備、面接の準備と立会いが含まれる(**§2.7.4(a)－法的手続上の代理人の役割** 参照)。

申請者は、法的手続上の代理人の参加を承諾する書面を提出しなければならない(付属書類 2.7-2 **法的手続上の代理人承認書**)。また、申請者は法的手続上の代理に何らかの制限があるかどうかを

UNHCR に知らせる必要がある。当該承諾書が UNHCR に受理されるまでの間は、UNHCR 事務所は法的手続上の代理人と連絡を取ったり、申請者の面接や他の予約の際の立会いを認めたりすることはない。

法的手続上の代理人の指定に関するすべての書類や関係情報は、申請者ファイルに保存または記録されるべきであり、確認が取れたものは登録データベースに記録されるべきである。

(c) 法的手続上の代理の終了

申請者は、いつどのような理由でも法的手続上の代理人から代理人としての承認を取り下げることができるが、UNHCR に書面でその主旨を知らせなければならない。法的手続上の代理の終了は申請者ファイルに正式に記録する必要がある。

法的手続上の代理人は、職務上の倫理規定やナイロビ・コードに従って代理を辞退することができるが、UNHCR に書面でその旨を報告しなければならない。法的手続上の代理人は、申請者にも辞退を報告しなければならず、できる限り、代わりとなる法的手続上の代理人を申請者に紹介しなければならない。

法的手続上の代理人が§2.7.3(a)－*法的手続上の代理人としての能力・資質*で規定された必要な能力・資質をもはや持ち合わせていないと確信する十分な理由がある場合や、法的手続上の代理人が利益相反や甚だしい不正行為、搾取的な関係、またはその他の深刻な倫理上の懸念の影響を受けている場合、UNHCR 事務所は、法的手続上の代理人による UNHCR 難民認定手続への参加に関する承認をいつでも見直すことができる。

UNHCR 事務所は、上記のような理由がある特別な場合に、UNHCR 手続における法的手続上の代理人としての承認を取り下げるのが適切かどうかを確認するため、その裁量によっていつでも申請者や法的手続上の代理人から聴き取りをすることができる。原則として、法的手続上の代理人としての承認を取り下げる決定は、既定の手続や、庇護希望者・難民に無料または低額で法的手続上の代理を提供している確立された信頼できる組織とのパートナーシップ協定が存在する場合にはその手続・規定に従って、難民認定統括職員または別に指定された保護担当職員によって行われるべきである。UNHCR は法的手続上の代理人、同代理人が所属する組織、および申請者に対して、承認の取り下げを書面で通知し、そのような決定の理由を申請者ファイルに記録すべきである。可能かつ適切であれば、UNHCR は申請者に、無料または低額で法的手続上の代理を行っている他の提供者を紹介するよう努めなければならない。

2.7.4 法的手続上の代理人の役割と責任

(a) 法的手続上の代理人の役割

法的手続上の代理人の役割は、申請者に適切かつ機密性が保持された法的・手続的助言を与えることに加え、申請者の難民申請が完全かつ正確に申立てられ、UNHCR の難民認定手続の全体を通

して申請者の権利が保護され尊重されるよう確保することである。

法的手続上の代理人は、口頭および書面による提出物の準備や、出身国情報を含む補強証拠の収集と提出を支援したり、申請者の申立てを補強するための法的意見書を提出したりすることができる。

UNHCR 事務所は、申請者に代わって法的手続上の代理人が提出したすべての資料を、速やかにかつ規定の時間枠内に、更に申請者のケースで決定がなされる前に、受理・検討しなければならない。UNHCR 事務所は、書面による提出を行うための書式や時間枠を定める公正で透明性のある規定を策定すべきである。

難民認定や異議申立てに関するあらゆる面接と、申請者の難民の地位の決定やその取消し・撤回・終止に関する情報を UNHCR が収集するために行うあらゆる面接において、申請者は法的手続上の代理人を同席させることができる。

申請者の法的手続上の代理人は、書面において、申請者の同意を得た上で、面接の延期と後の日程への変更を求めることができる。延期の要請は既定の手続に従って速やかになされる必要がある。法的手続上の代理人が正当な理由（補強証拠を取得したり書面による提出を行ったりする必要性等）を提示し、当該要請がなされることによって申請者の権利や安全が不当に損なわれない場合は、延期の要請を許可すべきである。法的手続上の代理人は、個人的理由によって面接が遅れることを避けるために、申請者の法的手続上の代理のために別の取り決めを行うことを含め、あらゆる対策を講じるべきである。延期を許可した場合には、法的手続上の代理人による延期の要請を申請者ファイルに記載するとともに、既定の日程調整手続に従って、面接の日程変更を行うべきである（§3.5－難民認定面接と予約の日程調整 参照）。

難民審査官は、面接の始めに出席者全員に対して法的手続上の代理人の役割と責任について説明しなければならない。法的手続上の代理人は、面接中の難民審査官や申請者の発言を中断することを控えるべきである。面接中の介入は、面接の終了時まで提出を待っている十分な対応や是正ができないような、手続の公正性を害する行為に関するものに限るべきである。法的手続上の代理人は、ケースに関する事実について申請者を代弁する必要はなく、UNHCR による事前の同意なしに個人的に通訳を手配する必要もない。法的手続上の代理人は、面接中にメモを取ることはできるが、他の方法で記録することはできない。法的手続上の代理人には、面接の終わりに手短かに発言をする機会が与えられる。その発言は、面接の調書や録音として記録されるべきである。

法的手続上の代理人の面接への参加は、常に、**UNHCR による難民認定や他の手続の非対立的性格に相応しいかたち**でなされるべきである。また、申請者による申請についての完全かつ信頼のおける開示に資するものであるべきである。万が一法的手続上の代理人の参加がこうした目的を妨げる場合には、面接からの退席を求められることになる。（難民認定統括職員と相談した上で）法的手続上の代理人による面接への参加を不許可としたり許可を取り下げたりする際は、いかなる場合でも、難民審査官は同決定の理由を申請者に説明するとともに、申請者ファイルに同理由

の詳細を記録すべきである。難民審査官は、法的手続上の代理人が不在の状態面接を継続することが適当かどうか、あるいは面接を中止して、特に申請者が別の法的手続上の代理人を探すことを許可するために日程変更した方がよいのか慎重に判断すべきである。

(b) コミュニケーションと情報へのアクセス

UNHCR 事務所は、申請者から書面で特に他の求めがない限り、面接日程や決定通知、不認定の決定の理由を含め、申請者の難民の地位の決定や取消し・撤回・終止に関するすべての事柄について、申請者や承認された法的手続上の代理人と連絡を取り合わなければならない。法的手続上の代理人を受入国／庇護国に物理的にいない場合は、すべての連絡は申請者のみに宛ててなされる。その上で、申請者は必要に応じて法的手続上の代理人に知らせることができる。法的手続上の代理人は、情報の提出を行うために適切な書式や時間枠について知らされるべきである。

書面による提出物に加えて、日程調整や異議申立ての通知を行ったり、UNHCR に通訳や他の特別なニーズについて知らせたり、補強資料や欠如している書類、難民認定手続の方法に関する他の問題について提出したりするなど、すべての手続上の側面について、承認された法的手続上の代理人は申請者に代わって UNHCR と連絡を取ることができる。

承認された法的手続上の代理人は、申請者の明確な承諾を得た上で、申請者によって、または申請者に代わって提出されたすべての医療診断書、精神科の書類、他の専門家による書類および他のどのような書類についても請求することができ、UNHCR はこれらを可能な限り代理人に共有しなければならない。法的手続上の代理人は、請求によっては UNHCR 事務所の敷地内へのアクセスを認められ、監督下において、または UNHCR 事務所によって規定された他の安全かつ適切な手段を通じて、申請者との面接の調書や録音へのアクセスを認められる。法的手続上の代理人へのすべての**情報開示は、UNHCR データ保護方針に従って行われ、申請者の秘密保持に対する権利が尊重**されなければならない。

(c) 職務上の行為と倫理規定の遵守

法的手続上の代理人は倫理規定や職務責任を遵守しなければならない。これは、国の司法登録制度や組織あるいは個人としてナイロビ・コードなどの倫理規定を遵守することによって達成される。

法的手続上の代理人としての活動が承認される際に、UNHCR は、申請者に対して法的手続上の代理人が倫理規定を守る義務があることを伝えるべきである。法的手続上の代理人は、請求があれば、申請者に倫理規定のコピーを提供すべきである。法的手続上の代理人が専門家認証を受けていなかったり、庇護希望者・難民に法的手続上の代理を提供する確立された信頼できる組織に属していなかったりする場合は、当該代理人と申請者にナイロビ・コードのコピーを渡すべきである。

申請者に対しては、法的手続上の代理人による職務上の行為と倫理規定に関連した問題について UNHCR の注意を喚起することができるように、事務所内に設けられている一般苦情申立て手続

を伝えておく必要がある。

法的手続上の代理人に対しても、UNHCR の注意を喚起することができるように、事務所の既存の一般苦情申立て手続を伝えておく必要がある。

付属書類

付属書類 1：追加資料リスト

注意：下記のリストは、UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理に関連する UNHCR の方針についての参考資料と指針を示すものである。難民認定を担当するすべての保護担当職員は、これらの文書へのアクセスを与えられ、かつこれらの文書に精通しているべきである。管理職の者は、これらの文書がその実施を担当する職員に周知され、かつこれらの文書に掲げられた指示が当該 UNHCR 事務所の手続と実務に反映されることを確保するべきである。

Policy on the Protection of Personal Data of Persons of Concern to UNHCR, May 2015,

<http://www.refworld.org/docid/55643c1d4.html>

Model Rules of Ethics for Legal Advisors in Refugee Cases (“Nairobi Code”), Southern Refugee Legal Aid Conference (SRLAC), 1 February 2007, <http://www.refworld.org/docid/4700d1572.html>

付属書類 2 : 法的手続上の代理人承認書

国連難民高等弁務官事務所

法的手続上の代理人承認書

申請者本人が記入すること

申請者氏名 :

生年月日 :

難民認定ファイル番号 :

_____が私の国連難民高等弁務官事務所に対する難民の地位の申請に関する一切の事項に関し私の法的手続上の代理人を務めていることを証明します。

これまでに私が自らUNHCRに提供した情報または資料を上記の者に開示し、また私の難民の地位の申請に関するUNHCRの決定を上記の者に通知する事を許可します。

この承認書の有効期限は、私の難民申請についてUNHCRによる最終決定が下されるまで、または私がUNHCRに対し上記の者が法的手続上の代理人ではなくなった事を通知する日までとします。

申請者署名 :

日付 :

2.8 UNHCR 難民認定手続における子ども

2.8.1 子どもの申請者に関する一般的考慮事項

子どもは、年齢にかかわらず、または保護・養育者の有無もしくは主たる保護・養育者から別離しているか否かにかかわらず、**独自の難民申請を行う権利**を有する。子どもの申請者に対しては、申請を行うにあたって必要なすべての援助と支援が与えられるべきである。子どもが独自の難民申請を行うか¹、または認定された難民の被扶養者として派生的難民地位を申請するか（派生的難民地位についての指針は§5—**家族統合の権利に基づく申請の処理** 参照）にかかわらず、本セクションに掲げられた原則および手続上の基準ならびにより幅広く「難民認定手続基準」が遵守されなければならない。該当する場合、子どもの申請者に関連する追加的な基準と推奨事項が「難民認定手続基準」の他のユニットに掲げられている（たとえば、§3.2.6—**家族／被扶養者の登録面接**、§3.4.6—**子どもの申請者（18歳未満）／保護・養育者がいない子どもと主たる保護・養育者から別離した子ども**、§4.3.7—**子どもの申請者の面接**および§5.3.2—**子どもに関する派生的難民地位の申請** 参照）。

本セクションおよび「難民認定手続基準」の他の箇所で用いられている子ども関連の用語は次のように理解されるべきである。

定義：

- **子ども**：18歳未満の者。この用語は、乳幼児期から10代後半に至る幅広い発達段階および成熟度を包含するものである。
- **子どもの申請者**：独自の難民申請を行う子どもまたは認定された難民の被扶養者として派生的難民地位を申請する子ども。
- **保護・養育者がいない子ども**：両親およびその他の親族から別離しており、法律または慣習によって子どもの保護・養育に責任を有する成人の保護・養育を受けていない子ども。したがって、この定義の適用上、保護・養育者がいない子どもは、子どもとの関係が法律上または慣習上子どもを監護していると認められる水準に達していない成人（後掲「慣習的保護・養育者」も参照）—たとえば知人または隣人—によって付き添われている場合もある。
- **主たる保護・養育者から別離した子ども**：両親または法律上もしくは慣習上それまで主たる保護・養育者であった者から別離したが、必ずしも他の親族から別離したわけではない子ども。したがって、このような子どもには、上記以外の成人の家族によって付き添われている子どもも含まれる場合がある。当該親族が長期間その子どもの主たる保護・養育者であり、法律上または慣習上監護権を有していると考えられる水準に達している場合（後掲「慣習的保護・養育者」も参照）、その子どもは主たる保護・養育者から別離した子どもとはみなされない。

¹ UNHCR のマנדートに基づく難民基準を満たすすべての申請者は、個別にではなく家族の一員として難民の地位を申請した場合でも、独自に難民として認定されるべきである（§5.2—**派生的難民地位** 参照）。

- **親**：子どもの実親または養親。
- **慣習的保護・養育者**：慣習的保護・養育者とは、コミュニティが、伝統または慣習的慣行によって、子どもの日常的養育、保護および監護を行う者として受け入れている者である。慣習的保護・養育者は子どもの親族である場合もある（そうでない場合もある）。慣習的保護・養育者は通常、出身国、通過国または庇護国において長期間子どもを保護・養育してきた、親以外の者である。
- **法的保護・養育者**：法定保護者、または子どもに対して法的責任を負うその他の者。UNHCR マンデート難民認定手続の適用上、法的保護・養育者／法定保護者が子どもとの関係で有する権利および責任は、親のそれと同様である。
- **後見人**：保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもを難民認定プロセスのあらゆる段階で援助するとともに、子どもが適正に代理され、その意見が表明され、かつ行われるいかなる決定も子どもの最善の利益にかなうものであることを確保する目的で指定される者。UNHCR マンデート難民認定手続における後見人は、法律上、子どもの保護・養育および全般的福祉に関する責任を負わない。法的手続上の代理人が後見人の役割を担うことはできない（§2.8.4(b)－後見人および§2.7－UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理 参照）。
- **支援人**：精神的・情緒的支援を提供し、子どもが意見と好み・希望を表明することを奨励する目的で、難民認定プロセス全体を通じて子どもの申請者に付き添うことのできる、信頼を得た成人（§2.8.4(c)－支援人 参照）。

子どもの申請者が関わる難民認定手続は、あらゆる側面において、最善の利益の原則に従い、子どもにやさしくかつ年齢とジェンダーにふさわしいやり方で進められなければならない。そのためには、子どもの情緒的・精神的・知的発達の水準および成熟度、難民認定プロセス・手続の理解力ならびに個人的・背景的事情を考慮することが必要である。個人的・背景的事情には子どもの年齢、ジェンダー、性的指向、ジェンダー・アイデンティティおよびジェンダーの表現、障がい、文化的小および／または宗教的背景、学歴、健康状態および脆弱性ならびに避難、通過および受入国／庇護国への到着の事情が含まれるが、これには限られない。

難民認定プロセス全体を通じ、子どもの申請者に影響を与えるすべての決定において、子どもの最善の利益も第一に考慮されなければならない。これには、子どもの面接を実施するかどうか、面接時に支援人の立会いを認めるかどうか、子どもの申請の処理を優先させるかどうか、子どもの個人情報を家族、受入国／庇護国当局および事業実施契約団体と共有するかどうかに関する決定も含まれる。子どもの申請者の最善の利益について考える際には、子どもの意見が考慮されなければならない。子どもの申請者の意見は、その年齢、発達水準および成熟度に従い、相応に考慮されるべきである。子どもの発達水準と成熟度を容易に評価できない例外的ケースでは、難民審査官は、子どもの保護を担当する職員または子どもの保護の問題に関して専門的知識を有するパートナー組織に相談することが考えられる。

子どもの申請者による難民の地位の申請についての判断を担当する難民審査官は、難民認定プロセスにおける最も早い機会に、他の保護担当職員との調整を図りながら、難民認定手続の参考とするために必要な情報を収集・共有するとともに、子どもの申請者に特有の保護のニーズと脆弱性がある場合には難民認定プロセスの際に配慮を行うべきである。難民認定手続中に生じた、保護対応が必要とされるいかなる保護上の懸念も、関連の保護担当職員に対して遅滞なく通知されるべきである。優れた実践として、UNHCR 事務所は、登録、難民認定および子どもに特化した保護活動を実施する保護担当職員の間で子どもの申請者に関わる保護介入の調整および関連情報の共有を促進するための手続を定めるよう、推奨される。

2.8.2 最善の利益手続と難民認定プロセス

難民認定プロセスの文脈において子どもの申請者の最善の利益を評価するためには、一般的に、その子どもの具体的な状況とニーズを十分に考慮することが必要である。子どもの最善の利益の評価を正式にまたは別個に実施することが常に必要となるわけではない。一般的には、子どもの最善の利益がどのように評価され、第一に考慮されたかをファイルに記録しておけば足りる。ただし、一定の状況下では（とりわけ重みのある決定が行われる場合など）、最善の利益評価（BIA）²または最善の利益認定（BID）³を別途実施することが必要になる場合もある。保護上の懸念に関して BIA が必要とされる場合、または BID が必要とされる場合には、最善の利益手続の一環として、能力・資質を有する保護担当職員によって実施されるべきである⁴。この手続の結果は、適切な保障措置が整えられるよう確保するため難民認定プロセスにおいて参考にされるべきである。

² 「最善の利益評価」（BIA）とは、個々の子どもに関わる対応を行っている職員が実施する評価（BID 手続が必要とされる場合を除く）であって、対応にあたって子どもの最善の利益が第一に考慮されるように確保するものである。この評価は、必要な専門性を有する職員が単独でまたは他の職員と協議しながら実施することができ、子どもの参加が求められる。

³ 「最善の利益認定」（BID）は、子どもに影響を与える特に重要な決定をする際に子どもの最善の利益について判断するために作成された、厳格な手続的保障を備えた正式な手続のことをいう。BID は子どもの適切な参加を促すべきであり、差別的であってはならない。また、関連分野の専門性を有する審査官の参加および最善の選択肢について評価するためにあらゆる関連要素が比較衡量されるべきである。

⁴ また、特定のニーズおよび／または重要な保護上の懸念を有する子どもの申請者の全般的養育・保護に関連する対応については、難民認定プロセスにおけるその子どもの状況にかかわらず、最善の利益手続に則って行われるべきである。

原則として、子どもに影響を与える決定において子どもの最善の利益が第一に考慮されることを確保するため、難民認定プロセス全体を通じて子どもの申請者の意見が求められるべきである。このような対応は、たとえば、難民認定面接の開始時、カウンセリングの最中、登録面接時、および個人情報の共有に関して子どもの申請者の同意または承諾が求められるあらゆる場合に、必要となる可能性がある。子どもの申請者に関する情報も、それが難民認定プロセスもしくは UNHCR によるその他の保護介入の過程で取得されたものであれ、家族、主たる保護・養育者もしくは慣習的保護・養育者、子どもの法的手続上の代理人または UNHCR のパートナー組織から提供されたものであれ、難民認定プロセスの参考とされるべきである。子どもの申請者についてのいかなる情報も、UNHCR 手続における秘密保持およびデータ保護方針を尊重して利用されるべきである (§2.8.4(d)–秘密保持とデータ保護も参照)。

原則として、**年少である子どもの申請者**⁵を対象として難民認定面接を行うことが適切かどうかを判断する際には、最善の利益評価 (BIA)⁶が実施されるべきである (§§4.3.8–子どもの申請者の面接および§5.3.2–子どもに関する派生的難民地位の申請も参照)。このような目的で行う BIA は、例外的に、当該ケースを割り当てられた難民審査官または子どもの保護を担当する職員が実施することもできる。子どもの申請者の個人的・背景的事情およびケースの状況によっては、難民認定面接の実施を追求することが子どもの最善の利益にかなっているか否かを評価するため、その他の申請者について BIA を実施してもよい。このような BIA は、適切な面接環境および子どもにやさしく年齢にふさわしい面接技法を選ぶ際の参考にもなり得るとともに、子どもの発言を促すために支援人の立会いを推奨することにもつながり得る。

難民認定面接を実施することが子どもの最善の利益にかなったものであるかどうかを検討する際には、以下のものをはじめとする関連の要素が考慮されるべきである。

基準とガイドライン

難民認定面接が子どもの最善の利益にかなったものであるかどうかを決定する際に考慮されるべき要素

- ▶ 子どもが独自に難民申請を行っているか、または派生的難民地位を申請しているか
- ▶ 申請者が、保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者から別離した子どもであるか否か
- ▶ 子どもの年齢
- ▶ 子どもの心理的・精神的発達水準および成熟度
- ▶ 難民認定のプロセス・手続とそれに関わる権利・義務を理解する子どもの能力 (およびこれと関連する同意能力)
- ▶ 申請について判断するため、出身国における子どもの申請者の経歴・経験に関する情報を

⁵ 子どもが「年少」過ぎて難民認定面接を行うことができないかどうかは、実年齢だけではなく、情緒的・精神的発達水準および成熟度によっても左右される。したがって、難民認定面接に関して確定的な年齢尺度を示すことはできない。[訳者注/訳出の関係上、脚注 5 と 6 を入れ替えた]

⁶ これは正式な手続ではないため、標準 BIA 書式の使用は求められない。

申請者から収集しなければならないか否か

- すでに他の情報源（COI、家族、保護・養育者等）から入手可能な関連の情報
- 子どもの申請者が有している可能性のある特定のニーズまたは脆弱性（身体的・精神的健康上の問題および障がいを含むが、これに限られない）
- 子どもの申請者が出身国を離れてからの期間（これは出身国における出来事／経験を思い出して説明する能力に影響を及ぼす可能性がある）および出国時の申請者の年齢
- 子どもの意見および好み・希望

2.8.3 子どもにやさしく年齢にふさわしい難民認定手続

子どもの全面的かつ効果的な保護を確保するため、子どもの申請者が関わる難民認定手続は、子どもにやさしく、かつ年齢とジェンダーにふさわしいものでなければならない。これには、手続が進められる物理的環境、難民審査官および難民認定プロセスに関与しまたは難民認定プロセスを通じて子どもを支援するその他の関係者（たとえば通訳人、後見人等）の姿勢、態度およびスキル、難民認定プロセス・手続に関して子どもの申請者に提供されるカウンセリングおよび情報、ならびに、本ユニットおよび「難民認定手続基準」の他の箇所で行われている子ども特有のその他の支援措置および保障措置が含まれる。個々の UNHCR 事務所が、追加的な手続上の保障措置を適宜設けている場合もある。

可能な限り、難民認定手続をより子どもにやさしく、年齢とジェンダーにふさわしいものにするにはどうすればよいかについて、たとえば参加型評価を通じた子どもとの協議が行われるべきである。

(a) 物理的環境

UNHCR 事務所は、接受から難民認定面接に至るすべての段階の難民認定プロセスが、子どもにやさしく、脅威を感じさせることのない環境で進められることを確保しなければならない。子どもの申請者が安心できるようにし、難民認定プロセスへの参加を促すため、子どものために設けられた区画は安全・安心および歓迎の雰囲気を感じられるようなものであるべきである。そのための対応は、子どものための独立した接受／待機場所を設けること、年齢にふさわしい情報・資料を掲示すること、または遊びや学習のための用具・資料を用意することなど、さまざまな方法でとることができる。

面接環境、特に部屋の構成、座席の配置および室内に置く資料に対しても、特別な考慮が向けられるべきである。たとえば、座席の配置をよりインフォーマルな形（子どもと成人双方にとって居心地のよい低めの椅子と丸テーブル等）にし、コンピューターを使わずに手書きでメモをとるようにすることで、より威圧的でない物理的環境と、情報開示に資する信頼の雰囲気をつくり出せる可能性がある。子どもの法的手続上の代理人、後見人または支援人が立ち会う場合、子どもの近くに座るようにするべきである。

(b) 難民認定担当職員の姿勢、態度およびスキル

子どもの申請者が関わる難民認定手続は、可能な限り、子どもの庇護希望者の面接および援助に関して**知識と経験を有する**、訓練を受けた**職員**によって実施されるべきである。これには、難民審査官、通訳人、および、難民認定手続に関与しまたは難民認定手続を支援するその他の保護担当職員が含まれる。難民審査官は、子どもの申請者が有する特定のニーズと脆弱性に気を配らなければならない。子どもの年齢、情緒的・精神的発達水準および成熟度のほか、ジェンダー、障がい、文化、教育および社会経済的背景その他の関連要素にも合わせて、面接の実施方法を変化させられなければならない。難民審査官と同様に、通訳人も、子どもの申請者が有する特定のニーズと脆弱性に配慮するべきであり、また子どもを相手にして効果的に業務を遂行できるようにするための特別な研修と指針を提供されるべきである。難民認定ケースの割当てを行う際には、難民審査官および通訳人のジェンダーや文化的・言語的背景が考慮されるべきである。通訳人を含むすべての難民認定担当職員に、子どもに特化した研修プログラムに参加する機会が与えられるべきである。

資源が許す場合、UNHCR 事務所は、難民認定チーム内で、子どもの申請者による申請を審査する際に難民審査官に助言と支援を提供するための**担当者（複数可）**を指定することを検討するべきである（「子ども担当者」）。子ども担当者は、申請者の保護のニーズおよび脆弱性が難民認定手続において参考とされ、かつ難民認定手続の文脈で適切に対応されることを確保するため、UNHCR 事務所内で他の保護担当職員との適切な連絡調整を図る責任も負うことができよう。

信頼の雰囲気をつくり出し、かつ子どもの申請者とラポール（信頼関係）を構築することの重要性に鑑み、難民審査官は、面接全体を通して、通訳の質または通訳人の姿勢・態度に問題がある可能性を示すあらゆる兆候に対して注意を怠らず、いかなる懸念に対しても即座に対応しなければならない（§2.5.4—*通訳人の関与に関する懸念* 参照）。子どもの申請者およびその法的手続上の代理人、後見人または支援人は、難民認定担当職員の行為や態度に関わる問題について UNHCR の注意を喚起することのできるように、事務所内に設けられている一般苦情申立て手続について知らされるべきである（§2.6—*フィードバックと苦情申立て* および §2.5.9—*通訳人の指導と監督* 参照）。

(c) カウンセリングと情報

UNHCR 事務所に連絡をしてくるすべての庇護希望者と同様に、子どもに対しては、難民申請を行うために必要な情報と支援が提供されなければならない（§1—*マンデート難民認定における適正手続の中核となる基準* 参照）。難民認定プロセス・手続に関する情報は、可能な限り早い段階で、また難民認定手続全体を通じて必要に応じ、提供されなければならない（たとえば、§3.1.3—*庇護希望者に対する情報の周知*、§3.1.4—*UNHCR 難民認定手続に関するカウンセリング* および §7.1.2—*不認定とされた申請者に対する異議申立ての権利の告知* 参照）。該当する場合、法律扶助の利用可能性に関する情報も、難民認定プロセスの可能な限り早い段階で提供されるべきである。

難民認定プロセスおよびそこから生じる権利と義務について子どもの申請者が理解できるように

し、かつ申請を行うにあたって子どもの申請者を援助するため、このような情報は、子どもにやさしく年齢にふさわしいやり方で提供されるべきである。UNHCR 事務所として、さまざまな年齢、文化的背景または特定のニーズの子どもにとってアクセスしやすい情報資料を作成するとともに、このような情報を効果的かつ安全に周知する手法を開発することが推奨される。子どもの申請者およびその法的手続上の代理人、後見人または支援人に対しては、プロセスのいかなる段階においても、質問する機会と、難民認定手続の要件を理解する上で追加の支援・情報を受ける機会も提供されるべきである。

(d) 子どもにやさしく年齢にふさわしい面接技法

子どもは成人と同じコミュニケーション・スキルを有しているわけではなく、自らの難民申請について大人と同じように説明できない場合がある。子どもは、年齢が低すぎ、または一定水準の成熟度に達していないために、どのような情報が関連性を有するのか評価できなかつたり、自分が目撃・経験したことを思い出して説明することができなかつたりする場合もある。年齢、背景および経験によって、子どもは、ラポール（親密な結びつき）を感じたり信頼感を得たりしなければ、保護を求める理由を積極的に話せないこともある。子どもは、記憶へのアクセス、語彙力、具体的／抽象的思考、被誘導性、情緒およびリスクへの対応の面で成人とは異なる存在である。したがって、採用される面接技法が子どもにやさしく、年齢とジェンダーにふさわしいものであるようにするために改良されることが重要となる。

年長の子どもは、より成人寄りのアプローチに関与できる、すなわち面接時に行われる直接的な質問に対して言葉で応答することが可能な場合もあるものの、より年少の子どもまたは特定のニーズを有する子どもの場合、子どもを安心させて経験を共有できるようにするため、代替的なコミュニケーション手法が必要となることもある。お絵描き、ロールプレイ、ゲーム、物語を話すこと、歌または作文は、年少の子どもの面接を実施する際の有用なコミュニケーション手法となり得る (§4.3.8—子どもの申請者の面接も参照)。子どもの場合には、面接時間を増やしたりは複数回の難民認定面接を実施することや、面接中の休憩回数を増やすことが必要となることもある。

2.8.4 支援措置とその他の保障措置

(a) 優先処理と迅速処理

子どもの申請者による難民申請は、明らかな保護の利益（恒久的解決策へのアクセス、または受入国／庇護国における権利もしくは援助へのアクセス等）がある場合、優先的に処理することができる。適当な時は、子どもの申請者による難民申請を迅速手続に回付し、§4.9—難民認定の迅速処理に従って処理の期間を短縮することもできる。子どもの申請者による難民申請を優先または迅速に判断する旨の決定は、実年齢だけではなく、子どもの特定のニーズおよび状況の総合的評価に基づいて行うべきである (§2.8.4(e)—年齢関連の考慮事項も参照)⁷。そのためには、子ども

⁷ 申請の優先順位付けに関してより包括的なアプローチをとることに、実年齢が争点となること（そうならばその評価のために相当な時間と人的資源が必要となる）を防止し、かつ年齢関連の不正の誘因を少なくするという利点がある。

の申請者による申請および当該申請者が有している可能性のある特定のニーズを、できる限り早く発見するための仕組みが設けられていなければならない。迅速処理においては、子どもの申請者に対し、関連の手續とそれに伴う権利および義務を理解して難民認定面接のための準備を行う十分な時間が認められるべきである。

子どもの特定のニーズ、脆弱性および事情によって迅速処理への回付が正当と考えられる場合もあるとはいえ、迅速手續が適切であるかどうかについてはすべてのケースで慎重な評価が行われなければならない。たとえば、子どもの申請者の個人的・背景的事情によっては、その他の保護介入を行えるようにするために処理の時間的枠組みを長くしなければならず、迅速処理が適切ではない場合もある。同様に、子どもが難民認定プロセスに意味のある形で参加できることおよびその申請について正確な判断が行われることを促進するため、難民認定面接を複数回行うことが必要になる場合もある。

原則として、子どもの申請者による申請が同伴する家族の申請に関係するものである場合（子どもが派生的難民地位を申請している場合を含む）には、子どもの申請を優先的におよび／または迅速に処理するのは必要または適切ではない。ただし、家族の申請も優先的に／迅速に処理される場合、またはそのようにすべきやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。このようなケースを優先処理および／または迅速処理に回付する旨の決定は、子どもの個人的脆弱性または特別なニーズを考慮して、個別に行うべきである。

(b) 後見人

保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもである申請者に対しては、難民認定プロセスのあらゆる段階で子どもを援助し、かつその子どもが適正に代理されること、その意見が表明されることおよび行われるいかなる決定もその最善の利益にかなったものであることを確保する目的で、適切である場合は常に、かつ可能な限りにおいて、**受入国／庇護国で定められた後見に関する国内的枠組みを通じ、後見人を指定することができる**⁸。UNHCR 難民認定手續のための後見人の指定は、子どもの最善の利益にかなったものでなければならず、また UNHCR 難民認定手續の完全性・整合性および機密性を損なうものであってはならない。UNHCR 事務所は、子どもの申請者が、UNHCR 難民認定プロセス・手續に関して年齢とジェンダーにふさわしい情報および必要な場合にはカウンセリングを受けられることを確保しなければならないものの、UNHCR 事務所が、保護・養育者のいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どものために国の後見制度外で後見人を指名しなければならないという要件はない。

基準とガイドライン

UNHCR 難民認定手續における後見人の中核的役割および責任

⁸ UNHCR マンデート難民認定手續の運用上、「後見人」という用語は、「法定保護者」の概念と、またより一般的には子どもに法的な責任を負う他の者と、区別されるべきである。法定保護者に同伴されている子どもは「保護・養育者がいない」子どもでも「主たる保護・養育者から別離した」子どもでもなく、したがって UNHCR 難民認定手續において子どもを援助するための後見人が必要になることはない。

- 難民認定プロセス・手続に関する情報を提供したり、申請を補強する関連情報の収集・提出を援助したりすることなどにより、難民認定手続全体を通じて子どもを援助し指針を提供すること。子どもの法的手続上の代理人が指名されている場合、これは当該代理人と連携して行われるべきである。
- 子どもに影響を与えるすべての決定がその最善の利益に合致して行われるよう主張・擁護すること。
- 難民認定プロセス・手続のさまざまな段階に関する情報を提供するとともに、子どもがこれらを乗り越えるよう支援を行うこと。
- UNHCR 難民認定手続の機密性および完全性・整合性を尊重し、既存のデータ保護方針を遵守すること。

後見人が指名されている場合、後見人は、**UNHCR 難民認定プロセス・手続のさまざまな側面に関する十分な知識および理解と、子どもを対象とする業務の経験**を有している者であることが推奨される。後見人の選出と指名に関して子どもの意見を求め、かつその意見を相応に考慮すべきである。子どもの申請者がこの点に関する意見を形成できるようにするため、子どもに対し、その子どもが理解できるやり方および言語で、後見人の役割と責任に関する説明が行われるべきである。

申請者が保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者から別離した子どもである場合で、子どもの法的手続上の代理人が指名されている時は、当該代理人が後見人の役割を担うことは、例外的にそれが認められるべきやむを得ない理由がある場合を除き、できない (§2.7.2—*法的手続上の代理を受ける権利* 参照)。後見人は常に、UNHCR 難民認定手続の機密性を尊重しなければならない。後見人は全員、秘密保持に関する誓約書に署名しなければならない。

(c) 支援人

子どもの申請者に対しては、難民認定プロセス全体を通じて成人の支援人（親、兄・姉、またはその子どもに関わっていて子どもの信頼を得ている専門家等）の付添いを得る選択肢が認められるべきである。保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者から別離した子どもに後見人が指名されている場合にも、プロセスの過程で支援人の援助を受けることができる。

支援人の役割は主に、子どもに対して精神的・情緒的支援を提供し、難民認定手続のさまざまな段階で子どもが意見および好み・希望を表明するよう奨励することである。支援人の立会いは、子どもに安心感を与えられる可能性があるとともに、難民認定面接の開始時には、たとえば子どものために信頼できる環境を作ることを助け、かつ面接中の難民審査官と子どもとのラポール（信頼関係）の構築を促すために、とりわけ重要となり得る。支援人は、子どもに代わって陳述を行ったり、混乱を招くやり方など面接の目的を損なうやり方でその他の介入を行ったりするべきではない。

難民審査官は、支援人の役割と責任を説明した上で支援人の参加に関して子どもの申請者の同意を得るべきであり、このことはファイルに正式に記録されるべきである。子どもの申請者が十分な情報に基づく自由な同意を与えられない場合、難民審査官は、面接への支援人の参加に関する子どもの申請者の意見を求めた後に、特定のケースにおける支援人の立会いが適切かどうかを判断するべきである。難民審査官は、支援人の身元を確認して関連の身分証明書類の写しと連絡先の詳細をファイルに保存するとともに、UNHCR 難民認定手続の機密性について支援人に説明を行うべきである。

ただし、難民審査官は状況によって難民認定面接における支援人の立会いが適切ではないと決定することもできる。面接への支援人の参加が適切かどうかを評価する際、難民審査官は、子どもの申請者が有している特定のニーズおよび脆弱性、子どもの申請者と支援人の関係の性質、ならびに、支援人の同席が難民認定面接の目的を促進しまたは阻害する可能性が高いことを示すすべての要因を考慮するべきである（難民認定面接への支援人の参加に関するさらなる指針は、§4.3.4 – 法的手続上の代理人以外の第三者の同席 参照）。

(d) 法的手続上の代理

すべての子どもの申請者は、独自に難民申請を行っているか派生的難民地位を申請しているかにかかわらず、自費で、またはプロボノでの支援が利用可能である場合にはプロボノによって、能力・資質を有する法的手続上の代理人によるサービスを受ける権利がある。子どもの申請者はできる限り早くこの権利について伝えられるべきであり、UNHCR 事務所は、子どもを支援している他の関係者がいる場合にはその支援と関与を得て、可能な限り、子どもの申請者がこの権利を行使できるように便宜を図るべきである（法的手続上の代理に関するさらなる指針は、§2.7 – UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理 参照）。

難民認定手続において子どもに法的手続上の代理人がいる場合、難民審査官は、必要な配慮を行うために子どもの特定のニーズ（通訳、敷地内へのアクセス、身体的または精神的健康に関連するニーズを含む）に関わる関連情報を取得する目的で、可能な限り早い機会に、または遅くとも難民認定面接の開始時に、子どもの法的手続上の代理人と連絡を取るべきである。

(e) 年齢関連の考慮事項

子どもの申請者の年齢は、特に子どもが独自に国際保護の必要性を有している場合には、その難民申請の決定において関連性を有する場合がある。年齢はまた、子どもに関連する迫害の表れ方および／または子どもに特有の形態の迫害が引き起こされる限りにおいて、難民申請の判断において関連性を有する場合がある。一定の状況下では、18歳またはそれよりもやや年長の若年成人も、例外的に、帰国時に子どもと同様のリスクに直面することがあり得る⁹。

申請者による難民申請を判断する際に年齢が関連性を有する考慮事項である場合、申請者の申請

⁹ 子どもに特有の形態および表れ方の迫害に関する指針は、以下を参照：UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, 22 December 2009, HCR/GIP/09/08, available at: <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>.

に含まれる他のすべての重要な要素と同じように審査が行われるべきである。

(f) 秘密保持とデータ保護

子どもは、他のすべての庇護希望者と同様に、UNHCR 難民認定手続における秘密保持および自己の個人情報の保護に対する権利を有しており、これらの権利について告知されるべきである (§2.1 – UNHCR 難民認定手続における秘密保持とデータ保護も参照)。原則として、子どもの申請者は、手続の秘密保持および自己の個人情報の処理に関連するリスク・影響および保障措置・権利についての認識が弱い場合があるため、特別な保護が必要となる。

子どもは、その年齢、成熟・発達の水準および／または他の要素を含む発達途上の能力の評価に基づき、一定の状況下で、データ処理について十分な情報に基づく自由な同意を与えることができる。子どもの同意能力は、プロセスおよびそれに伴う権利・義務を理解する能力によって左右されるものであり、その有無は個別に判断される。たとえば年齢が低いために同意を与えることはできないものの、難民認定プロセスについて理解して参加に合意することができる子どもの場合、十分な情報に基づく子どもの承諾が求められるべきである。承諾とは、たとえば難民認定面接中に支援人による付添いを受けることまたは後見人を指名されることなど、子どもによる、難民認定プロセスに参加するという意思および意見の表明をいう。

秘密保持またはデータ保護が何らかの形で制限される場合、子どもの申請者に対し、その子どもが理解できるやり方で説明されるべきである。原則として、個人情報の収集および／または共有については、子ども自身の同意または承諾に加えて、子どもの親、親としての責任を負う家族または法的・慣習的保護・養育者の同意も得るべきである。親または法的・慣習的保護・養育者の同意を得ることは、子どもの親および／または保護・養育者との情報共有が子どもの最善の利益にかなっていない場合や、親または保護・養育者と連絡をとれない場合には、必要でも適切でもない。たとえば、子どもが提供した情報であって、家族の難民申請にとって重要な情報と矛盾すると思われるものは、子どもの同意または承諾なしに開示されるべきではなく、また開示が子どもの最善の利益にかなっていない時はいかなる場合にも開示されるべきではない。例外的に、個人情報の開示が子どもの最善の利益にかなっていると判断される場合、子どもの申請者の同意／承諾またはその親もしくは法的・慣習的保護・養育者の同意を得ずに、開示を行うことができる（さらなる指針は、§4.3.14 – 家族またはその他の被扶養者の面接 参照）。

2.8.5 保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子ども

本ユニットに掲げられた原則と手続基準はすべての子どもの申請者に適用されるが、申請者が保護・養育者のいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもである場合には、追加的な保障措置と手続が必要となる。

保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもは、両親または法律

上もしくは慣習上それまで主たる保護・養育者であった者から別離しているため¹⁰、難民認定プロセスの可能な限り早い段階で特定されるべきである。そのような特定は、以下に掲げる、子どもにやさしく年齢にふさわしい手続が用意されている場合に促進されるはずである。

この類型に属する子どもに対する接受・登録プロセスは、援助・保護に関わる子どものニーズ（追跡調査または家族の統合に関する措置の開始、適切な保護・養育体制の手配、後見人の指定および子どもの申請を処理するための適切な手続に関する決定の必要性を含む）を評価するために必要な情報収集を促進するために調整されるべきである¹¹ (§3.2.4—難民認定申請書の提供と必要事項の記入、§3.2.5—登録面接および§3.4.1—特別なニーズを有する申請者のための一般的手続 参照)。適切な場合、UNHCR は、このようなプロセスと措置が、受入国で設けられている国内的な子どもの保護制度に統合されることを確保するべきである。

保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者から別離した子どもの難民認定面接（家族の統合に関する面接を含む、§5.3—家族の統合に関する手続 参照）は、子どもが希望する場合、子どもの後見人（指名されている場合）の立会いの下で実施することができる (§§2.8.4(b)—後見人および4.3.8—子どもの申請者の面接参照)。保護・養育者がいない子どもは特に、本人が望む場合には支援人にアクセスすることができるべきであり、子どもが法律扶助またはその他の支援体制にアクセスできるようにするための追加的支援の提供が必要になることもある。

保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者から別離した子どもが、他の受入国／庇護国にいる認定マנדート難民の被扶養者として派生的難民地位を申請している場合、その申請は、一般的には、家族再統合の促進および速やかな実現のために、迅速に処理されるべきである。

最後に、保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもに難民審査決定を通知する際には、直接の通知に関して特別な考慮が払われなければならない、また子どもの後見人と法的手続上の代理人（存在する場合）にも通知が行われるべきである (§6.3—第三者に対する難民審査決定の通知 参照)。

保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもに援助とカウンセリングを提供する UNHCR 職員は、可能な限り、子どもの申請者に関わった経験を有し、子どもの面接に関する訓練を受けており、かつ、子どもの権利に関する受入コミュニティの法律および子どもの保護・養育および後見に関して利用可能な資源についての知識を有しているべきである。

¹⁰ とはいえ、主たる保護・養育者から別離した子どもには他の親族が同伴している場合もある。§2.8.1—子どもの申請者に関する一般的考慮事項 参照。

¹¹ 保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもは、難民認定申請書のすべて事項とともに、このグループの子どものために用意された登録家族追跡書式にも記入することが求められる（付属書類 3.2—保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子ども用登録書式 参照）。また、これらの子どもについては個別の登録面接も実施されるべきである。

付属書類：追加資料リスト

注意：下記のリストは、UNHCR 難民認定手続における子どもに関連する UNHCR の方針についての参考資料と指針を示すものである。難民認定を担当するすべての保護担当職員は、これらの文書へのアクセスを与えられ、かつこれらの文書に精通しているべきである。管理職の者は、これらの文書がその実施を担当する職員に周知され、かつこれらの文書に掲げられた指示が当該 UNHCR 事務所の手続と実務に反映されることを確保するべきである。

国連総会「児童の権利に関する条約」（1989年11月20日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

UNHCR「国際保護に関するガイドライン 8：難民の地位に関する 1951 年条約第 1 条(A)2 及び第 1 条(F)並びに／又は 1967 年議定書に基づく子どもの庇護申請」、2009 年 12 月 22 日、HCR/GIP/09/08
https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/IP_Guidelines_8_Child_asylum_claims_JPN.pdf

UNHCR, *Guidelines on Determining the Best Interests of the Child*, May 2008, available at:
<http://www.refworld.org/docid/48480c342.html>

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *Guidelines on Assessing and Determining the Best Interests of the Child*, November 2018, available at: <https://www.refworld.org/docid/5c18d7254.html>

UNHCR, *Field Handbook for the Implementation of UNHCR BID Guidelines*, November 2011, available at:
<http://www.refworld.org/docid/4e4a57d02.html>

UNHCR, *Facilitator's Notes for the implementation of UNHCR BID Guidelines*, November 2011, available at: <http://www.refworld.org/docid/4e4a58dc2.html>

UNHCR, *Handbook for Registration*, available at: <https://www.unhcr.org/registration-guidance/>

UNHCR, *Guidelines on Policies and Procedures in Dealing with Unaccompanied Children Seeking Asylum*, February 1997, available at: <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3360.html>

UNHCR, *Refugee Children: Guidelines on Protection and Care*, 1994, available at:
<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3470.html>

Inter-Agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children, January 2004, available at:
<http://www.refworld.org/docid/4113abc14.html>

UNHCR *Policy on Refugee Children*, 6 August 1993, EC/SCP/82, available at: <http://www.refworld.org/docid/3f9e6a534.html>

UNHCR, *The Heart of the Matter – Assessing Credibility when Children Apply for Asylum in the European Union*, December 2014, available at: <http://www.refworld.org/docid/55014f434.html>

UNHCR, *Listen and Learn: Participatory Assessment with Children and Adolescents*, July 2012, available at: <http://www.refworld.org/docid/4fffe4af2.html>

Action for the rights of children, ARC Resource Pack, a capacity building tool for child protection in and after emergencies, produced by Save the Children, UNHCR, UNICEF, OHCHR, International Rescue Committee and Terre des Hommes, 7 Dec. 2009, <http://www.savethechildren.net/arc>

UNHCR, *UNHCR observations on the use of age assessments in the identification of separated or unaccompanied children seeking asylum*, 1 June 2015, available at: <http://swigea56.hcrnet.ch/refworld/docid/55759d2d4.html> (Internal Document)

European Union: European Asylum Support Office (EASO), *EASO Age assessment practice in Europe*, December 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/532191894.html>

UNHCR and UNICEF, *Safe and Sound: what States can do to ensure respect for the best interests of unaccompanied and separated children in Europe*, October 2014, available at: <http://www.refworld.org/docid/5423da264.html>

UNICEF, *Age Assessment: A Technical Note*, January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5130659f2.html>

Separated Children in Europe Programme, *Position Paper on Age Assessment in the Context of Separated Children in Europe*, 2012, available at: <http://www.refworld.org/docid/4ff535f52.html>

UN Committee on the Rights of the Child (CRC), *General comment No. 6 (2005): Treatment of Unaccompanied and Separated Children Outside their Country of Origin*, 1 September 2005, CRC/GC/2005/6, available at: <http://www.refworld.org/docid/42dd174b4.html>

UN Committee on the Rights of the Child (CRC), *General comment No. 9 (2006): The rights of children with disabilities*, 27 February 2007, CRC/C/GC/9, available at: <http://www.refworld.org/docid/461b93f72.html>

UN Committee on the Rights of the Child (CRC), *General comment No. 10 (2007): Children's Rights in Juvenile Justice*, 25 April 2007, CRC/C/GC/10, available at: <http://www.refworld.org/docid/4670fca12.html>

2.9 UNHCR 難民認定手続における精神保健上の問題または知的障がいがある申請者

2.9.1 精神保健上の問題または知的障がいがある申請者に関する一般的考慮事項

精神保健上の問題および知的障がいがある人々も、難民認定プロセスに積極的に関わる上で課題に直面する場合がある。その問題または障がい、面接時の、または受入国／庇護国の UNHCR 事務所とのその他のやりとりの際の彼らの応答に影響を与える可能性があるためである。精神保健上の問題および知的障がいは、難民認定プロセスに意味のある形で参加する個人の能力、すなわち出身国からの出国につながった出来事を思い出して説明する能力と意思や、難民認定プロセス・手続（これに伴う権利および義務を含む）を理解する能力に影響を及ぼす場合がある。

精神保健上の問題¹または知的障がい²がある申請者は、その脆弱性を高め、ひいては自らが関与する能力に影響を及ぼすさらなるリスク要因に直面することもある。たとえば、精神保健上の問題がある申請者は、強制移動の結果として、支援提供者（たとえば家族／コミュニティまたは出身国における専門的支援）から切り離され、受入国／庇護国でより多くの困難に直面する可能性がある。このような個人は、受入コミュニティでスティグマ（烙印）および／または差別に直面することが多い。このことは孤立につながる可能性があり、難民認定プロセスに参加する意思および全般的な健康・福利厚生に有害な影響を及ぼし得る。

申請者の精神的健康または知的障がいは、特定の病態または障がいのため出身国への帰国時に迫害のおそれが生じる場合、難民申請に関する判断にも関連してくる場合がある。申請者の精神保健上の問題または知的障がいとその難民申請に関する判断において関連性を有する考慮事項である場合、申請者の申請に含まれる他のすべての重要な要素と同じように審査が行われるべきである。

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者に対しては、申請を行うにあたってあらゆる必要な援助と支援が提供されるべきである（§3.2.4—難民認定申請書の提供と必要事項の記入 および§7.2.1—異議申立ての提出に関する援助 も参照）³。UNHCR 事務所は、精神保健上の問題または知的障がいがある申請者が難民認定プロセスに意味のある形で参加できるよう確保するため、あらゆる合理的な措置をとるべきである。申請者が独自の難民申請を行うか（特に§4.3—難民認定面接・難民該当性評価 参照）、または認定された難民の被扶養者として派生的難民地位を申請するか（派生的難民地位についての指針は§5—家族統合の権利に基づく申請の処理 参照）にかかわらず、本セクションに掲げられた原則および手続上の基準ならびにより幅広く「難民認定手続

¹ 「難民認定手続基準」の運用上、「精神保健上の問題」という用語は、個人の精神的健康に影響を及ぼす、さまざまな症状を伴う幅広い病態を示すものとして用いられる。このような病態は、一般的に、病的な思考、感情、態度および他者との関係が何らかの形で組み合わさっていることを特徴としており、また生得的な性質の場合もあれば後天的な性質（トラウマの継続的影響等）の場合もある。

² 知的機能（学習、推論、問題解決等の全般的な精神的能力を指す）および適応行動（人々が日常生活で学習・実践する概念的、社会的および実際的スキルの総体）に関連し得る障がい。知的障がいは、認知障がいまたは学習障がいと言われることもある。

³ 申請者は、難民認定申請または異議申立ての提出およびその申請を補強する情報の提出に関して、法的手続上の代理人から援助を受けることもできる（§2.7.4—法的手続上の代理人の役割と責任 参照）。

基準」が遵守されなければならない⁴。精神保健上の問題および／または知的障がいがある申請者が子どもである場合には、追加的な手続上の保障措置が適用される（さらなる指針は§2.8－UNHCR 難民認定手続における子ども 参照）。

精神保健上の問題または知的障がいがある人々（および該当する場合には同伴する家族または保護・養育者）を対象として、難民認定手続におけるその特定のニーズへの配慮をどのように向上できるかに関する（たとえば参加型評価、個別カウンセリング・セッション、フォーカス・グループを通じた）協議が行われるべきである。

2.9.2 手続上の保障措置および配慮・支援措置

(a) 特定と保護介入

精神保健上の問題または知的障がいがある可能性のある申請者の特定のニーズに対して時宜を得た配慮および対応を行うため、UNHCR 事務所の接受手続には、このような申請者の**特定を促進するための措置および仕組み**が含まれているべきである。早期の特定は、このような目的に沿った保護スクリーニング、コミュニティ、パートナー組織もしくは UNHCR 保護担当職員による回付または申請者自身による開示など、さまざまな方法で実現し得る。接受、登録または難民認定のどの段階であれ、難民認定プロセス全体を通じて特定が促進されるべきである。

UNHCR の保護担当職員は、精神保健専門家による正式な評価の前に、またはそのような評価が実施されないまま、**ある個人が**、その精神保健上の問題もしくは知的障がいの結果として、またはそのような問題や障がいと関係する、**特定のニーズを有しているという見解に至る可能性もあり**、そのようなニーズに配慮するための適切な措置をとるべきである（配慮・支援措置に関するさらなる指針は後掲§2.9.2(b)-(f)参照）。

精神保健上のニーズが特定された場合、登録・難民認定プロセスにおいて追加的な支援または当該個人に合わせた援助が必要かどうかを判断するため、望ましいあり方としては、精神保健上の問題または知的障がいがある人の援助に関して訓練を受けて専門性を有する UNHCR 職員または事業実施契約団体によって、申請者に対する**カウンセリング**が実施されるべきである（§2.9.2(b)－**カウンセリングと情報**も参照）。カウンセリングは、受入国／庇護国で当該個人が利用できる**医療サービス、心理社会サービスその他の専門的サービス・資源への回付の必要性**を評価する上でも役に立つ可能性がある。そのようなサービスへの回付は、**申請者の同意**がある場合か、十分な情報に基づく自由な同意を与える能力が申請者がない時は申請者の意思および好み・希望に従う場合にしか行うことができない（さらなる指針は§2.9.2(i)－UNHCR 難民認定手続の機密性とデータ保護 参照）。

(b) カウンセリングと情報

⁴ UNHCR のマנדートに基づく難民基準を満たすすべての申請者は、個別にではなく家族の一員として難民の地位を申請した場合でも、独自に難民として認定されるべきである（§5.2－**派生的難民地位** 参照）。

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者に対しては、難民認定プロセス・手続に関する明瞭かつアクセス・理解しやすい情報と、難民申請を行うための十分な支援が提供されなければならない (§1—マニフェスト難民認定における適正手続の中核となる基準 参照)⁵。難民認定プロセス・手続に関する情報は、可能な限り早い段階で、かつ難民認定手続全体を通じて必要に応じ、提供されなければならない (たとえば、§3.1.3—庇護希望者に対する情報の周知、§3.1.4—UNHCR 難民認定手続に関するカウンセリングおよび§7.1.2—不認定とされた申請者に対する異議申立ての権利の告知 参照)。該当する場合、法律扶助が利用できることに関する情報も、難民認定プロセスの可能な限り早い段階で提供されなければならない。

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者の、難民認定プロセスおよびそこから生じる権利と義務について理解する能力を増進させ、かつ申請を行うにあたってこれらの申請者を援助するため、このような情報は、アクセスしやすい形式および言語で提供されなければならない。UNHCR 事務所として、読みやすい形式によるものを含むアクセスしやすい情報を作成するとともに、このような情報を効果的に周知する手法を開発することが推奨される。このような申請者、その法的手続上の代理人および支援人に対しては、プロセスのいかなる段階においても、質問する機会と、難民認定手続の要件に関する理解を促進するための追加の情報およびカウンセリングを受ける機会を提供されるべきである。

(c) 難民認定担当職員の姿勢、態度およびスキル

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者が関わる難民認定手続は、このような問題または障がいがある庇護希望者の面接および援助に関して**知識と（可能な限りの）経験を有する、訓練を受けた職員**によって実施されるべきである。これには、難民審査官、通訳人、および難民認定手続に関与しまたは難民認定手続を支援するその他の保護担当職員が含まれる。難民審査官は、申請者が有する特定のニーズと脆弱性に気を配らなければならない、申請者のコミュニケーション上のニーズと好み・希望および他の関連の個人的・背景的事情に合わせて面接の実施方法を変化させられなければならない (面接技法に関するさらなる指針として、§2.9.2(g)—**難民認定面接・審査** も参照)。通訳人も、精神保健上の問題または知的障がいがある申請者の特定のニーズと脆弱性に配慮するべきであり、効果的に業務を遂行するための研修と指針を提供されるべきである。

資源が許す場合、UNHCR 事務所は、難民認定チーム内で、精神保健上の問題または知的障がいがある申請者による申請を審査する際に難民審査官に助言と支援を提供するための**担当者（複数可）**を指定することを検討するべきである (「精神保健担当者」)。精神保健担当者は、申請者の特定の保護のニーズおよび脆弱性が難民認定手続の文脈で適切に対応されることを確保するため、UNHCR 事務所内の他の保護担当職員やパートナー職員と適切な連絡調整を図る責任も負うことができる。

(d) 支援人

⁵ 難民認定プロセス・手続に関する情報は、可能であれば精神保健専門家との協議に基づいて、かつ小冊子、保護担当職員向けの指針といったさまざまな形式で作成することが推奨される。

適切な場合には、難民認定プロセスへの参加を促進するため、申請者に対し、UNHCR 職員による面接およびその他の予約時に支援人（家族、養育者または当該申請者に関わっていてその信頼を得ている専門家等）の付添いを得る選択肢が認められるべきである。

基準とガイドライン

UNHCR 難民認定手続における、精神保健上の問題または知的障がいがある申請者の支援人の主要な役割と責任

- ▶ 難民認定プロセス全体を通じて申請者に付添い、精神的・情緒的支援を提供することによって申請者を支援すること。
- ▶ プロセス全体を通じてコミュニケーションを支援し、難民認定プロセスのあらゆる段階で申請者の意思および好み・希望の表明を促進すること。
- ▶ 申請者とのあらゆる利益相反を回避すること。
- ▶ UNHCR 難民認定手続の機密性および完全性・整合性を尊重し、現行のデータ保護方針を遵守すること（§4.3.4－*法的手続上の代理人以外の第三者の同席*も参照）。

支援人の立会いは、安心感と信頼に満ちた環境をつくり出すことを助け、かつ面接時のラポール（信頼関係）の構築および開示を奨励するために、難民認定面接時にはとりわけ有益となり得る。支援人はまた、難民審査官および UNHCR の他の保護担当職員が、自己に影響を与える決定（難民認定面接の実施方法、医療的・心理社会的支援もしくは評価への回付または受入国／庇護国当局に対する個人情報の開示等）についての申請者の意思および好み・希望を理解するのを援助する上でも、重要な役割を果たし得る。

ただし支援人は、申請者に代わって陳述を行ったり、混乱を招くやり方など面接の目的を損なうやり方でその他の介入を行ったりすることはできない。支援人の役割は申請者の意思および好み・希望の表明を促進することに限定されるのであり、申請者に代わって決定を行うよう求められてはならない。

難民審査官は、支援人の役割および責任を説明した上で支援人の参加に関して申請者の同意を得るべきであり、このことはファイルに正式に記録されるべきである。申請者が十分な情報に基づく自由な同意を与えられない場合、難民審査官は、面接への支援人の参加に関する申請者の意見を求めた後に、特定のケースにおける支援人の立会いが適切かどうかを判断するべきである。難民審査官は、支援人の身元を確認して関連の身分証明書類の写しと連絡先の詳細をファイルに保存するとともに、UNHCR 難民認定手続の機密性を保持する義務について支援人に説明を行うべきである。

ただし、難民認定面接における支援人の立会いが常に適切であり、または情報開示に資することになるとは限らない。面接への支援人の参加が適切かどうかを評価する際、難民審査官は、申請者の特定のニーズおよび脆弱性、申請者と支援人の関係の性質、ならびに、支援人の同席が難民

認定面接の目的を促進または阻害する可能性が高いことを示すすべての要因を考慮するべきである。支援人が難民認定面接に同席することを認めない理由は、申請者に説明した上で、そのファイルに記載しておくべきである。原則として、申請者は、支援人の立会いを得ないまま難民認定面接を進めるか、別の支援人を見つけてその参加を得られるようにするために面接の日程変更をするかの選択肢を与えられるべきである（難民認定面接への支援人の参加についてのさらなる指針は、§4.3.4－*法的手続上の代理人以外の第三者の同席* 参照）。

(e) 法的手続上の代理

精神保健上の問題および／または知的障がいがある個人は、UNHCR 難民認定手続におけるすべての申請者と同様に、自費で、またはプロボノでの支援が利用可能である場合にはプロボノによって、能力・資質を有する法的手続上の代理人によるサービスを受ける権利がある。精神保健上の問題および／または知的障がいがある申請者はできる限り早くこの権利について伝えられなければならない。UNHCR 事務所は、彼らを支援している他の関係者がいる場合にはその援助と関与を得て、可能な限り、このような申請者が同権利を行使できるように便宜を図るべきである（法的手続上の代理に関するさらなる指針は、§2.7－*UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理* 参照）。

難民認定手続において精神保健上の問題および／または知的障がいがある個人に法的手続上の代理人がいる場合、難民審査官は、必要な配慮を行うために当該個人の特定のニーズ（当該個人の精神のおよび／または身体的健康、通訳または敷地内へのアクセスに関連するニーズを含む）に関わる関連情報を取得する目的で、可能な限り早い機会に、または遅くとも難民認定面接の開始時に、当該個人の法的手続上の代理人と連絡を取らなければならない。

(f) 難民認定面接に意味のある形で参加する能力の評価

個人に精神保健上の問題または知的障がいがあるという事実は、それ自体では、難民認定プロセスを理解して効果的に参加する能力が当該個人にないことを示すものではない。精神保健上の問題または知的障がいがあることがわかっている申請者は、必要な配慮と支援措置がある場合にはそれを提供されることを条件として、§3－*マンデート難民認定のための接受と登録* に掲げられた指針に従って難民認定処理のために登録されるべきである。

例外的に、申請者の精神保健上の問題または知的障がいのため、**難民認定面接に意味のある形で参加することが**（難民申請に関連する情報を提供する能力が奪われている等の理由で）恒久的または一時的にまったく不可能であることを示す**重大な兆候**がある時は、当該申請者を対象として難民認定面接を実施することが適切かどうかの評価が行われるべきである（このような場合の**保護の手段に関するさらなる情報は§2.9.2(g)参照**）。

難民認定面接に意味のある形で参加する申請者の能力の評価は、すでに利用可能な信頼できる情報（難民認定プロセスの初期段階で申請者が提供した情報を含む）に基づいて申請者の申請に関する決定が行われる場合には、一般的には必要とされない。

基準とガイドライン

難民認定プロセスへの参加能力の評価が必要とされない場合もあるケースの例には、以下のものが含まれる：

- ▶ 子どもの申請者が、認定された難民との家族関係の近さに基づいて派生的難民地位を申請している場合。
- ▶ 成人の申請者が、認定された難民との扶養関係に基づいて派生的難民地位を申請している場合。
- ▶ 申請者が、「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチが適用されるか、または該当性の推定の利益が得られるケース群または経歴に含まれる場合⁶。

ただし、申請の中核となる重要な要素との関連で除外に関わる懸念または信憑性に関わる他の重大な懸念が存在しないことが条件とされる (§2.9.2(g)－難民認定面接・審査 も参照)。

難民認定面接に意味のある形で参加する個人の能力（つまり難民認定面接を実施するべきかどうか）に関する評価は、**接受・登録プロセスおよびその他の保護介入の際に収集された情報と、申請者とのやりとりおよび申請者自身からまたは申請者に代わって提供された情報に基づき、利用可能な医学的／心理学的評価がある場合にはそれを正当に考慮しながら、行われなければならない。**

可能・妥当である限り、かつ**本人の同意を条件として、申請者は、申請の重要な要素に関連する情報を思い出して説明する能力および意思に影響を与えるような精神保健上の問題または知的障がいの有無について判断するための心理学的評価を目的として、医療／精神保健専門家に回付されるべきである**⁷。心理学的／医学的評価実施者の能力・資質ならびに提供された情報の質、詳細および関連性は、心理学的／医学的評価を証拠としてどの程度重視するかを検討する際の考慮要素となる (§4.3.9－難民認定面接における書類の原本確認 も参照)。

必要とされる支援の性質および難民認定面接に意味のある形で参加する申請者の能力を評価する目的で、難民審査官が、申請者ならびに（選任されている場合には）その支援人および法的手続上の代理人と会うことも推奨される。特定のケースにおいて難民認定面接（または補足面接）の実施が適切かどうかを判断する際には、申請者の意思と好み・希望も考慮されなければならない。

⁶ 例外的に、難民申請が簡易難民認定手続によって処理される場合、登録時におよび難民認定申請書を通じて収集された情報に基づいて、個別の難民認定面接を実施せずに難民の地位を認定することもできる。ただし、利用可能な情報が、適用される難民の定義の該当基準を申請者が満たしていることおよび信憑性または除外に関わる懸念が生じないことを確定するのに十分であることが条件とされる。「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチが適用されるか、または該当性の推定の利益が得られるケース群または経歴の場合は、これに当てはまる可能性がある（さらなる指針は § 4.10.4－難民認定の簡易処理手続 参照）。

⁷ ケースの状況によって、申請者の精神保健上の問題または知的障がいに関する情報（申請者が当該問題を抱えている期間およびその原因となった可能性がある状況、またはその精神保健上の問題または知的障がいがある申請者の態度、現実認識等にどのように影響しているか等）は、申請に関する判断においても関連性を有する場合がある。

基準とガイドライン

難民認定面接に意味のある形で参加する申請者の能力を評価する際に考慮されるべき要素には、以下のものが含まれる：

- 質問を理解して、一貫性があり／理解可能な回答をする能力。
- たとえば別の言い方による表現、さらに詳しい説明または本人に合わせたカウンセリングを通じ、理解力がないことを克服できるかどうか。
- 口頭、文章、絵を描くこと等を通じてコミュニケーションする能力。
- 難民認定プロセス・手続に関連した権利および義務への理解が示されていること（自己の申請およびプロセスの結果に関わる関連情報を提供することによるものを含む）。
- 難民認定プロセスへの関与の度合い。

評価は、当該ケースを割り当てられた難民審査官が、精神保健担当者（指定されている場合）、難民認定統括職員および他の関連の保護担当職員と相談しながら実施するべきである。評価については申請者のファイルに記録されなければならない。

評価は、申請者に対する難民認定面接の実施が適切かどうかに関する決定の基礎となることに加え、難民認定面接への効果的参加を促進するためにとり得る／とるべき配慮・支援措置の参考にされるべきである。このような措置には、面接技法または質問の改良、追加のカウンセリング、面接の時間・長さの調整、支援人の特定および面接への同席の促進等が含まれ得る（配慮・支援措置についてのさらなる指針は後掲§2.9.2(c)-(i)を参照されたい）。

評価の結果、申請者は難民認定プロセスに意味のある形で参加する能力を完全に欠いている（したがって申請に関連した信頼できる情報をまったく提供できない）という結論に至った場合、当該評価については難民認定統括職員が書面で承認するべきである。**難民認定プロセス、特に難民認定面接への参加は常に奨励されなければならない。**したがって、このような判断は、個人が完全に参加能力を欠いていることがこの上なく明白であると認められたケースのみにおいて行われるべきである。そのため、申請者が過度のストレスやその他の危害を経験することなく参加できる限度で、申請者の参加を可能にするためのあらゆる努力が行われるべきである。難民認定プロセスに意味のある形で参加する能力の欠如が一時的な病態の結果である場合、**将来的に参加を可能にするために必要な援助と支援**（専門的な医療／精神保健サービスおよび心理社会的サービスへの回付を含む）を申請者に提供するため、あらゆる努力が行われるべきである。

申請者から提供された情報の重要性は、実施された評価の結論を踏まえて適切に考慮されるべきであり、信憑性の判断において考慮されたところの、信頼できる情報を提供する申請者の能力または意思に対する何らかの制限についても同様である（§2.9.2(g)－難民認定面接・審査も参照）

(g) 難民認定面接・審査

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者は、申請について判断するために必要な情報を提供することができないか、または提供しようとしがない場合がある。その理由として考えられるものはさまざまであり、難民認定プロセスおよびそれに伴う義務に関する理解の欠如、当局に対する恐怖心または不信感、記憶障がい、申請の背景にある出来事のトラウマ性、注意力・集中力の減退、気分障がい、認知機能の低下等が含まれるが、これには限られない。

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者の難民の地位に関する判断を担当する難民審査官は、**難民認定手続の参考とし、またこのような申請者に特有の保護のニーズと脆弱性がある場合には難民認定プロセスの際に配慮を行う目的で、難民認定プロセスの最も早い機会に、他の保護担当職員との調整および必要な場合には精神保健・心理社会的支援（MHPSS）のためにパートナー組織に連絡をとるべきである。**難民認定手続中に生じた、保護対応が必要とされるいかなる保護上の懸念も、関連の保護担当職員に対して遅滞なく注意喚起されるべきである。UNHCR 事務所は、登録、難民認定およびその他の保護活動を実施する保護担当職員の間で、精神保健上の問題および／または知的障がいがある申請者に関わる保護介入の調整および関連情報の共有を促進するための手続を定めるよう、推奨される。

難民審査官は、可能な限りにおいて、面接への申請者の効果的参加を最大限にするために特別な措置または配慮を行うとすればどのようなものが合理的に実施可能であるかについて、申請者ならびに（選任されている場合には）その支援人および法的手続上の代理人と面接前に話し合うべきである。これらには、支援人の特定および面接への同席、精神保健・心理社会的支援サービスまたはその他の専門的サービスにアクセスできるようにするための面接の日程変更、より短い面接を複数回行うための日程調整、個人に合わせた面接技法およびその他の表現形態（描画または作文等）を組み込むことなどが含まれる。難民審査官はまた、申請者が有している可能性のある特定のニーズおよび当該ニーズに可能な限り配慮するための手段に関して、関連の保護担当職員、および、該当する場合には当該申請者と接触してきた事業実施契約団体または医療・MHPSS 専門家とも協議するべきである。面接環境、特に部屋の構成および室内に置く資料、座席の配置、ならびに、面接に参加する申請者と UNHCR 職員の安全を確保するために整えなければならない可能性がある必要な安全対策についても考慮するべきである（ユニット 2.4—事務所の安全確保 参照）。

難民認定プロセス・手続に関する申請者の理解力は、難民認定面接の実施方法、特に面接技法とコミュニケーション手法の参考とされるべきである。定期的な休憩または複数回かつ／もしくはより短い時間の難民認定面接ならびに支援人の立会いは、申請者が難民認定面接に意味のある形で参加することを促進し、また十分かつ誠実な情報開示を奨励する上で有用となり得る。難民審査官は、難民認定面接の冒頭で、面接の手続と目的（面接では申請者が話しにくいかもしれない問題も取り上げなければならない場合があることを含む）について申請者が理解できるやり方で説明するよう、特段の配慮を行うべきである（難民認定面接の開始に関するさらなる指針は、§4.3.6—**難民認定面接の開始** 参照）。

申請についての判断に関連する**特定の事実または出来事**について申請者が話したがらない場合、

追加のカウンセリングを行うか、再トラウマ化の回避等のため、陳述の特定の側面に関する質問を先送りまたは中止することが適切な場合もある。申請者が著しい苦痛を感じたり、攻撃性または面接を妨げるその他の態度（難民審査官または通訳人への協力拒否を含む）を示したりする場合、難民審査官は、申請者の高まる緊張・恐怖を緩和し、自傷のリスクを最小限に留め、かつ UNHCR 職員の安全を確保する目的で、休憩をとり、または面接を中止して日程変更をすることができる。別の／より経験豊富な難民審査官および／または通訳人にケースを割り当て直すことで、申請者が申請に関連する情報をより積極的に開示するように促せる可能性がある時は、そのようにすることもできる。ただし、申請者の面接を不必要に重ねて再トラウマ化のリスクを生じさせないように、しかるべき配慮がなされるべきである。

難民認定プロセスを通じて収集された、申請についての判断に関連する情報を評価する際、難民審査官は、出身国からの出国につながった出来事を思い出して説明する申請者の能力または意思に精神保健上の問題または知的障がいの影響を及ぼした可能性があるかどうか、あるとすればどのように影響を及ぼしたと考えられるかについて注意を払うべきである。たとえば、申請者の陳述に一貫性が無かったり細部の具体性が欠けていたりするのは、過去のトラウマを生じさせる出来事を思い出す能力が損なわれており、またはそのような出来事に関する説明に消極的であることが原因である場合もあり得る。同様に、精神保健上の問題または知的障がいがある人々へのスティグマ（烙印）と関連する恐怖心、羞恥心または不信感が、協力を拒否しているように見える原因である可能性もある。精神保健上の問題または知的障がいのために、陳述を行う申請者の能力もしくは意思に、またはより全般的に難民認定面接への参加に影響が生じている可能性を示す兆候がある時は、可能な限り完全な情報開示を奨励するために必要なあらゆる措置（たとえば追加のカウンセリング、支援人の立会い、面接技法の改良等）をとった上で、補足面接を実施するのが適切である場合もある。

申請者が、精神保健上の問題または知的障がいの結果として難民認定プロセスへの参加を妨げる重大な障害に直面しており、かつ特定のケースにおいて難民認定面接／補足面接の実施が適切でない場合は、**申請者の難民該当性に関する関連情報を入手するため、信頼できるその他の情報源**（同伴する家族、保護・養育者、友人、証人・参考人または申請者をよく知るその他の者等）を**活用**することが必要になる。申請者の申請に関わる情報を求めて家族、保護・養育者またはその他の証人・参考人に接触する前に申請者の同意を得ておくべきであり、申請者に**同意能力**がない場合にはその意見を聴取しておくべきである（同意に関するさらなる指針は、§2.9.2(i)－UNHCR *難民認定手続の機密性とデータ保護* 参照）。

ケースの中には、**他の信頼できる情報源からすでに得られた情報**（申請者と同様の経歴を持つ者が帰国した場合のリスクに関連する客観的情報を含む）に**基づき、難民認定面接を実施することなく、申請者の難民申請に関する決定を行う**ことが可能な場合もある。これには、申請者自身が提供した情報のほか、家族または出身国における申請者の状況について直接知っているその他の者から提供されたすべての補強情報および最新の COI が含まれる。

難民認定面接に意味のある形で参加する能力を申請者が完全かつ恒久的に欠いており、申請者の

申請の重要な要素に関連する情報が不十分であるために当該申請に関する判断が不可能である場合、UNHCR 事務所は、受入国／庇護国当局に対し、その他の保護の手段（たとえば人道的保護の付与、国内の入国管理手続を通じた地位の正規化等）の主張・擁護と追求を行うべきである。

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者への難民審査決定の通知は、§6－難民審査決定の通知 に掲げられた指針に従って行われるべきである。UNHCR 事務所は、精神保健上の問題または知的障がいがある申請者が UNHCR 職員と会い、難民不認定の決定の理由および異議申立て手続に関するカウンセリングを受けられるよう確保するため、あらゆる努力を行うべきである。申請者は、対面での通知およびカウンセリングのため、法的手続上の代理人および適切な場合には支援人の付添いを受けられる。

(h) 難民認定の優先処理と迅速処理

精神保健上の問題または知的障がいがある申請者による難民申請は、明らかな保護の利益（恒久的解決策へのアクセス、または受入国／庇護国における権利もしくは援助へのアクセス等）がある場合、優先的に処理し、かつ／または難民認定の迅速処理に回付することができる (§4.9－難民認定の迅速処理 も参照)。精神保健上の問題または知的障がいがある申請者による難民申請を優先しまたは迅速に判断する旨の決定は、当該個人の特定のニーズおよび個人的・背景的事実の総合的評価に基づいて行うべきである。これにはたとえば、申請者が難民認定プロセスに意味のある形で参加できることおよびその申請についての正確な判断を促進するため、より集中的なカウンセリング、より短い時間および／もしくは複数回の難民認定面接、または、難民認定手続について理解し、一定水準の信頼を構築しかつ面接の準備をするための期間の延長が必要かどうかの検討が含まれる場合もある。

適切な場合、優先処理および／または迅速処理においては、申請者が必要なあらゆる保護介入（医学的・心理社会的支援等）を受け、かつ関連の手続を理解して難民認定面接のために適切な準備を行う十分な時間が認められなければならない。

原則として、精神保健上の問題または知的障がいがある申請者による申請が同伴する家族の申請に関係するものである場合（申請者が派生的難民地位を申請している場合を含む）には、その難民申請を優先的におよび／または迅速に処理する必要はない。ただし、家族の申請も優先的に／迅速に処理される場合、またはそのようにすべきやむを得ない理由（たとえば恒久的解決策または医療ケア・サービスにアクセスするため）がある場合は、この限りではない。このようなケースを優先処理および／または迅速処理に回付する旨の決定は、当該申請者の個人的脆弱性または特別なニーズを考慮して、個別に行うべきである。

(i) UNHCR 難民認定手続の機密性とデータ保護

精神保健上の問題および／または知的障がいがある申請者は、その個人情報の保護について、他の庇護希望者と同じの権利（その個人情報の利用に関して決定する権利を含む）を有している (§2.1－UNHCR 難民認定手続における秘密保持とデータ保護 も参照)。申請者の特定のニーズおよび難民認定プロセス・手続の理解能力に応じて、UNHCR 難民認定手続の機密性とデータ保護に

関する、個人に合わせたコミュニケーション手法および追加のカウンセリングが必要になる場合もある。

難民審査官は、精神保健上の問題および／または知的障がいがある申請者について、個人情報の処理（個人情報および申請者に関連するまたは申請者が提供したその他の情報の開示を含む）に**同意**する能力がないことを示す兆候がない限り、このような同意能力を有していると推定すべきである。申請者が難民認定プロセス・手続を十分に理解しておらず、そのため同意を与えることができない可能性がある場合、情報の開示の可否に関する決定は申請者の意思と好み・希望を参考にして行われるべきである。支援人は、申請者の意思と好み・希望の理解および伝達を促進する一助となり得る。ある個人がプロセスならびにそれに伴う権利および義務を十分に理解できないと判断される場合、当該申請者の個人情報は、UNHCR のデータ保護方針と指針に従い、他の正当な根拠（重大な最善の利益等）に基づいて処理することができる（§2.1.2－難民認定個人ファイルに記載された個人情報その他の情報の開示に関する一般的基準 参照）。

付属書類：追加資料リスト

国連総会「障害者の権利に関する条約」（2006年12月13日）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities, *General comment No 1 (2014) –Article 12: Equal recognition before the law*, 19 May 2014, available at <https://bit.ly/2SgTXH4>

UNHCR, *Policy on the Protection of Personal Data of Persons of Concern to UNHCR*, May 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/55643c1d4.html>

UNHCR, *Guidance on the Protection of Personal Data of Persons of Concern to UNHCR*, 23 August 2018, available at: <http://www.refworld.org/docid/5b360f4d4.html>

4. 難民申請の審査

4.1 難民認定審査のケースの割当て

4.1.1 難民認定を実施する権限のある UNHCR 職員

難民申請の個別審査は、事務所長によってこの業務に割り当てられ、必要な研修を受けた難民審査官によって実施されなければならない（研修に関するさらなる指針は§4.2－難民審査官の能力・資質、研修および指導 参照）。

登録・難民認定の併合処理および難民認定・第三国定住の併合処理は、§4.11－難民認定の併合処理に掲げられた原則に従い、権限のある UNHCR 職員によって実施されなければならない。

4.1.2 難民認定ケースの割当て－関連する要素

難民認定ケースは、指定された保護担当職員によって、確立された透明性のある手続および適用される難民認定担当職員配置基準¹に従って難民審査官に割り当てられるべきである。ケースの割当てに責任を負う保護担当職員は、難民認定統括職員に報告し、かつその指導を受けるべきである。

主要な考慮事項

難民審査官にどのような難民認定ケースが割り当てられるべきかを左右する諸要因

- 難民認定ケースの割当ては、推奨されるケース処理数および具体的な業務環境ならびに職員の福祉への配慮を考慮しながら、当該 UNHCR 事務所の難民認定統括職員が判断した難民審査官の平均処理能力に基づいて行われるべきである（§4.1.3－難民審査官のケース処理能力の判断 参照）。
- **複雑なケースまたは慎重に扱うべきケース**（除外に関わる複雑な問題を提起するケースを含む）は、適切な研修を受けた経験のある難民審査官に割り当てられるべきである。
- ケースの割当てにあたっては、特定の種類の申立てまたは申請者の出身国／地域に関する**難民審査官の専門知識**が考慮されるべきである。
- 通常は、申請者と同じ国籍を有する難民審査官に難民認定のケースを割り当てるべきではない。
- 可能な限り、申請者と同じ性別または申請者が希望する性別の難民審査官にケースを割り当てるべきである。このことは、登録時に難民認定申請書等を通じて収集された情報から難民認定面接時に**ジェンダーに関わる問題**（性的指向またはジェンダー・アイデンティティ関連の問題を含む）が提起され得ることがわかる場合、または申請者が**特定の性別の職員**

¹ 難民認定担当職員配置基準を策定するためには、業務環境の量的・質的分析の両方が必要である。マנדート難民認定業務で必要となる職員配置水準は、ケース（またはファイル）の割当ておよび決定関連の目標と密接に関連しており、状況によって異なる。

による面接を要請している場合に、特に重要となる。

- ▶ 同じ家族の構成員が個別の難民申請（すなわち関連するケース）または派生的難民地位の申請を行っている場合、原則として同じ難民審査官が家族全員の面接を行うべきである。

難民認定のケースの割当ては、難民審査官がファイルに記載された情報の**十分な検討**およびケース対応準備を行えるよう、**難民認定面接日前の可能な限り早い時期**に行われるべきである。難民認定のケースの速やかな割当てと配分を促進するため、UNHCR 事務所として、難民認定面接の場に現れない申請者の人数を減らすための措置を整備することが推奨される。そのような措置のあり方は業務環境次第であり、難民認定面接に出席しなければどうなるかに関する情報提供とカウンセリング、難民認定面接前の出席確認などが含まれよう。

難民認定ケースの割当てに責任を負う保護担当職員は、指定された日程調整担当者および適切な場合には難民認定統括職員と相談しながら、個々の難民審査官に対する週ごとの難民認定面接の割当てが、**当該難民審査官の実際の処理能力**に見合っており（§4.1.3—**難民審査官のケース処理能力の判断** 参照）、かつ当該事務所における決定関連の目標を踏まえたものであることを確保するよう努力するべきである。

4.1.3 難民審査官のケース処理能力の判断

難民認定申請の処理に必要な時間に影響を及ぼす業務環境に関連するものを含め、多くの要素が存在する。

主要な考慮事項

難民認定申請の処理時間に影響を及ぼす要因には、以下のものが含まれる：

- ▶ 当該 UNHCR 事務所に登録する個人の到着人数および到着率
- ▶ 当該ケース群に含まれる庇護希望者の国籍国／以前の常居所国および経歴（特定のニーズを含む）
- ▶ 申立ての複雑さの度合い（除外条項の検討の可能性を含む）
- ▶ 特定のケース群または経歴に関して設けられているケース処理方式
- ▶ 認定率／不認定率および一次審査における難民不認定の決定に対して異議を申し立てる申請者の割合、ならびに、閉設されたケースのうち再開が申し立てられているものの割合
- ▶ 支援手続（すなわち接受、登録、ファイル管理、通訳）の利用可能性、質および効率性
- ▶ UNHCR 難民認定手続へのアクセスを妨げる障壁の存在（遠隔地にある UNHCR 事務所、受入国／庇護国での移動の自由の制限、申請者の拘禁を含む）
- ▶ 利用可能な難民認定関係の人材（人員数、研修・専門性、職員配置体制・離職率を含む）

難民認定申請の処理時間に影響を及ぼす可能性がある要因が多数あることに鑑み、すべての UNHCR 事務所における、すべての難民審査官にとって妥当かつ正確な平均的処理能力を提言することはできない。むしろ、**難民認定ケースの割当ては、**上述の諸要因を考慮しながら、**当該 UNHCR 事務所における、特定のケース処理方式に関して定められた難民認定担当職員の平均的処理能力に基づいて行われるべきである。**

難民認定統括職員は、難民認定ケースを割り当てる目的で、難民審査官の適切な平均的処理能力について判断する責任を負う。難民認定ケースを割り当てる責任が別の保護担当職員に委ねられている場合、当該職員は難民認定統括職員と相談し、求められる処理水準が実際の処理能力に見合っていることを確保するべきである。適切な場合、適切な平均的処理能力の判断を行う過程で難民審査官と協議することも推奨される。

処理能力の平均値を定めることは、UNHCR 難民認定手続における**質および効率性の向上という目的を促進するとともに、難民審査官の「燃え尽き」を回避する**上でも役に立つはずである。平均値は指針としてのみ活用されるべきものであり、個々の難民審査官の実際の経験および能力を反映して適宜増減することができる。

主要な考慮事項

難民審査官の処理能力を評価するには以下の要因が考慮されるべきである：

- ▶ あるケース群または経歴に関して難民審査官が出身国情報をどの程度熟知しているか
- ▶ 面接の性質（申請者が子どもであり、もしくは他の特定のニーズと脆弱性を有しているかどうか、または通訳人のサービスが必要かどうかを含む）
- ▶ 申立ての複雑さの度合い
- ▶ 難民審査官が当該の週に予定している他の面接・予約（すなわち家族の統合に関する面接、補足面接、書類提出のための予約等）の件数
- ▶ 個々の難民審査官が担当している可能性がある他のすべての（保護関連）業務

難民認定統括職員は、難民審査官がどのようにそれぞれの担当ケース群を処理し、求められる処理件数を達成しているかをモニタリングするべきである。予定されていた面接や予約を難民審査官が頻繁に延期したり、難民審査決定書の完成期限の延長を繰り返し求めたりする場合、難民認定統括職員は当該難民審査官のフォローアップを行って割り当てられたケース群の処理が難しくなっている理由を判断し、適切な措置（個々の難民審査官に割り当てられるケースの数と種類の調整などが考えられる）をとるべきである（§4.2.3－**難民審査官の指導** 参照）。

4.1.4 ケースの割当て・担当変更についての管理

UNHCR ケースマネジメント・データベースを通じてケースの割当ておよび処理状況が確認でき

る場合を除き、すべての難民審査官は、割り当てられたすべての難民認定ケースおよび各ケースの処理状況に関する**最新のケース・リストを遺漏なく保持する**べきである。該当する場合、ケース・リストは毎月末に難民認定統括職員に提出するべきである。

難民審査官は、いかなる場合にも、難民認定統括職員の同意を得ることなく難民認定のケースを選別したり、自分に割り当てられたケースを別の難民審査官に担当変更したりするべきではない。

難民審査官は、割り当てられたケースを公正に審査する難民審査官の能力に影響を与え、または難民審査官の中立性および難民認定プロセスの公正性および完全性・整合性に対する否定的見方を生じさせる可能性がある**利益相反その他の要因**がある場合、いかなるものであっても、当該難民認定ケースを割り当てた保護担当職員か、難民認定統括職員に対して報告するべきである。適切な場合、当該ケースは別の難民審査官に割り当て直すべきである。

4.2 難民審査官の能力・資質、研修および指導

4.2.1 難民審査官に最低限必要とされる能力・資質

難民審査官の職務に従事する者²は関連分野（法学、国際関係または政治学の分野が望ましい）の学位を有しているべきである。難民審査官が法律に関する研修を受けており、かつ／または他の関連の専門的経験を有していることも推奨される。人権、心理学またはソーシャルワークの分野で研修を受けかつ／または経験を積んでいることは強みとなる。

基準とガイドライン

難民審査官の職務に従事するすべての者は、最低限、以下の素質、スキルおよび能力・資質を有しているべきである：

- ▶ 法の知識と、法原則の適用能力³
- ▶ 優れた調査・分析スキル
- ▶ 口頭・書面による優れたコミュニケーション・スキル
- ▶ しっかりした対人関係スキル（チームの一員としての業務遂行能力を含む）
- ▶ 年齢、ジェンダー、文化および多様性に関する意識と配慮
- ▶ ストレス下および危機的状況下で効果的に業務を遂行する能力

異議申立て・取消し・撤回・終止手続を行う難民認定担当職員および難民審査決定の見直しを担当する難民認定担当職員も、本セクションに掲げた最低限の能力・資質を有していなければならない。

4.2.2 難民審査官の研修

各難民審査官は、難民認定業務を遂行する前に、難民認定の実施の理論的・実務的側面の両方を網羅する、包括的な難民認定導入研修を受けるべきである。難民認定導入研修は、最低限、以下に掲げた要素を含むものであるべきである：

研修

UNHCR 難民審査担当職員を対象とする難民認定導入研修には、以下の要素が含まれるべきである：

- ▶ UNHCR の任務、より幅広い保護・解決戦略における中核的保護機能としての難民認定、および、難民審査官の役割・責任の概観

² 「難民審査官」という用語は、一次審査の難民申請の判断に関わるすべての UNHCR 職員（協力機関職員を含む）を包含するものとして理解されるべきである。

³ この要件は、法学の学位または法曹資格を有していることと同視されるべきではない。

- 国際難民法と、人道法・人権法のうち UNHCR 任務遂行上の難民認定に関連する側面の概観
- UNHCR『難民認定基準ハンドブック』および難民認定に関連する UNHCR のその他の方針・指針に掲げられた難民認定関連の国際難民法上の原則（UNHCR 任務遂行上の難民の地位の認定の該当・除外基準の解釈・適用に関するものを含む）に関する詳細な概観
- 難民認定面接の準備・実施に関する基本的原則および情報についての導入と、申立ての信憑性の審査、子どもおよび脆弱な立場にあるその他の申請者を対象とする難民認定面接の実施ならびに通訳人との協働のための適切かつ効果的な面接技法に関する研修
- 当該 UNHCR 事務所におけるケース群に関連した出身国情報（COI）についての導入と、COI 調査の実施方法、COI で利用可能な情報源の信頼性の評価および難民認定手続きにおける COI の効果的な活用に関する指針についての研修
- 難民該当性評価書の作成および申請者の難民該当性の決定に至るために必要なステップについての指示（難民該当性基準が適用される重要な事実をどのように確定するか、を含む）
- 通知・異議申立てプロセスおよび難民の地位の終了の理由・手続の概観
- 難民認定プロセス・手続の質（公正性、効率性、適応性および完全性・整合性）を確保するための措置を含む、当該 UNHCR 事務所における標準運用手順（SOPs）（および UNHCR の難民認定業務に関する本「難民認定手続基準」の実施）の概要
- 難民認定業務が難民審査官に与える可能性がある課題の一部の概観と、これらの課題の克服のためにソフトスキルおよびセルフケアの方法を身につけることの重要性
- 難民審査官がまず登録・難民認定面接に立ち会い、次に緊密な指導の下で難民認定面接の実施および難民該当性評価書の作成を行えるようにするための、業務環境に応じた指導付き実務期間

加えて、各 UNHCR 事務所は、難民審査官およびその他の難民認定担当職員⁴を対象とする、継続的研修・専門能力開発プログラムを設けるべきである。これには以下の要素が含まれるべきである：

研修

難民審査官およびその他の難民認定担当職員を対象とする継続的専門能力開発

- 当該事務所に登録されているケース群または申請者の経歴に関連する COI の定期的更新情報
- 当該事務所に登録された申請の処理に関するケース処理方式・手法についての最新情報
- UNHCR 国際保護総局の担当部署から出される新たなガイドライン・指示のうち難民認定に関連するものについての最新情報

⁴ これは、異議申立て・取消し・撤回・終止手続を行う難民認定担当職員および難民審査決定の見直しを担当する難民認定担当職員を意味する。通訳人の研修に関する指針は、§ 2.5.2—UNHCR 通訳人の能力・資質と研修 参照。

- ▶ 難民審査官の要請に応じた、または難民認定統括職員もしくは難民該当性評価書の見直しを担当する他の保護担当職員によって見出された、難民認定関連の特定の問題に関する研修
- ▶ 保護に関わるより幅広い問題についての最新情報と、業務環境に関連する保護関連テーマについての研修／ブリーフィング
- ▶ 職員の福祉に関連する問題（回復力および対処メカニズムを含む）についての研修／ブリーフィング

各 UNHCR 事務所で、最低でも毎月 1 日⁵は上述した**難民認定専門能力開発活動**に充てられるべきである。難民認定研修活動は、安全確保および管理上の問題に関する事務所内の全般的ブリーフィングとは別に行われるべきである。

可能な限り、難民審査官に対し、難民認定業務に関連する知識・スキルを習得したり、個人的に〔専門能力〕開発上のニーズがあると認められた分野に関する追加的研修を受けたりするための、さらなる可能性が認められるべきである（難民認定に焦点を当てた現在の研修機会の一覧は、付属書類 4.2-1－**難民認定に焦点を当てた UNHCR 学習プログラム**参照）。これに関連して、難民認定担当職員を一般的な保護研修の参加者に含めることも、保護上の問題の発見に関して難民認定担当職員が役割を果たすための備えを身につけられるようにする上で、またキャリア開発と職員の福祉の観点からも、重要である。

4.2.3 難民審査官の指導

難民認定統括職員は、難民審査官の選任と研修に関して全般的責任を負うとともに、難民認定に関する職務のあらゆる側面に関して難民審査官を指導・支援すべきである⁶。

難民認定統括職員、または難民認定に関する適切な知識・経験を有する指定された保護担当職員は、難民認定面接における難民審査官の行動が公正性および適正手続のための関連の基準を満たしていることを確保するため、**難民認定面接を無作為にモニタリング**すべきである。

すべての一次審査の決定について組織的に見直しが行われる場合を除き、難民認定統括職員、または難民認定に関する適切な知識・経験を有する指定された保護担当職員は、**各難民審査官が作成した難民該当性評価書を無作為に選んで定期的かつ詳細な見直しを行う**とともに、難民審査官に対し、その難民該当性評価書に関して内容および手続に関するコメントを与えるべきである⁷。

⁵ 「UNHCR 学習方針」は、職員全員が何らかの形態の学習機会にアクセスできること、および、最低でも総労働時間の 5%（すなわち年 2 週間強）が公式・非公式の学習に充てられることを確保するよう、統括職員に求めている。

⁶ 難民認定支援職員の指導・監督は定められた手続に従って行われるべきである（たとえば、§ 2.5.9－**通訳人の指導・監督**参照）。

⁷ 組織内で質をモニタリングする仕組みを設置する際には、以下の要素を考慮することが推奨される：難民認定担

ケースマネジメント、難民認定面接の延期 (§3.5.5—*難民認定面接の日程変更* 参照) および難民審査決定の発行 (§4.5—*難民審査決定の発行期日* 参照) に関して定められた手続を難民審査官が遵守しているかどうかについて、定期的なまたは無作為に実施するファイルの見直しを通じたモニタリングが行われるべきである。

難民審査官の指導に関する上記の手続は、難民審査決定の見直しと承認に関する標準手続 (§4.4—*難民審査決定の見直し手続*、§7.4.5—*異議申立て審査決定の見直し* 参照) を補完するものとして運用されるべきである。これらの手続は、難民認定統括職員、または難民認定統括職員が指定するその他の保護担当職員が行うことができる。

予定されていた面接・予約を頻繁に延期したり、難民該当性評価書の完成期限の延長を繰り返し要請したり、難民該当性評価書の個人別の未処理ケースが累積したりすることは、**難民審査官が求められるケース処理水準に達していない**ことを示す指標の一端であり、難民認定処理の効率性と質に悪影響を及ぼす可能性がある(適切なケース処理数を判断するための指針は§4.1.3—*難民審査官のケース処理能力の判断* 参照)。このような場合、**難民認定統括職員は**当該難民審査官に対して**直接のフォローアップ**を行い、割り当てられたケース群の管理が難しくなっている理由を判断するとともに、必要な対応をとるべきである。このような対応としては、追加の研修および援助を手配することや、適当な場合、週ごとのファイルの割当てをケースの数・種類の両方の観点から調整することなどが考えられる。場合によっては、難民審査官がケースの処理量・処理率および難民該当性評価書の質に関する**合理的な期待**に恒常的に応えられないことが、当該難民審査官が必要とされる能力を欠いており、マנדート難民認定手続における難民審査官の役割と責任を引き続き担うべきではないことの表れである可能性もある。同様に、決定の質およびケース処理量に関する合理的な期待に恒常的に応えられないことは、「燃え尽き」またはこれに関連する状態の兆候である可能性もあり、遅滞なく対処されるべきである。

4.2.4 個別ケース処理における配慮義務

すべての保護担当職員は、難民審査官の間で見られる**共感疲労**、**代理トラウマ**および**「燃え尽き」**の兆候について理解し、注意を怠らないようにするべきである。これらの状態は難民認定面接または難民該当性評価書の質に、また関係職員の健康状態に悪影響を及ぼす可能性がある。難民認定統括職員は、事務所の管理職および当該難民審査官とともに、職員の「燃え尽き」の防止および対応のための効果的措置を、責任を持ってとるべきである。

基準とガイドライン

UNHCR の配慮義務を確保するための措置

当職員の人数、難民認定担当職員の経験と能力・資質、個々の難民認定担当職員に割り当てられる難民認定ケースの件数・種別、当該ケース群または経歴の性質と当該ケース群に関する難民認定担当職員の精通度、定められているケース処理方式、ならびに、面接環境(たとえば拘禁、遠隔面接、通訳の必要性等)。

難民認定担当職員の「燃え尽き」の効果的な防止および対応のための措置は、組織全体・事務所・個人の各レベルでとられなければならない。このような措置には以下のものが含まれるが、これに限られるものではない：

- ▶ 個人・チーム双方のレベルで感謝の文化を醸成する。
- ▶ 柔軟な勤務体制や残業時間に応じた振替休暇に関する既存の方針をより積極的に運用すること等により、職員のワーク・ライフ・バランスを促進する。
- ▶ 明確な連絡・報告系統を確立したり、共有しなければならない情報および情報共有のための最善の連絡方法について理解したりすること等により、効果的な情報共有を確保する。
- ▶ 難民認定関連の決定および当該事務所で採用されているより幅広い保護戦略への参加等を通じ、相談が積極的に行われる業務環境を醸成する。
- ▶ 実現可能かつ適切である場合は常に、事務所内、さまざまな保護業務間および難民認定ケース処理体制内における職員のジョブ・ローテーション制を設ける。
- ▶ 事務所全体および個人別の現実的なケース処理目標を、既存の資源および職員配置基準に合致する形で、また可能である場合は常に難民認定担当職員と協議しながら、設定する。
- ▶ 十分な労働条件と技術的支援を確保する。
- ▶ 業務横断型研修を実施するとともに、複数業務にまたがるプロジェクトへの職員の参加を促進する。
- ▶ 難民認定に初めて関わる職員全員を対象として包括的な導入研修およびブリーフィングを組織的に実施するとともに、学習機会の提供や業務の多様化等を通じて職員個人の業務能力開発を奨励する。
- ▶ 難民認定担当職員に対して、その専門能力開発および学習を促進するようなやり方で指針やフィードバックを提供する。
- ▶ 業務関連のストレスや「燃え尽き」を緩和するためにとり得る方法を見出す目的で、難民認定担当職員の日常業務のモニタリングを行う。
- ▶ キャリアアップに関する助言を容易に得られるようにしたり、研修の機会やその他の専門的資源にアクセスする機会を提供したりすること等により、必要に応じて難民認定担当職員に支援を提供する。
- ▶ 難民認定担当職員が「燃え尽き」や二次的トラウマの症状を熟知しているように確保するとともに、職員の福祉のために利用可能な資源へのアクセスを奨励・促進する。

4.3 難民認定面接・難民該当性評価

4.3.1 個別の難民認定面接を受ける申請者の権利

個別の難民認定手続の対象となるすべての申請者に、能力・資質を有する難民審査官との難民認定面接において直接申立てを行う機会が与えられなければならない。難民申請に関する一次審査段階の判断は、原則として書面審査だけに基づいて行われるべきではない。

申請者自身の証言は利用可能な関連情報の（唯一ではないにせよ）主たる出所であることが多いため、個別の難民認定面接は、特に難民審査官が以下の対応をとれるようにすることによって申立ての事実関係を確定するために必要不可欠である：

- ▶ どのような要素が申請者の申立てにとって重要なものであるかを特定する。
- ▶ それらの重要な要素に関連するすべての必要な情報を、可能な限り申請者から収集する。
- ▶ 重要な要素との関連で申請者の陳述の信憑性を吟味する。

例外的に、難民申請が簡易難民認定手続によって処理される場合、**登録時におよび難民認定申請書を通じて収集された情報のみに基づいて**、個別の難民認定面接を実施せずに**難民の地位を認定することもできる**。ただし、利用可能な情報が、適用される難民の定義の該当基準を申請者が満たしていることおよび信憑性または除外に関わる懸念が生じないことを確定するのに十分であることが条件とされる。「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチが適用されるか、または該当性の推定の利益が得られるケース群または経歴の場合は、これに当てはまる可能性がある（さらなる指針は§4.10.4－難民認定の簡易処理手続 参照）。

4.3.2 難民認定面接への申請者の遠隔参加

安全および治安、資源の利用可能性、相当の費用および／または移動・申請者へのアクセスに関連するその他の障壁または公衆衛生上のやむを得ない事情を理由として個別の**難民認定面接を対面で実施することができない場合**、電話またはビデオ会議によって、**難民認定面接を遠隔的に実施することも可能である**。

遠隔面接の手配は、たとえば、庇護国／受入国で UNHCR の常駐体制が整っていない場合もしくは庇護国／受入国における UNHCR の配置体制や活動が（武力紛争または公の秩序を著しく乱すその他の事件等の理由で）特定地域に限定されている場合に、または能力・資質を有する UNHCR 難民審査担当職員および通訳人が難民認定面接に参加できるようにするために（遠隔通訳の手配に関する指針は§2.5.5－通訳人の面接への遠隔参加 参照）、必要になることがある。

遠隔面接の手配は、一定の場合には難民申請の効率的かつ迅速な評価を促進できる可能性があるものの、その実施に伴う課題や制約に鑑み、**例外的措置**としてのみ利用されるべきである。

主要な考慮事項

電話またはビデオ会議によって難民認定面接を実施することの利点には以下のものが含まれる：

- 安全上、治安上、公衆衛生上または事業実施上の問題により他のやり方では乗り越えることのできない障壁が存在する場合に、難民認定面接を実施することができる。
- 治安上のリスクが存在し、かつ／または資源（専門性を有する UNHCR 難民審査担当職員を含む）が利用できないために難民認定面接を対面で実施できない場合に、申請者にとっての処理待機期間を短縮できる。
- 通訳の便宜のために活用される場合（すなわち、特定の言語による通訳サービスが難民認定面接の実施場所で容易に利用できない場合）、申請者にとっての処理待機期間を短縮できる。
- UNHCR 職員が遠隔地に移動することに伴う時間と費用を削減できる。

主要な考慮事項

電話またはビデオ会議によって難民認定面接を実施する際の課題には以下のものが含まれる：

- 難民認定面接が、安全と治安の確保される場所において、機密性が保持される環境で実施されることおよび必要な技術が利用できることを確保しにくい。
- 特に難民認定面接が電話で実施される場合、申請者の身元確認に関して問題が生じる可能性がある。
- ラポール（信頼関係）の構築が阻害され、難民審査官が申請者から完全かつ誠実な陳述を得ることを妨げるおそれがある。申請者は、個人的な性質の問題または慎重に扱うべき性質の問題を電話やビデオ会議で開示することに居心地の悪い思いをするかもしれず、またやりとりの秘密保持に関して懸念を抱く可能性がある。
- 難民認定面接時に追加の証拠書類を提出することや、ファイルの写しが原本と同一であることを確保するために書類の原本を確認することが難しい。
- 質問が理解されていないことまたは通訳に問題があることを示す非言語的の手がかりを速やかに発見して対処することが、より困難になる。
- 技術的問題により、難民審査官、通訳人および申請者の間のやりとりが阻害される可能性がある（質問と回答が聞こえないこと、面接が中断されることを含む）。通話の中断ややりとりの中断は、面接参加者全員に欲求不満を引き起こし、自分の経験を完全な形で陳述する申請者の能力と意思を阻害し、かつ処理の遅延につながる可能性がある。
- 技術的問題によって面接の記録が不完全または理解が困難なものになる可能性があるほか、録音／録画の保管と再生に影響が生じる可能性がある。

面接を遠隔で実施することの実行可能性については、安全およびプロセスの完全性・整合性なら

びに技術的観点および難民認定プロセスに生じる可能性のある影響も含め、遠隔面接の手配を実施する前に、徹底的な評価が実施されるべきである。難民認定統括職員および指定された上級保護担当職員は、遠隔面接の手配の実施に責任を負い、遠隔面接に従事する UNHCR 職員（通訳人を含む）が適切なスキルおよび経験を有していることを確保するべきである。

難民認定統括職員または指定された上級保護担当職員は、以下の保障措置を確保するためにあらゆる努力を行うべきである。

基準とガイドライン

電話またはビデオ会議によって難民認定面接を実施する時に推奨される保障措置

- 難民認定面接への申請者の遠隔参加を支援するために使用される技術は、明瞭で安定した中断されることのない音声・映像の送信が適切な形でできるようなものであるべきである。採用される技術は、やりとりの空白および／または（該当する場合）録音・録画で再生できない発言が生じるおそれを最小限に抑えるのに十分なものであるべきである。信頼できる技術の手配ができない場合、遠隔面接の実施は一般的には適切ではない。難民認定面接におけるやりとりの有効性・正確性が深刻に損なわれる可能性があるためである。
- 使用される技術はまた、**機密性が保持され、安全なコミュニケーション**も可能にするようなものであるべきであり、またデータ保護に正当な考慮が払われるべきである。適切な水準の秘密保持を達成できるか否かおよびそれをどのように達成できるかは、当該業務環境における既存の通信システムその他の要因を踏まえて評価しなければならない。技術的助言を適宜求めるべきである。
- **安全で、機密性が保持される適切な環境**で難民認定面接が実施されることを確保するため、申請者は、可能な限り、UNHCR が手配した場所から参加するべきである。UNHCR が面接場所に駐在していない場合、国連機関、国際機関その他の UNHCR パートナー組織の施設で面接を実施することが推奨される。これらの機関の職員に対しては、UNHCR 難民認定手続の秘密保持および難民認定面接の実施にふさわしい条件に関する十分な説明が行われるべきである。このような施設を手配することができず、かつ難民認定面接の実施がどうしても必要である場合、申請者は、邪魔が入らず、騒音がなく、承認されていないいかなる個人も立ち会っていない場所から参加することを求められるべきである。申請者の法的手続上の代理人または承認されたその他の第三者の立会いは、後述のセクション§4.3.3－**法的手続上の代理人の参加** および§4.3.4－**法的手続上の代理人以外の第三者の同席** に従って許可される。
- 国連機関、国際機関または UNHCR パートナー組織の施設で面接が実施される場合、**申請者の身元確認**が、難民認定面接の開始時と終了時に、当該機関の職員によって行われなければならない。当該職員は、UNHCR 手続の秘密保持を尊重する旨の誓約書に署名しなければならず⁸、また当該職員による面接室での立会いは申請者の身元確認に厳格に限定され

⁸ UNHCR 職員はすでに UNHCR 手続の秘密保持を尊重する義務を負っているため、秘密保持の誓約書に署名する

なければならない。難民審査官は、身元確認を行う職員の役割について、面接開始時に申請者に適切な説明がなされるよう確保すべきである。

- 申請者に対し、難民認定面接がどのような条件の下で実施されるかについて伝えるとともに、当該手配の機密性に関する説明を行うべきである。これには、難民審査官と通訳人の役割・責任に関連する条件のほか、該当する場合には難民認定面接の電子記録の使用・保管が含まれるべきである。申請者に対しては、面接の開始時に、遠隔面接の手配について質問を行い、懸念を表明する機会が与えられるべきである。申請者が遠隔面接の利用について深刻な懸念を提起し、それが難民審査官には解決できず、かつ面接中の開示に問題を生じさせる可能性が高い場合には、提起された懸念、それがプロセスに及ぼす影響および遠隔面接の手配により手続を進めることが適切かどうかについて、難民認定統括職員と協議しながら評価がなされるべきである。
- 難民審査官は、申請者の陳述を要約して自己の理解を確認するとともに、遠隔面接の手配による影響と関連するすべての詳細情報を面接中に提供する申請者の能力について申請者から発言があれば、それを記録するべきである。自己の身元、活動および経験を完全な形で陳述する申請者の意思と能力に遠隔面接の手配が及ぼす可能性のある影響は、難民審査官が申請者の陳述の信憑性を評価する際に考慮されるべきである。
- 難民審査官はまた、音声・映像の送信の質が、面接全体を通じて、申請者にとっても通訳人にとっても十分であることを確保できるように注意を怠ってはならない。難民審査官は両者に対し、面接中に音声・映像の質または送信に問題があれば合図を出すよう求め、直ちに問題への対処に努めるべきである。参加者間のコミュニケーションの質と正確性を損なう技術的問題が継続する場合、難民認定面接は、適切な技術的な準備を整えられるようになるまで、または対面による面接の実施が可能になるまで、延期されなければならない。
- 面接条件に関する所見は常に調書に記録されるべきである。
- 適用可能な場合、遠隔で実施される難民認定面接は、書面の調書を保持することに加え、録音または録画をするべきである。可能な限り、記録の完全性・整合性および質を確保するため、申請者のいる場所と面接官のいる場所の両方で同時に面接を録音／録画しておくことが推奨される。このことは、申請者の陳述の正確な記録を確保し、面接記録または通訳の質に問題が生じた場合に迅速な解決を可能とし、不正の余地を少なくし、かつ、難民審査官・通訳人自身が職務にふさわしいやり方で振舞うようにする上で、役立つことになる。
- 申請者に対しては、難民認定面接の終了後、すでにファイルに含まれているもの以外の書類を確認するための原本および／または追加の証拠書類がある場合には、合理的な期間内に UNHCR に提出する機会が与えられるべきである (§4.3.9— 難民認定面接における書類の原本確認 参照)。
- 遠隔の難民認定面接を活用する場合、法的手続上の代理人および承認されたその他の第三者（たとえば子どもの庇護希望者の支援人、法的・慣習的保護・養育者もしくは後見人、

必要はない。国連機関、国際機関その他の UNHCR パートナー組織の職員は、UNHCR の秘密保持要件に関する研修の一環として、秘密保持の一般的な誓約書に署名することもできる。

または精神保健上の問題もしくは知的障がいがある庇護希望者の支援人)の参加の便宜を図るための措置を整えるべきである (§2.7—UNHCR 難民認定手続における法的手続上の代理 参照)。

- ▶ コミュニケーションの質が同じになるのであれば、遠隔面接は原則として電話よりもビデオ会議によって実施するのが望ましい。ビデオ会議の方が、手続の機密性を確保し、当該プロセスへの不当な干渉を回避する上で優れており、ラポール (信頼関係) の構築にも役立つ。

電話またはビデオ会議による難民認定面接の実施は、特定のニーズまたは脆弱性を有する申請者、特に子ども、聴覚・視覚障がいもしくは精神的健康上の問題がある人々またはトラウマもしくは拷問の影響に苦しんでいる人々にとっては、常に適切であるとは限らない。完全で信頼できる陳述を行うこれらの申請者の能力と意思に遠隔面接が悪影響を及ぼす可能性について、緊急の保護介入を行う必要性との比較衡量を図りながら、慎重に考慮されるべきである。

同様に、**拘禁中の申請者**を対象として電話またはビデオ会議による難民認定面接を実施することが適切かどうかについても、特に手続の機密性に関して懸念がある場合には、慎重に考慮されるべきである (拘禁中の申請者との難民認定面接の実施についてのさらなる指針は、§4.6—**拘禁中の申請者を対象とする手続** 参照)。

4.3.3 法的手続上の代理人の参加

申請者は、難民認定面接の際、承認された法的手続上の代理人を同席させることができる。法的手続上の代理人の役割・責任および UNHCR のマנדート手続への参加に関する条件は、§2.7—UNHCR のマנדート手続における法的手続上の代理 で述べられている。

4.3.4 法的手続上の代理人以外の第三者の同席

原則として、難民認定手続への第三者の参加は、申請者の法的手続上の代理人か、子どもの申請者または精神保健上の問題もしくは知的障がいがある申請者の場合には、§2.8—UNHCR 難民認定手続における子どもおよび§2.9—**精神保健上の問題または知的障がいがある申請者** に掲げられた原則に従って、その後見人または支援人に限られるべきである。第三者の参加は、申請者が言語障がいまたは聴覚障がいに苦しんでいる場合にも、コミュニケーションを促進するために適切であることがある。

申請者が法的手続上の代理人または後見人／支援人以外の第三者の同席を特に求める場合、難民審査官は、難民認定統括職員と協議して、**その要請を認めるかどうか**判断するべきである。適切な場合、難民審査官は、特定のニーズまたは脆弱性を有する申請者の面接に法的手続上の代理人

または後見人以外の者が同伴することを推奨することもできる。これには、親、法的・慣習的保護・養育者、または情緒的その他の形態の支援を提供している他の者などが含まれ得る。第三者の参加が適切であるかどうかを評価する際、難民審査官は以下を考慮すべきである：

基準とガイドライン

第三者が難民認定面接に同席できるかどうかを判断する際に考慮すべき要素

- ▶ 申請者が有している特定のニーズまたは脆弱性
- ▶ 申請者と当該第三者の関係の性質
- ▶ 当該第三者の同席が難民認定面接の目的を促進しまたは阻害する可能性が高いことを示すその他の要因

難民審査官は、第三者の役割と責任を説明した上で、その参加に関して申請者の同意を得るべきであり、このことはファイルに正式に記録されるべきである。申請者が十分な情報に基づく自由な同意を与えられない場合、難民審査官は、面接への第三者の参加に関する申請者の意見を求めた後に、特定のケースにおける当該第三者の立会いが適切かどうかを判断するべきである。難民審査官は、第三者の身元を確認して関連の身分証明書類の写しと連絡先の詳細をファイルに保存するとともに、UNHCR 難民認定手続の機密性について当該第三者に説明を行うべきである（さらなる指針は§2.9—精神保健上の問題または知的障がいがある申請者 参照）。

難民審査官は、第三者の参加が申請者もしくは UNHCR 職員の安全を危険にさらし、またはその他の形で難民認定面接の目的を妨げる可能性が高いと考える十分な理由がある時は、難民認定統括職員と協議した上で、いかなる**第三者の参加も不許可とし、または第三者が難民認定面接に同席しないことを要請する**べきである。難民審査官が難民認定面接への第三者の参加を認めずまたは参加許可を取り下げた場合、当該決定の理由を、申請者に対し、申請者が理解できるやり方で説明するべきである。このような場合、難民審査官は、申請者の個人的・背景的状况に鑑み、第三者の立会いなしに難民認定面接を続けることが有益もしくは適切かどうか、または面接を中止して後の日付に変更すべきかどうかも検討するべきである。難民認定面接への第三者の参加の不許可または許可の取下げの理由は、当該第三者が関与する紛争または事件が生じた場合にはその事実およびそれが難民審査官によってどのように対処されたかとあわせて、申請者のファイルに正式に記録されるべきである。

原則的に、法的手続上の代理人ではない第三者は、難民認定面接全体に立ち会うことはできるものの、難民認定面接中に介入するべきではない。難民審査官には、適切な場合、第三者が難民認定面接により深く関与することを許可しまたは要請する裁量が認められるべきである。たとえば、申請者が、その成熟度を理由として、またはトラウマもしくは精神保健上の問題の結果として、申請内容を完全に説明する能力を有していない場合、難民審査官は、第三者が申請者の申請に関連する出来事または状況について個人的に知っているのであれば、当該第三者に追加情報の提供

を求めることができる。

難民審査官は、第三者が難民認定面接に同席したこと（当該第三者の身元および申請者との関係を含む）を**難民該当性評価書に記載する**とともに、第三者によるすべての陳述と提出物についての完全かつ正確な記録を保持するべきである。

4.3.5 難民認定面接の計画と準備

難民審査官は、面接前に、申請者のファイルおよび申請に関わる他のすべての関連情報を詳細に見直しておくべきである。

基準とガイドライン

難民認定面接の準備にあたり、難民審査官は以下のことをするべきである。

- ▶ 申請者の陳述書を含む難民認定申請書と、登録段階で収集されまたは他の情報源から入手されたすべての情報を注意深く読み込む。これは、難民審査官が、申立てにとって重要な要素を手続のこの段階で可能な限り特定するとともに、家族関係図および申請者の出身国からの出国につながった出来事の時系列／順番を暫定的に作成できるようにするためである。このような資料は、難民認定面接の際の参照用として活用できる。
- ▶ 申請者の申立てを補強するものとして提出された関連の書類が難民認定面接のために翻訳されて利用できるように確保する。
- ▶ 申立てについての判断に関連しており、難民認定面接中にさらに吟味しなければならない予備的論点とテーマ領域を特定する。
- ▶ 渡航文書その他の書類に記載された情報を見直し、難民認定申請書で提示されている情報を補強する情報またはそれと一致しない情報に注意する。
- ▶ 関連の COI（地図を含む）および申請者が提出した他の陳述または書類を調べるとともに、関連の地図が面接のために利用できるよう確保する。
- ▶ 情報が欠落していて難民認定面接時に申請者に提供を求めるべきものがあれば当該情報と、不明確なもしくは一貫性の無い陳述またはその他の情報であって面接中に釈明を求めなければならないものをリスト化する。
- ▶ 利用可能なすべての情報を踏まえ、柔軟な面接計画を作成する。
- ▶ ファイルおよび他の利用可能な情報（最善の利益評価・認定、心理社会的評価および医学的検査を通じて取得された情報を含む）に基づき、難民認定面接に向けて申請者の特定のニーズに配慮し、かつ信頼できる環境をつくり出すために追加の措置をとるべきかどうか、判断する。その際には、面接に対応する申請者の**能力・健康状態**および申請者の**個人的・背景的事実**（年齢、性別、性的指向またはジェンダー・アイデンティティ、文化的・社会的・教育的背景、トラウマの経験、身体的・精神的健康状態および身体的・知的障がいがある場合には当該障がい等）を考慮する。必要に応じ、関連の保護担当職員および／また

は事業実施契約団体に対して適切なフォローアップを行う。必要なすべての手配が難民認定面接前に行われるよう確保する。

- 申請者がすでに別の受入国／庇護国の UNHCR 事務所に登録されている場合、申請者のファイルに関するすべての情報を取得するとともに、可能な限り、難民認定面接の前に関連する UNHCR 事務所に対して他の適切なフォローアップを行う。

難民認定面接準備のチェックリスト（付属文書 4.3-1）は、申請者の申立ての主要な要素を詳しく調べるために、また難民審査官が難民認定面接前に実施すべき COI 調査の主要な領域および難民認定面接中に取り上げられるべき論点（信憑性の問題や除外に関わる懸念が存在する可能性がある場合には当該問題・懸念を含む）を特定するために、活用することができる。

4.3.6 難民認定面接の開始

難民審査官は、難民認定面接全体を通じ、非対立的な情報収集アプローチをとるべきである。難民審査官は、難民認定面接の開始時の機会を捉えて信頼と尊重に基づいた環境づくりを行い、申請者が自らの話を可能な限り誠実かつ完全に思い出して説明するための最善の機会を得られるようにするべきである。

認定審査官は、導入に必要な事項を各難民認定面接の開始時に体系的に取り上げるとともに、申請者が面接プロセスと自己の権利および義務についてはっきりと理解しているように確保することが推奨される。

基準とガイドライン

難民認定面接開始時のチェックリスト

➤ 紹介

難民審査官は、自己紹介を行うとともに、通訳人および面接室にいる他の者の役職名と面接における役割を紹介するべきである。

➤ ジェンダーに関わる問題

職員の人材が限られているために申請者が要請した性別の難民審査官および／または通訳人を割り当てられない場合、難民審査官は申請者に対してその旨を説明しなければならず、また現在の体制下で面接を進めるべきではないことを示す要因（申請者が懸念を提起する場合には当該懸念を含む）があれば、それについて考慮するべきである。

➤ 難民認定面接における通訳

難民審査官は、申請者と通訳人が理解し合っているかどうか、および、申請者が当該通訳人の手配に安心感を覚えているかどうか、確認するべきである。申請者に対しては、通訳

人と意思疎通を図る方法について助言するとともに、通訳の質もしくは正確性または通訳人の行動について具体的な問題がある場合、問題が発生し次第、難民認定面接中に明らかにすべきであると助言するべきである。通訳が遠隔で行われる場合、難民審査官は、音声・映像の送信の質が十分にあり、明瞭で安定した中断されることのないコミュニケーションが可能であることも確保するべきである。

➤ **難民認定面接手続の説明**

難民審査官は、申請者が理解できるやり方で、以下の手続上の事項について説明するべきである：

- 難民認定面接の目的とその流れ（面接を通じて UNHCR が十分に詳細な関連情報を取得できるようにする上で面接官と面接対象者がそれぞれ果たす役割を含む）
- UNHCR 任務遂行上の難民の地位の該当性基準
- 難民認定面接中に難民審査官がとるメモまたは面接調書の目的と使用範囲および／または（該当する場合）難民認定面接の録音／録画の目的と範囲
- 申請者には難民認定面接中に休憩を求める権利があることと、休憩中、申請者は UNHCR の敷地内に留まるよう求められること
- 申請者が電話またはビデオ会議を通じて面接に参加する場合、面接がどのような条件の下で実施されるか

➤ **秘密保持**

難民認定面接において開示されたすべての情報は、難民認定プロセスの他のすべての段階における場合と同様に、UNHCR によって機密性が保持され、申請者による明示の指示・同意なくして出身国当局と共有されることはないことが、申請者に対して保証されなければならない。難民審査官は、§2.1—UNHCR 難民認定手続における秘密保持とデータ保護に掲げられた、申請者に関わる情報の第三者（事業実施契約団体および受入国当局を含む）への開示の範囲と条件について十分な説明を行うべきである。申請者に対しては、通訳人も秘密保持の宣誓を行っていることを知らせるべきである。

➤ **真実を述べる義務**

申請者は、誠実である義務および難民申請に関連する事実を可能な限り完全に開示する義務について知らされるべきである。申請者に対し、質問に対する答えがわからずもしくは詳細を思い出すことができない場合または詳しい説明が必要な場合には、その旨を難民審査官に伝えるよう告げるべきである。難民審査官は、難民認定面接において虚偽の陳述を行った場合、申請者が提供した他の情報の真実性も疑問視される可能性があることを説明するべきである。

➤ **協力義務**

申請者は、難民申請の審査のために手続のあらゆる側面において UNHCR に全面的に協力する義務があること、および、難民申請を裏付けるためにあらゆる努力を払い、かつ利用可能なすべての補強証拠を提供するべきであることを知らされるべきである。申請者は、

思い出せる最大限の範囲で可能な限り詳しい情報を提供するべきである。

▶ **面接を進めるにあたっての申請者の健康状態**

難民審査官は、申請者に対し、身体的・心理的に難民認定面接に臨むことができる状態であると感じるかどうかが、尋ねるべきである。申請者が調子が良くないことを示す場合、難民審査官はフォローアップの質問を行い、それがどのような性格の問題であるか、および、そのまま難民認定面接を進めるのが適切か、または日程変更が適切かを評価するべきである。精神保健上の問題もしくは知的障がい、または面接への意味のある参加に影響を及ぼす情緒的問題を抱えているように見受けられる申請者の難民認定面接を進めるかどうか、またはそのような申請者の面接をどのように進めるかについて判断する際、難民審査官は、§2.9—精神保健上の問題および／または知的障がいがある申請者 および§3.4—特定のニーズを有する申請者 に掲げられた考慮事項を参照すべきである。

▶ **申請者による質問・コメントの機会**

難民審査官は、申請者が自らの権利と義務について理解しているよう確保するべきである。申請者に対しては、難民認定面接の前に、事前の発言または質問を行う機会が与えられるべきである。

4.3.7 申請者の面接⁹

難民認定面接の目的は、申請に関連するすべての情報を引き出すとともに、申請者に対し、不明確な情報や一貫性の無い情報について釈明・説明する機会を提供するところにある。難民認定面接中に難民審査官が行う質問は、難民申請に関連する情報の、最も完全かつ正確な開示を促進するようなものであるべきである。

質問を組み立て面接の構成を考えるにあたり、難民審査官は申請者の背景と個人的特性（年齢、ジェンダー、宗教、文化的・社会的・教育的背景および身体的・精神的健康状態を含む）を考慮するべきである。難民審査官は、申請者にとってわかりやすい言葉を用いるとともに、申請者が質問を理解していないように見受けられる時または不明確な答えを返してくる時は、質問を繰り返し、または別の言い方で質問し直すべきである。

難民審査官は、難民認定面接の開始時に、申請者が国籍国または常居所国から出国した理由および出国につながった出来事に関する自由な陳述を引き出すべきである。難民審査官は、可能な限り**自由回答式の質問**を用いて、申請者がその申請にとって最も重要であると考えられる出来事を自分自身の言葉で説明できるようにすべきである。難民審査官は、**申請者の発言を不必要に中断させることを避ける**べきであり、関連の情報を特定・吟味し、かつラポール（信頼関係）を確立・維

⁹ 本セクション以降に掲げる基準と指針は、UNHCR 難民認定手続における面接技法についての包括的指針を示そうとしたものではない。難民審査官は、効果的な面接技法に関する UNHCR の手法と資源（関連の UNHCR 学習プログラムを含む）にアクセスでき、かつこれらに精通しているべきである。現在利用可能な学習プログラムのリストは、付属資料 4.2-1—難民認定に焦点を当てた UNHCR 学習プログラム 参照。

持するため、積極的に話に耳を傾けるべきである。

面接中に提供する情報を時系列順に構成することを申請者に求めるべきではないものの、難民審査官は、申請に関連する出来事を時系列順に整理することができるようなやり方で説明するよう、申請者を可能な限り援助するべきである。このことにより、難民審査官は、提示された情報の重要性を十分に理解し、欠落や一貫性の無い点を難民認定面接中に特定してフォローアップできるように、補足的な難民認定面接の必要性を最低限に抑えられる。ただし難民審査官は、申請者が出来事の正確な日付または順序を思い出せない可能性もあり、経験した出来事がトラウマを生じさせるものである場合にはなおさらであることを意識しておくべきである。時間の認識や申請者が出来事を説明する方法が文化的に固有のものである可能性もある。

申請者が申請の特定の側面について中断されることなく陳述を行った時は、難民審査官は、フォローアップとして掘り下げのための質問または回答方式が限定された質問を行って、申請の重要な要素に関連する追加情報を引き出し、陳述を確認し、あいまいな証言に対処し、かつ／または提供済みの情報の確認を行うべきである。

優れた実践として、難民審査官は、申請の特定の側面に関する情報を取得して明確にした場合、可能な限り申請者自身の言葉を用いながら申請者の陳述内容を要約するべきである。要約することにより、難民審査官は自分の理解を確認でき、申請者には、要約された関連の側面について詳しく説明または釈明する機会が与えられる。難民審査官は、申請者から訂正や確認があった場合、それを記録しておくべきである。

申請者から提供された情報に、または申請者から提供された情報とその他の信頼できる情報源から得られた情報（COI を含む）との間に一貫性が無い場合、難民認定面接中に対処されなければならない。難民審査官は、一貫性の無い点または信憑性に関わるその他の懸念をどのように、また面接のどの時点で取り上げるか、検討するべきである。難民申請にとって重要な要素に関連する申請者の陳述の信憑性については、一貫性の無さ、詳細さの欠如または自然かつ合理的であること（真実味）の欠如のいずれに該当するかにかかわらず、当該問題について申請者に十分な説明を行い、欠けている情報を提供する機会および／または一貫性の無い点について説明・釈明する機会を申請者に与えた上でなければ、否定的な判断を行うことはできない。同様に、申請のある側面について申請者が説明しなかったことは、申請の当該側面に関する情報を提供するよう申請者が特に求められていたわけではない場合、それ自体として UNHCR に協力しなかったことの表れと考えられるべきではない。

4.3.8 子どもの申請者の面接¹⁰

子どもの申請者を面接するかどうかの決定に際しては、子どもの最善の利益が第一に考慮されなければならない。子どもの個人的・背景的事情（発達水準および成熟度を含む）によっては、難

¹⁰ 同上。

民認定審査のために子どもの面接を実施することが適切かどうかの参考とするため、子どもの最善の利益評価（BIA）を実施する必要がある場合もある（§2.8－UNHCR 難民認定手続における子ども および§5.3.2－子どもに関する派生的難民地位の申請 参照）。

子どもを対象とする難民認定面接は、可能な限り、子どもの情緒的・精神的・知的発達および振る舞いに関する**特別な訓練を受け知識を有する難民審査官**によって実施されるべきである。UNHCR 事務所は、このような職員の配置能力を高めるためにあらゆる努力を払うべきである。

原則として、子どもを対象とする難民認定面接は、子どもの**後見人**または子どもが信頼する他の適切な成人の立会いの下で実施されるべきである。保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもの後見人を任命する旨の決定においては、後見人の選定および必要性に関する子どもの意見を考慮すべきである（§2.8－UNHCR 難民認定手続における子ども 参照）。

子どもが安心できるようにして、かつ信頼関係を築くことが特に重視されるべきである。面接の環境および口調は可能な限りインフォーマルなものであるべきであり、また子どもの特定のニーズに合わせて改良されるべきである。

難民審査官は、難民認定面接の目的およびその進行について、**年齢にふさわしい言葉遣い**で子どもに伝えるべきである。誠実に答えることおよび可能な限り多くの情報を提供することの重要性が、子どもが理解できるやり方で説明されるべきである。さらに、質問が理解できない場合または答えがわからない場合にはそう言うべきであることを、子どもに対して約束するべきである。子どもの年齢および情緒的・精神的・知的発達水準によっては、子どもが安心できるようにして陳述を行えるようにするため、代替的なコミュニケーション手法が必要となることもある。お絵描き、ロールプレイ、ゲーム、物語を話すこと、歌または作文は、年少の子どもの面接を実施する際の有用なコミュニケーション手法となり得る。また、申請とは関連していなくても、子どもが自分にとって重要な問題を面接中に提起できるようにすることも必要となる場合がある。

申請の事実関係について子どもに質問する際には、以下の考慮事項が指針とされるべきである：

基準とガイドライン

子どもを面接する際に考慮されるべき要素：

- 面接時および関連の出来事の発生時点における子どもの年齢および情緒的・精神的・知的発達水準
- 申立てに関する出来事が子どもに及ぼした可能性のある心理的影響
- 出身国の状況および難民認定におけるその重要性についての子どもの知識が限られている可能性があること

子どもは、申請について判断するために必要な情報を提供することができないか、または提供し

ようとしなない場合がある。**特定の事実または出来事について子どもが話したがらない時は**、申請の特定の側面に関する質問を先送りまたは中止することが適切な場合もある。子どもの申請者が関与する多くのケースでは、当該子どもの**難民該当性に関連する情報を取得するため、他の適切な情報源**（家族および出身国情報を含む）を活用することが必要になる。

子どもの申請者を対象とする難民認定面接には**定期的な休憩**が含まれるべきであり、その間、子どもは適切な限度で自由に動き回ることを許可されるべきである。さらに、子どもの申請者の個人的・背景的事実により、子どもが難民認定プロセスに意味のある形で参加できることおよびその申請について正確な判断が行われることを促進するため、難民認定面接を複数回行うことが必要になる場合もある。

4.3.9 難民認定面接における書類の原本確認

申請者は、自分が所持しており、かつ申請についての判断に関連する書類を提示するよう期待される。関連書類としては、身元、国籍、年齢、かつての居住国・場所、家族構成、学歴、健康関連・特定のニーズ、拷問もしくはトラウマの経験、または過去に行った庇護申請もしくは UNHCR への登録などに関係するものが考えられる。難民審査官は、申請についての判断に関連する可能性がある書類その他の資料を特定するために、申請者を援助するべきである。

申請者から提供された書類の原本または写しは、翻訳の上、可能であれば面接前に、または面接時に提示された場合には面接中に、確認されるべきである。

難民審査官は、面接の際に書類の原本または入手し得る最善の状態の写しを精査し、ファイルされている写しが原本と同一であること、および、**すべての原本の写しが判読可能かつ完全な形でファイルされていることを確保**するべきである。難民審査官は、自分が書類の原本を見て確かめたかどうか記録するべきである。UNHCR が書類の真正性を判断する専門性または能力を有しているわけではないものの、それでも申請者が提出した書類の確認は実施されるべきである。

書類の原本を精査するにあたり、難民審査官は、この機会を捉えて**書類の以下の特徴を点検**し、改ざんされたことを示す証拠またはその他の兆候の発見に努めるべきである。

基準とガイドライン

書類の点検

- 書類に用いられている用紙の質および一貫性。
- ページの番号および順序。
- 書類に綴りの間違いがないかどうか確認する。
- 写真が撮影された日付等の要因を考慮しながら写真を確認し、申請者と似ているかどうか

判断する。

- 書類の署名を申請者の署名および／または提出された他の書類の署名と比較する。
- 日付、名前または通し番号／参照番号の周囲の変色または染み。
- 押印の汚れまたは乱れ。
- 写真がページからはがれている、またはラミネートフィルムに気泡が見られる。

同一の出所から得られた書類の見本が利用可能な場合、難民審査官は、書類の原本と見本との比較も行うべきである。**書類に変則的な点**または書類の見本との一貫性の無さがある場合（発行当局の国旗・記章の違い等¹¹）、難民認定面接の際に申請者にその旨を指摘するべきであり、申請者には説明を提供する機会が与えられるべきである。難民審査官は、提出された書類に関わる変則的な点または一貫性の無い点について面接中にどのように、いつ取り上げるか、検討するべきである。

書類が賄賂その他の不正な手段で取得された可能性があることを示す証拠がある場合、状況によっては、書類の信頼性、ひいてはその証拠としての重要性に影響が生じる可能性がある。難民申請についての判断に関連する書類が賄賂その他の不正な手段で取得された可能性があることを示す兆候がある場合、申請者に対し、難民認定面接の際に、当該書類の取得過程に関する説明を求めるべきである。

申請者が、難民申請についての判断に関連する書類を所持しているものの難民認定面接の場に持参しなかった場合、申請者に対し、書類の原本または入手し得る最善の状態の写しを持って後日事務所に戻ってくるよう求めるべきである。書類提出のための予約は、定められた日程調整の手続に従って割り当てられるべきである（§3.5.1－難民認定の日程調整の一般的手続 参照）。申請者は、自己の申請を補強する書類を所持していないものの、その取得が個人的リスクまたは他者へのリスクを生じさせることなく可能である場合、取得のために必要な措置をとるか、または取得できない理由を説明するべきである。

4.3.10 難民認定面接の終了

難民認定面接の終了時には、難民審査官は以下のことをするべきである。

基準とガイドライン

難民認定面接の終了

- **難民申請に関わるすべての要素を提示する機会**が申請者に与えられたことを確保する。
- 申請者に対し、提供済みの情報に付け加えたいことがあるかどうか尋ねるとともに、難民

¹¹ このような比較を行う場合には常に、書類の発行日が食い違いの理由である可能性を考慮しなければならない。

申請に関連する追加情報またはすでに提供済みの情報について訂正／釈明がある場合、面接後に（ただし決定が発行される前に）UNHCR に書面で通知できることを知らせる。このような通知は、当該情報が面接時に提供されなかったまたは正確ではなかった理由の説明とともに行わなければならない。申請者は、追加情報または訂正された情報を吟味するために必要な時は補足面接が実施される可能性があることを、知らされるべきである。

- 面接中に通訳またはコミュニケーション上の問題がなかったかどうかを申請者と通訳人に確かめ、問題があった場合はそれがどのような性質のものだったかを確認する。適切な時は、定められた苦情申立て手続に関する情報を提供する。
- 提示された事実関係または受入国／庇護国について判明している状況から、申請者が同国において保護上の懸念を有している可能性があることが示唆される場合、受入国／庇護国における申請者の個人的状況に関して質問・確認が必要になることもある。
- **難民認定面接調書のうち、申請を判断するにあたって最も関連性が高い部分を読み聞かせる。**原則として、難民認定面接時に申し立てられた情報に不明瞭な部分または通訳に難点があったように見受けられる部分があれば、当該箇所も読み聞かせるべきである。この段階で申請者が行った釈明または詳細な説明は調書の末尾に記載されるべきであり、調書にある元々の回答を修正するべきではない。
- 業務上の制約により面接調書全体を読み聞かせることができない場合、または難民認定面接が録音／録画されていて逐語の面接調書が作成されていない場合、難民審査官は、可能な限り申請者自身の言葉を用いながら申請者の陳述の主要な側面を要約した上で、申立てのいずれかの側面について釈明する機会を申請者に与えるべきである（録音／録画に関するさらなる指針は、§4.3.12－**難民認定面接の記録** 参照）。
- 申請者が難民認定面接後に提供することを承諾した書類その他の情報およびその提供に関して行われた手配を確認し、記録する。
- 申請者が面接の実施方法に満足しているよう確保する。申請者が何らかの懸念を提起した場合にはそれを記録し、可能かつ適切な限度で対応する。
- **難民認定プロセスにおける次の段階と関連の日程**について、以下の事項も含めて説明する：
 - 難民審査決定の受領方法・日程
 - 難民認定・不認定の決定の影響
 - 難民不認定の決定に対して異議申立てを行う申請者の権利および異議申立て手続
 - 家族の統合に関する手続（適切な場合）
- **補足面接¹²を実施しなければならない場合、難民審査官は以下の事項について説明するべきである：**
 - 補足面接を実施する理由
 - 補足面接が実施される日時、または補足面接の日時を申請者に通知する方法・日程

¹² 補足面接を実施する必要性は、難民審査官が、面接中に収集された情報および他の情報源から入手された情報をすべて検討する機会を得た後でなければ明らかにならない場合もある。このような場合、補足面接の目的に関する説明は当該面接の開始時に行われるべきである。

4.3.11 難民認定面接の評価

難民審査官は、難民認定面接後、申請者が面接中に提供した情報の評価を、利用可能な他のすべての情報（申請者から提供された書面・口頭による陳述および書類があれば当該陳述・書類ならびに信頼できる情報源から取得された他の関連情報を含む）を踏まえて行い、さらなる対応が必要かどうか判断しなければならない。申請の重要な要素との関連で追加情報が必要な場合、または（難民認定面接後に申請者から提供された情報や、信憑性に関わると思われる問題等を理由として）申請者の陳述の特定の側面についてさらなる吟味または確認が必要な場合には、**補足的な難民認定面接**を実施しなければならないこともある。同様に、申請者が面接中に提示した新たな情報が複雑な論点を提起するものであり、申請者に効果的に質問を行うために追加の調査その他の準備が必要な場合にも、補足的な難民認定面接が実施されるべきである。

補足的な難民認定面接は、原則として、ファイル割り当てられ、難民認定面接を実施した難民審査官が行うべきである。ただし、状況によっては、補足的な難民認定面接に関して別の難民審査官にファイル割り当て直すことが適切な場合もある（難民認定ケースを割り当て直すことが適切な場合に関するさらなる指針については§4.4.2－難民該当性評価または決定の修正手続も参照）。

4.3.12 難民認定面接の記録

難民審査官は、難民認定面接の完全かつ正確な記録を保持しなければならない¹³。これは、難民認定面接の逐語調書および／または録音もしくは録画を保持することによって可能になる。以下、難民認定面接のさまざまな記録方法に関わる主要な考慮事項と保障措置を概観する。

申請者およびその法的手続上の代理人は、難民認定面接の際にメモをとることはできるものの、それ以外の方法で記録をとることはできない（§2.7.4(a)－法的手続上の代理人の役割 参照）。

a. 難民認定面接の逐語調書

原則として、難民審査官は難民認定面接の逐語調書を保持するべきである。

基準とガイドライン

難民認定面接調書には以下の事項が記録されるべきである：

- 申請者の名前とケース番号

¹³ 本「難民認定手続基準」で特に断りがない限り、面接の記録に関する同じ基準が UNHCR 任務遂行上の派生的地位・異議申立て・取消し・撤回・終止手続にも適用されるべきである。

- 難民認定面接を実施する難民審査官の名前¹⁴
- 通訳人の名前
- 申請者の生年月日および出生地、国籍、性別、婚姻状況、民族および信仰している宗教、職業／就労状況および申請者の経歴・背景に関するその他の関連情報
- 第三者（たとえば法的手続上の代理人、家族、支援人等）の立会いがある場合、その名前および役割または申請者との関係
- 難民認定面接の実施日、開始・終了時間、および、休憩、中断または延期があった場合にはその状況
- 難民審査官が聞いた質問の正確な内容および申請者の回答（面接開始時・終了時に難民審査官と申請者が交わしたすべてのコミュニケーションを含む）
- 難民認定面接の特定の段階における申請者の態度および非言語的コミュニケーションに関する関連の所見

難民審査官は、難民認定面接調書に申請者が用いた**正確な言葉**を記録するよう努めるべきであり、申請者の陳述の要約や言い換えは避けるべきである。

原則として、難民認定面接調書の電子記録が行われるべきである。難民認定面接調書のハードコピーを印刷し、紙のファイルに綴じ込んでおくべきである。調書の電子記録が**不可能な場合**¹⁵、難民審査官は詳細かつ判読可能な手書きの調書を保持するべきであり、当該調書は実務的に可能な限り早い段階で電子的形態に変換されるべきである。

b. 面接調書に加えての録音または録画

UNHCR 事務所は、可能な場合には常に、**書面での（逐語）調書に加えて難民認定面接の録音または録画**を保持するよう、強く奨励される。

書面での調書の保持に加えてすべての難民認定面接を組織的に録音／録画することが利用可能な資源では許されない場合、信憑性に関わる複雑な問題および／または除外に関わる懸念を提起するケースについて録音／録画を検討し、可能であれば優先させることが推奨される。

録音／録画は、ファイル管理手続とファイル名決定手順に従って、ファイルの一部として保持されるべきである。録音・録画を通じて保存された情報の安全および機密性を確保し、かつ情報が偶然にまたは許可を得ずに開示され、破損され、失われまたは変更されるリスクを最小限に抑える目的で、データ保護のための適切な保障措置が整備されるべきである（§2.2 難民認定ファイル

¹⁴ 安全確保上の理由から、特に面接調書が申請者とも共有される場合には、面接調書には難民審査官と通訳人のフルネームを記載しないこと、または調書を共有する前に編集等を行って匿名化を図ることが推奨される。さらなる指針は、§ 2.1—UNHCR 難民認定手続における秘密保持とデータ保護 参照。

¹⁵ たとえば緊急事態下もしくは〔難民〕キャンプにおける業務において、または拘禁関連の一部の状況において、このような事態が生じる可能性がある。

管理と記録管理手続 参照)。

主要な考慮事項

書面の調書に加えて面接の録音／録画を保持することに伴う利点

- 面接の正確な記録が確保されるため、難民審査官が、難民認定面接のうち不明確・不完全な箇所または申請に特に関連する箇所について、面接調書を完成させる前に確認することが可能になる。
- 難民認定面接の記録の正確性、難民審査官および／または通訳人の行為ならびに難民認定面接中に生じた通訳の問題に関して異議申立て中に提起される論点の特定と評価が容易になり、場合によっては異議申立てにおいて面接を実施する必要性がなくなる可能性がある。
- 安易なまたは根拠のない異議申立ての抑止材料になり得る。
- 難民審査官・通訳人による職務にふさわしい行動が促進される。
- UNHCR 手続の完全性・整合性および質を改善させるための、面接の組織的なモニタリングが促進される。
- 不正防止措置になり、不正や職権乱用の訴えから難民審査官・通訳人を守ることにつながる。

c. 面接調書に代わるものとしての録音または録画

難民認定面接の逐語調書の作成・保管は、難民認定手続の質および完全性・整合性の確保にとって必要不可欠であり、特に録音または録画によって補完される場合は質および完全性・整合性が向上する。例外的に、申請件数が著しく多く、かつ、庇護希望者の保護を確保するために国際保護の必要性について迅速に判断することが必要な場合には、書面の逐語調書に代えて録音／録画を利用することができる。

書面の調書に代わるものとしての録音／録画の利用が適切であると考えられるのは、一般的に、「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチまたは該当性の推定が適用されるケース群であって、全体として信憑性に関わる複雑な問題および／または除外に関わる懸念が生じないと考えられる場合のみである。後者のケースについては、難民認定面接中に申請者から提供されるすべての情報が十分に審査されることを確保し、かつ一次審査の難民審査決定の見直しおよび異議申立てに向けて容易にアクセスできる面接記録を用意するために、書面による逐語の面接調書が欠かせない。

主要な考慮事項

録音／録画のみを利用することに関連する潜在的な短所

- 人的ミスまたは技術的問題により、記録が不完全なまたは質の低いものになる。
- 申請者から提供された情報が十分に精査・評価されたことを確保するための録音／録画の

利用が限定される。

- ▶ 申請者の陳述の不完全・不正確な要約に基づいて一次審査の難民審査決定が行われるおそれが高まる。
- ▶ 人的ミスまたは技術的問題により、録音／録画が偶然に失われ、破損されまたは開示される。ファイル管理手続とファイル名決定手順が遵守されない結果、難民認定ファイルとの関連が不適當になる。
- ▶ 難民認定プロセス後の、録音／録画で提供される情報へのアクセスとその利用（第三国定住を目的とする場合等）が限定される。

書面の調書の代わりに録音／録画を利用することは、特に脆弱な立場にある申請者（保護・養育者がいないもしくは主たる保護・養育者から別離した低年齢の子ども、トラウマの被害者または精神保健上の問題もしくは知的障がいがある申請者等）が関与するケースでも、適切な場合がある。面接を文書で記録していく必要がないことはラポール（信頼関係）の構築に役立つ可能性が高く、申請者にとってストレスや威圧感が少ない面接の環境づくりにつながり得る。このような場合、決定および見直しのプロセスを容易にするため、面接後に録音／録画の文字おこしをしておくのが理想である。このアプローチではより多くの資源が必要になるが、逐語調書を作成せずに面接に集中できることは情報開示の促進につながる可能性が高く、そのため脆弱な立場にある申請者との面接の際により効果的な情報収集方法となる。

書面の調書に代わるものとしての録音／録画の利用に伴う潜在的な問題に鑑み、これは例外的措置に留められるべきである。したがって、通常の難民認定・異議申立て・取消し・撤回・再開・終止手続で処理されるケースで書面の調書に代えて録音／録画を用いることは、一般的には適切でない¹⁶。

面接調書に代えて録音／録画を運用する旨の決定（難民認定の簡易処理手続または難民認定の併合処理手続の文脈におけるものを含む）は、**決定の質およびプロセスの完全性・整合性への影響を慎重に検討した後に、かつ関連地域局および国際保護総局の担当部署と協議した上でなければ**行うべきではない。UNHCR 事務所は、当該事務所で利用可能な設備および技術が録音／録画の運用を支えるために適切なものであることを確保するため、関連する UNHCR の資源の確認も行うべきである。

主要な考慮事項

決定および録音／録画の質に関連するリスクの緩和措置には以下のものが含まれる：

- ▶ **難民審査決定の質の定期的・臨時的検査**：難民審査決定の質の定期的・臨時的検査は難民審査決定の見直し段階で行うことが考えられ、選ばれたケースの難民認定面接の録音／録

¹⁶ 上述の通り、特に脆弱な立場にある申請者が関与するケースでは、ラポール（信頼関係）の構築と完全な開示を奨励するため、このような場合でも面接調書に代えて録音／録画を利用することが適切となり得る。

画を通して聴き、難民該当性評価書の正確さを見直すという形になろう。質の検査の頻度と選び出すケースの数は、当該ケース群、業務遂行能力および設けられている手続（特に、追加的な保障措置または申請者の口頭での陳述に関する不正確・不完全な理解に基づいて決定が行われるリスクを緩和するための措置）によって左右される。面接が、見直し担当官の理解できない言語で通訳人を利用せずに実施されている場合、質の検査のためには通訳人による通訳または翻訳と書きおこしが必要になろう。

録音／録画が書面の調書に加えて利用されている場合、書面の調書の質の定期的・臨時的検査も推奨される。

- **難民認定面接の時刻記録の保管**：難民審査官が、面接中に中核的側面または複雑な論点に関する検討が行われた正確な時刻を記録にメモしておくことが考えられる。これにより、難民審査官と見直し担当官は、申請者の申立ての中核的側面を評価・見直しする際、録音／録画を通して視聴することなく、その関連箇所に戻って参照することができる。
- **面接要旨作成のためのメモ**：難民審査官が、面接中の申請者の陳述を要約することが考えられる。これには、記憶から再構成された記録よりも正確な（完全ではないにせよ）面接記録を用意できるという利点がある。要約の利用は、録音／録画全体を視聴することによって補完されるべきである。
- **録音／録画の一部または全体の書きおこし**：信憑性に関わる問題、除外に関わる懸念または他の複雑な論点を提起するケースについては、難民審査官の要請により、録音／録画の一部または全体を書きおこすことが考えられる。書きおこしは見直し担当官によって開始されることもできる。
- **書面の調書に立ち返る**：面接中に信憑性に関わる複雑な問題または除外に関わる懸念が生じた場合、難民審査官は、そのような問題または懸念が生じた時点から書面による逐語調書の保持に立ち返るとともに、問題等が生じた正確な時刻を記載しておくことが推奨される。このようなアプローチにより、申請者の陳述の完全な検討を可能にする録音／録画の該当箇所の特定が容易になる。
- **難民認定審査の前に複雑なケースをスクリーニング／特定しておく**：信憑性に関わる複雑な問題または除外に関わる懸念を生じさせる可能性のあるケースは、逐語の面接調書が保持されるよう確保するため、可能な限り難民認定処理の前に特定しておくべきである。
- **録音／録画の質を試しておく**：人的・技術的エラーによって録音／録画が利用不能なものにならないようにするため、難民審査官は、可能な限り、難民認定面接の開始時と終了時に録音／録画の質を試しておくことが推奨される。面接開始時に発見された録音／録画の問題は、必要であれば技術的援助を求める等の手段により、直ちに対処されるべきである。録音／録画の質に関連する技術的問題を速やかに解決することができない時は、難民審査官は逐語の面接調書の作成に立ち返るか、面接を後の日付に日程変更するべきである。録音／録画に関する問題が面接中に生じ、直ちに発見されなかった場合、録音／録画が利用できない部分について再び面接を実施しなければならないこともあり得る。このような場合、面接の一部を繰り返さなければならない理由について申請者にカウンセリングしなければならないが、また録音／録画に関わるいかなる問題についてもファイルに記載しておくべ

きである。

難民審査官は、面接が録音／録画されていることを申請者に対して面接開始時に通知するとともに、録音／録画の目的と使用範囲を説明するべきである (§4.3.5－難民認定面接の開始 参照)。面接が録音／録画されることについて申請者の同意は求められないものの、難民審査官は、録音／録画に関して申請者が真正な懸念を提起した場合、直ちに対処するためにあらゆる努力を払うべきである。

面接が録音／録画されることについて申請者が重大な懸念を提起した場合であって、それが難民審査官には解決できず、かつ面接中の情報開示に関して著しい問題をもたらす可能性が高いものである時は、提起された懸念、それがプロセスに及ぼす影響、および、代わりに書面の調書を用いて進行することの適切さに関して、難民認定統括職員と協議の上で評価が行われるべきである。

申請者とその法的手続上の代理人は、請求により、UNHCR 事務所の敷地内で監督下において、または UNHCR 事務所によって規定された他の安全かつ適切な手段を通じて、当該申請者の面接の調書または録音／録画にアクセスすることができる。申請者または法的手続上の代理人へのすべての情報開示は、UNHCR のデータ保護方針に従って行われ、申請者の秘密保持に対する権利が尊重されなければならない (§2.1.3－関心対象者個人に対する開示および個人情報関連のその他の権利 および §2.7.4.(b)－コミュニケーションと情報へのアクセス 参照)。

4.3.13 証人・参考人から提供される情報

申請者は、難民認定面接の場に、自己の申請を補強するために証人・参考人の参加を得ることを認められるべきである。証人・参考人は、申請者の面接中、面接室にいるべきではない。証人・参考人の身元と、申請者と何らかの関係がある場合には当該関係を確認し、ファイルに記録するべきである。連絡先の詳細と、身分証明書類がある場合にはその写しも、ファイルに記録されるべきである。

原則として、証人・参考人の面接または証人・参考人による情報提供は申請者の立会いの下で行われるべきではなく、他の証人・参考人または第三者の立会いの下でも行われるべきではない。

難民審査官は、証人・参考人による証言を得る前に、当該証人・参考人の身元および申請者との関係を確定させるとともに、証人・参考人の身分証明書類を精査した上でその写しをファイルに保存するべきである。難民審査官は、UNHCR 難民認定手続の機密性および真実を述べる義務についても説明するべきである。

証人・参考人から提供された情報およびその吟味の結果は、申請者のファイルに完全かつ明確に記録されるべきである (§4.3.12－難民認定面接の記録 参照)。

証人・参考人の面接中に、申請者の申立てに関する判断にとって重要な新たな情報または一貫性の無い点が出てきた場合、一般的には、申請者に対し、補足的な難民認定面接の場で、証拠のこれらの側面について釈明する機会が与えられるべきである (§4.3.7—申請者の面接 参照)。ただし、証人・参考人の面接の機密性を保持する義務は尊重されなければならない。難民審査官は、証人・参考人から提供された情報の信頼性を評価し、かつ申請者の陳述の信憑性を吟味するにあたり、最大限の慎重さと配慮を保つべきである。開示によって、関係する個人にとって深刻な保護上の懸念が生じる可能性があるためである。

証人・参考人から提供された矛盾すると思われる情報を申請者に開示することが必要かつ／または適切であると考えられる場合、難民審査官は、当該情報を提供した個人から、十分な情報に基づく自由な同意を得なければならない。難民審査官はその際、開示が意図する目的および開示により生じ得る結果について当該個人に明確な説明を行うとともに、これを完全かつ正確な形でファイルに記録しなければならない。同意が得られない場合または開示が必要・適切と考えられない場合でも、個人から提供された矛盾すると思われる情報は、申請者の申立てのうち若干の疑いが残る特定の側面について吟味する際の参考にするために使用することができる。ただし、採用された一連の質問に基づいて申請者が当該情報の出所を特定しまたは推測することができないよう確保するため、最大限の配慮が行われなければならない。

4.3.14 家族またはその他の被扶養者の面接

難民審査官は、主たる申請者に同伴する成人の家族／被扶養者全員が難民認定申請書に必要事項を記入し、かつ個別に登録面接を受けたことを確認するべきである。

難民審査官は、実現可能な時は常に難民の地位の申請者¹⁷に同伴している成人の家族／被扶養者 1 人ひとりと短時間面談する機会を設け、それぞれが難民基準について理解できるよう確保するとともに、それぞれが有している可能性のある個別の保護のニーズについて相談する機会を与えるべきである。独自に難民性の申立てを有している可能性がある家族／被扶養者については、当該申請に関する独立の判断が行われるべきである (§5—家族統合の権利に基づく申請の処理 参照)。

基準とガイドライン

以下の場合には家族／被扶養者に対する面接を別途実施しなければならない：

- ▶ 成人の家族／被扶養者が個別の登録面接を受けていない場合：当該家族／被扶養者が有する個別の保護のニーズまたは適切な場合には難民の地位の申請者との扶養関係に関する情報を収集・検討するため、面接を実施するべきである。

¹⁷ 「難民の地位の申請者」(Refugee Status Applicant) は「主たる申請者」(Principal Applicant) に代わる用語として使用されるものであり、その申立てによって家族または被扶養者による派生的難民地位の申請の結果が左右される、個人の申請者として理解されるべきである。この用語変更の意図は、家族・世帯構成員の一部または全員が UNHCR 任務遂行上の難民の地位の該当性基準を満たしている可能性もあり、そのような場合には派生的難民地位を付与されるのではなく独自に難民と認められるべきであるという視点を強調するところにある。

- ▶ 難民認定申請書に記載された情報、同伴している家族／被扶養者の登録面接時に収集された情報または難民の地位の申請者の申立ての検討中に入手されたその他の情報から、派生的難民地位を求めている者が、個別の難民認定面接を通じて審査されるべき難民性の申立てを独自に有している可能性がある場合。

難民審査官は、難民の地位の申請者に対する難民認定面接の機会を利用して、§5—**家族統合の権利に基づく申請の処理** に掲げられた基準と手続に従い、**同伴する家族／被扶養者の派生的地位の該当性について検討**することができる。

以下の事情がある場合、難民の地位の申請者の地位に関する判断後に家族の統合に関する面接が別途行われるまで**派生的難民地位の該当性に関する検討を先送り**するのが、一般的には適切となるう：

- ▶ 家族／被扶養者の派生的難民地位の該当性に関する判断のため、複雑な事実問題または法的問題（たとえば除外）についての確認が必要とされる場合
- ▶ 難民の地位の申請者の難民認定面接の際、派生的難民地位に関する判断のために必要な個人または証拠がすべて揃っていない場合
- ▶ 難民の地位の申請者の申立てが認められないと思われる場合

難民審査官は、難民の地位の申請者の家族／被扶養者を面接する際、UNHCR 手続において難民の地位の申請者と派生的地位の申請者が有する**秘密保持に対する権利**を尊重するべきである。**難民の地位の申請者および派生的地位の申請者に対する面接は別々に行われるべきであるが、それが適切または建設的でないことを示すやむを得ない理由がある場合はこの限りではない**（たとえば、§5.3.2—**子どもに関する派生的難民地位の申請** 参照）。

家族または被扶養者の面接の際に、難民の地位の申請者の申立てに関する判断にとって重要な新たな証拠または一貫性に欠ける点が出てきた場合、一般的には、当該申請者に対し、補足的な難民認定面接の場で、証拠のこれらの側面について釈明する機会が与えられるべきである（§4.3.7—**申請者の面接** 参照）。

ただし、家族／被扶養者の面接の際に収集された情報の秘密を保持する義務は尊重されなければならない。難民審査官は、家族／被扶養者から提供された**情報の信頼性を評価**し、かつ難民の地位の申請者の陳述の信憑性を吟味するにあたり、最大限の慎重さと配慮を保つべきである。このような情報を開示することによって、当該家族／被扶養者にとって深刻な保護上の懸念が生じる可能性があるためである。難民審査官は、家族から入手した情報を開示しなくても済む質問方法を検討するか、開示が適切である場合には事前に当該家族の同意を得るべきである。

家族／被扶養者から提供された**矛盾すると思われる情報**を申請者に開示することが必要かつ／または適切であると考えられる場合、難民審査官は、当該情報を提供した個人から、十分な情報に基づく自由な同意を得なければならない。難民審査官はその際、開示が意図する目的および開示

したことで生じ得る結果について当該個人に明確な説明を行うとともに、これを完全かつ正確な形でファイルに記録しなければならない。同意が得られない場合または開示が必要・適切と考えられない場合でも、家族／被扶養者から提供された矛盾すると思われる情報は、申請者の申立てのうち若干の疑念が残る特定の側面について吟味する際に参考にすることができる。ただし、採用された一連の質問に基づいて難民の地位の申請者が当該情報の出所を特定しまたは推測することができないようにするため、最大限の配慮が行われなければならない。

ただし、原則として、新しい証拠または一貫性に欠けるとと思われる点について難民の地位の申請者が説明・釈明する機会を与えられた上でなければ、申立てにとって重要な事実関係の信憑性について否定的な判断を行うことはできない (§4.3.7— 申請者の面接 参照)。

難民の地位の申請者の陳述と家族／被扶養者の陳述との間に一貫性があることは、(細部の具体性と十分さ、内的整合性、COI を含む他の情報源から得られた情報との整合性および自然かつ合理的であること (真実味) と並んで) 信憑性に関する指標の 1 つに過ぎない。したがって、複数の個人が行ったそれぞれの陳述の間に一貫性に欠ける点があると思われる場合、疑いがある特定の陳述の全般的な信憑性評価の一環として、慎重に評価されなければならない。矛盾していると思われる情報はまた、難民の地位の申請者の申立ての判断に関連する事実関係についての見方・知識・理解は個人によって、特に家族によって異なる可能性があることを考慮して、適切に考慮されなければならない。このことは、子どもや (出身国における家族の力学および文化的規範によっては) 女性から提供された情報の重要性を判断する際に、とりわけ関連する。

4.3.15 難民該当性評価

難民認定面接を行った難民審査官は、面接後できるだけ速やかに、**難民該当性評価書式 (付属書類 4.3-3)** を用いて決定書を作成すべきである。1951 年条約第 1 条 F に基づく除外条項の検討を生じさせるケースについては、**除外条項評価書式** も作成すべきである。

特定の経歴を有する申請者、または「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチもしくは該当性の強い推定が適用されるケース群に属する申請者については、その申請に関する判断を促進しかつ速やかに進めるため、ケース群または経歴に特化した難民該当性評価書式を用いることができる (§4.10— 難民認定の簡易処理 参照)。決定における一貫性を促進するため、このような書式は関連地域局および国際保護総局の担当部署と協議した上で作成されるべきである。

基準とガイドライン

難民該当性評価の主要な要素

➤ 申立ての概要

国籍国または常居所国を離れた理由および帰国を望まないまたは帰国できない理由、ならびに、申立て内容のうち難民該当性に関する判断にとって重要な側面 (申請者の経歴、国

籍国または常居所国での経験、同様の状況にある人々の経験および申請者が生活していた具体的な状況を含む) に関して申請者から提供された情報の要約。

申請者が国籍国または常居所国からの出国につながった出来事について陳述できない場合、申請者の個人的・背景的事情および経験を直接知っている家族またはその他の証人・参考人の陳述の要約をここに記載すべきである(たとえば、§2.8—UNHCR 難民認定手続における子ども および§2.9—UNHCR 難民認定手続における精神保健上の問題または知的障がいがある申請者 参照)。

➤ **重要な事実 (信憑性評価および事実関係の認定結果)**

(i)申請者の申立ての重要な要素との関連で申請者および関連する場合には他の者(たとえば家族または証人・参考人)が提供した陳述について行われた信憑性評価と、これらの陳述が信憑性を有すると認められた(または認められなかった)理由および事実関係の認定結果、ならびに、(ii)申立てのうち、信憑性に関する判断および他の信頼できる情報に基づいて確定されたと考えられる重要な事実関係についての判断の記録。

信憑性評価の際には、申立ての重要な要素に関して申請者が口頭・書面で行った陳述を検討しなければならない。関連の信憑性指標も、信憑性に関わると思われる問題について申請者が行った説明を考慮しながら参照すべきである。適用される信憑性指標は、(i)十分な詳細と具体性、(ii)申請者が口頭・書面で提供した情報(書類を含む)の内的整合性、(iii)外的整合性(すなわち、申請者の陳述と家族/証人・参考人から提供された情報または COI との整合性) および(iv)自然かつ合理的であること(真実味)である。過去の経験を思い出して説明する申請者の能力・意思または効果的なやり方で面接を行う難民審査官の能力に影響を及ぼす潜在的な歪曲要因も、信憑性に関する判断を行う際に考慮すべきである。難民審査官は、信憑性評価の一環として、申立てに関連する情報が記載された書類その他の資料がどの程度信頼できるか(またはできないか)を評価し、その出所、内容その他の要因に基づいて当該書類等をどの程度重視するか、判断しなければならない。ファイルの情報に家族および/または証人・参考人の陳述が含まれている場合、それについても信憑性評価を行う必要がある。

信憑性評価を踏まえ、最終的にどの陳述が認められどの陳述が認められないか、およびその理由(信憑性を判断する際に「疑わしきは申請者の利益に」(灰色の利益)の原則が適用されたか否かを含む)を明確に示した判断が行われるべきである。

以上を踏まえ、申請者の陳述および/または利用可能で信頼できるその他の情報についての信憑性の判断に基づいて、重要な事実関係が確定されたものとされる。

➤ **十分に理由のある恐怖**

関連の COI、申請者個人の経歴および経験ならびに出身国において当該申請者と同様の状況にある個人の経験を考慮した上で、申請者が国籍国または常居所国に戻った場合に危害を受ける合理的な可能性があるか否かの分析。この評価は、関連の COI を参照した上で、申請者の経歴および経験に関して示された重要な事実に基づいて行われなければならない、また申請者が帰国後に直面する可能性が高いと合理的に認められる危害を特定するもので

あるべきである。危害のおそれが国家以外の迫害主体に由来するものである時は、国家当局に保護を提供する意思または能力があるかどうかについての審査も求められる。

➤ **迫害**

特定された危害が、個別にまたは累積的に迫害を構成するほど十分に深刻であるかどうかの判断。この分析は、関連の人権基準・原則に則って行われなければならない。

➤ **迫害の理由（根拠）**

申請者が直面する可能性が高いと合理的に認められる迫害が、1951年条約に掲げられた根拠（すなわち人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であることおよび政治的意見）のいずれかまたは複数を理由とするものであるかどうかの分析。1951年条約に掲げられた根拠のいずれかを理由として国家による保護が否定される場合にも、この因果関係または結びつき（つながり）の要件は満たされる。

➤ **国内避難または移住の選択可能性**

国籍国または常居所国において非国家主体による迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を申請者が有している場合、当該申請者が、当該国のいずれかの地域であって、迫害その他の重大な危害のおそれにとさらされないであろう場所または不当な困難に直面することなく通常とあまり変わらない生活を送れるであろう場所に帰還できるかどうかの分析。このためには、国内避難または移住の選択可能性に「関連性」かつ「合理性」がなければならないという要件を踏まえた分析が必要となる。

➤ **UNHCRの広義の難民基準**

申請者が1951年条約の該当基準を満たさない場合に、当該申請者が国籍国または常居所国の外にいて、かつ、無差別的な暴力または公の秩序を著しく乱す事件によって生じる、生命、身体への不可侵性または自由に対する重大な脅威のために帰国することができないかどうかの分析。

➤ **除外**

1951年条約第1条F(a)、(b)または(c)に掲げられた除外条項の適用対象となり得る行為に関わっていた可能性があることを示す信頼できる情報がある時は、除外条項の評価が行われなければならない。§4.7－第1条Fの除外条項の適用 参照。

難民審査官は、難民該当性評価書式への署名および日付の記入を済ませた上で、§4.4－難民審査決定の見直し手続に従って当該事務所が定めた見直し・承認手続へとファイルを回付するべきである。

4.4 難民審査決定の見直し手続

4.4.1 一般原則

UNHCR 事務所は、一次審査の難民審査決定の発行¹⁸前にその質の見直しを行うための仕組みと手続を設けるべきである。一次審査の決定の実効的な見直しは、一次審査で難民申請を不認定とされた申請者が、異議申立ての権利を行使する機会が与えられる前に受入国／庇護国によるルフルマンの対象とされるおそれがある UNHCR 事務所において、とりわけ重要となる。

最も望ましい実務のあり方としては、難民審査決定が発行される前に、すべての難民該当性評価書について、一次審査で審査を担当した難民審査官以外の UNHCR 保護担当職員（「見直し担当官」）による見直しと承認が行われるべきである。

難民審査決定の見直しに研修・指導の目的があることに鑑み、難民審査決定の見直し担当に指定される UNHCR 職員は、難民認定に関する適切な経験と実証済みの能力を有しているべきである。

基準とガイドライン

ケース群の規模および性質ならびに／もしくは申請者の経歴または利用可能な職員の人材を理由としてすべての難民該当性評価書を組織的に見直すことが実現可能でない場合には、以下の対応をとることが強く奨励される：

- ▶ すべての難民不認定の決定について、難民該当性評価書を見直す。
- ▶ 慎重に扱うべきケースまたは複雑な論点を提起するケースについて、難民該当性評価書を見直す。
- ▶ 拘禁中の申請者、保護・養育者がいない子どもおよび主たる保護・養育者から別離した子どもならびに精神保健上の問題または知的障がいがある申請者のケースについて、難民該当性評価書を見直す。
- ▶ 第三国定住候補者として特定されたケースについて、難民該当性評価書を見直す。
- ▶ 着任から 3 か月を経えていない新任の難民審査官が作成した難民該当性評価書については、すべて見直しの対象とする。
- ▶ 各難民審査官が作成した難民該当性評価書について、定期的かつ無作為な見直しを実施する。

第 1 条 F の除外条項の適用に基づいて不認定とされたすべての申請について、見直しが行われなければならない (§4.7.4－除外決定の見直しと承認 参照)。

難民審査決定の見直しは、申請者からまたは申請者に代わって提出されたすべての補強情報¹⁹および難民認定面接の書面による記録または録音／録画を含む、ファイルにあるすべての情報を踏

¹⁸ 難民審査決定は、§6－難民審査決定の通知 に従って申請者に通知された段階で「発行」されたものとみなされる。

¹⁹ 申請者の法的手続上の代理人からの提出物も含む。

まえて行われるべきである。

上記の推奨事項および定められた手続に合致する形で一次審査の難民審査決定の見直しを行う職員の人材が整っていない UNHCR 事務所は、人材不足に対処するための一時的措置として、**遠隔見直し体制**を設けることができる。当該事務所は、遠隔見直し体制を運用することが適切かどうかおよびその運用方式について、地域難民認定官および／または国際保護総局難民認定課と協議することを推奨される。

4.4.2 難民審査決定の修正手続

難民審査決定の見直し担当に指定された保護担当職員が難民該当性評価書に実体的または手続的な誤りを発見した場合、**当該難民該当性評価書を作成した難民審査官にファイルを差し戻す**べきである。その際、不正確または不十分なやり方で扱われている論点についての詳細なコメントと、必要な場合には補足的な難民認定面接を行うための指示を添えることが求められる。見直し担当官によるコメントはすべて、難民該当性評価書に添付するか、本文に書き込んだ上で、当該コメントをしているのが誰であることを明確に示すためにイニシャルを付しておくべきである。すべてのコメントをファイルに記載しておくべきである。

難民審査決定の見直しが完了する前に、申請者の申立てにとって重要な新たな情報（申請者の個人的・背景的事情または出身国における状況の相当な変化等）が明らかになった場合、難民審査官による難民該当性評価書の修正を待つ間は見直しプロセスは一時停止されるべきである。このようなケースでは通常、新たな情報の信頼性と重要性を検討するための補足的な難民認定面接が必要となろう²⁰。

原則として、見直し期間中の難民該当性評価書または難民審査決定の変更は、申立てを審査して難民該当性評価書を作成した難民審査官か、見直し担当官による変更が適切でありもしくはより迅速である場合には見直し担当官によって、行われるべきである。例外的に難民認定統括職員への回付が必要となることもある。

基準とガイドライン

以下の場合、難民認定ファイルを難民認定統括職員に回付するべきである：

- ▶ 難民審査決定に誤りがありまたは難民審査決定が難民該当性評価書によって裏付けられていないという見解を見直し担当職員がとる場合であって、難民審査官が、速やかに、かつ当該 UNHCR 事務所の手続で定められた難民審査決定の発行期限までに、難民該当性評価書を修正することができない場合。
- ▶ 誤りがありまたは難民該当性評価書によって裏付けられていないと見直し担当職員が考える難民審査決定を、難民審査官が修正する意思がない場合。

²⁰ 見直し対象とされない難民審査決定についても、発行および申請者への通知の前に修正が行われるべきである。

- 難民認定面接の実施状況または難民該当性評価の質に関する懸念が深刻であり、申立てに関する決定を行った難民審査官にファイルを回付しても難民認定プロセスの公正性または公正らしさを回復できる見込みがないと考えるのに十分な場合。難民審査官の不正、偏見または他の非倫理的態度についての懸念が生じた場合はこれに該当することがある。
- 難民認定統括職員は、以下のものを含むその他の理由で、別の難民審査官にファイルを割り当て直すこともできる。
 - 当該ファイルについて、より経験豊富なケースワーカーが必要とされる時。
 - 当該ケースに含まれるジェンダー関連の問題に対処することによってラポールまたは信頼関係をさらに確立させる必要性についての懸念がある時。
 - 申請者が脆弱性を有しておりまたはトラウマの影響に苦しんでいることが認められ、これらの問題への対処により適したケースワーカーが必要とされる時。
 - 元々の決定を行ったケースワーカーが、申請者との十分なラポールまたは信頼関係を確立できないと感じている時。
 - 安全確保の問題から別の難民審査官を指名する必要がある時。

上記のような場合、難民認定統括職員は、難民審査決定の発行の可否および適切なフォローアップのあり方（ファイルを別の難民審査官に割り当てて補足的な難民認定面接および／または難民該当性評価書の再起案をさせることを含む）について判断するべきである。

ファイルが上記の見直し手続に従って別の難民審査官に回付された場合、申立てに関する元々の審査を行った難民審査官の難民該当性評価書およびすべてのメモはそのままファイルに保管されるべきである。ファイルを別の難民審査官に割り当て直した理由を説明するメモもファイルに保管されるべきである。

難民認定見直し手続に従ってファイルが難民審査官に差し戻された場合または〔別の難民審査官に〕割り当て直された場合、申請者に対する難民審査決定の発行は、見直しの際に明らかになった問題に対して十分な対応がなされ、かつ難民審査決定の見直し権限を有する保護担当職員によって難民該当性評価書が承認されるまで、行われるべきではない。

見直し手続の結果、指定された期日に決定を発行することができない場合には、§4.5－**難民審査決定の発行期日** に掲げられた手続に従い、決定の発行期日を延期するべきである。

4.4.3 難民審査決定に関する UNHCR 地域局・国際保護総局との協議手続

UNHCR 事務所は、以下の種類のケースについては、一次審査の難民審査決定案を **UNHCR 地域局** および該当する場合には国際保護総局に提出して**その見直しと承認**を求めなければならない：

基準とガイドライン

地域局および該当する場合には国際保護総局による見直しが必要とされる難民審査決定：

- 1951 年条約第 1 条 F に基づき個人を難民の地位から除外する決定 (§4.7.3－除外決定の見直しと承認 および§10.4－撤回手続 参照)
- 1951 年条約第 1 条 F に基づき個人の難民の地位を撤回する決定 (§10.2.8－取消し決定の見直し 参照)
- 誤って認定された個人の難民の地位を取り消す決定 (§10.2.8－取消し決定の見直し 参照)
- 1951 年条約第 1 条 C(1-4)に基づく個人〔の難民の地位〕の終止手続に従い個人の難民の地位を終止させる決定 (§11.2.5－終止決定の見直し 参照)

地域局および該当する場合には国際保護総局による見直しが必要とされる場合がある難民審査決定：

- 地域局、国際保護総局長または高等弁務官補（保護担当）が特に指定したケースまたはケース群およびその他の「慎重に扱うべき」ケースについても、見直しが必要とされる。

事務所長または難民認定統括職員は、難民審査決定の起案が完了して地域局または該当する場合には国際保護総局へ見直しのために提出される前に、当該決定の見直しを行うべきである。

見直しのために決定を提出する際には、以下の書類／情報もあわせて提出するべきである：

基準とガイドライン

地域局および該当する場合には国際保護総局による見直しのために提出するべき書類／情報：

- 必要事項が記入された評価書式の写し。取消し・撤回・終止決定の場合、取消し・撤回・終止評価書とともに当初の難民該当性評価書もあわせて提出するべきである。
- すべての難民認定面接調書、または逐語の面接調書がない場合には難民認定面接の録音／録画。取消し・撤回・終止決定の場合、取消し・撤回・終止面接の調書とともに、当初の難民審査決定の基礎とされた面接の調書もあわせて提出するべきである。
- 申請者からまたは申請者に代わって提出された、補強資料の写し。
- 難民審査決定に関連する他のすべての情報（難民認定申請書および利用可能な場合には登録関連の他の記録を含む）。

見直しは、関連地域局の指定された担当者によって行われるべきである。ただし、地域レベルで、地域局長が、能力・資質を認められた他の適切な職員に対し、ある個別ケースまたはケース群の見直しを委ねている場合はこの限りではない。地域局および必要な場合には国際保護総局による見直しの結果として行われるいかなる難民審査決定の変更も、§4.4.2－難民該当性評価または決定

の修正手続に掲げられた手続に従って行われるべきである。除外、取消しまたは撤回に関する決定は、地域局および該当する場合には国際保護総局による決定の見直しまたは承認が行われるまで、本人に通知するべきではない。

地域局および該当する場合には国際保護総局が一次審査の決定の見直しをすでに行っている場合、通常、同じケースに関する異議申立て段階での決定の見直しを行う必要はない。ただし、一次審査の決定が異議申立て段階で覆された場合または異議申立て段階で支持された理由が新たな重要な事実に基づくものであった場合、異議申立てに関する決定を行った UNHCR 事務所は、関連地域局の指定された担当者に通知するべきである。指定された当該担当者は、地域局または国際保護総局が異議申立て段階における決定の見直しを行う必要があるかどうか、その時点で決定する。

見直しが必要な時は、上記と同じ手続に従って行われるべきである。原則として、決定の見直しは、特に一次審査の決定が異議申立て段階で覆された場合、一次審査の決定の見直しを行った職員とは別の職員によって行われるべきである。

地域局および国際保護総局が、特定の種類または例外的な性質のケース以外は地域局および国際保護総局による見直しが必要とされないと判断する一部の難民認定業務においては、代替的な見直し手続を採用することもできる。

また、UNHCR 事務所は、一定の種類の場合を地域局および該当する場合には国際保護総局に提出して助言を求めることができる。助言を求めるのは、未解決の問題を解決するために事務所内で利用可能なあらゆる資源を利用し尽くしてからにするべきである。UNHCR 事務所からの指針〔提供〕の要請はまず関連地域局に宛てて行われるべきであり、その後、当該地域局が必要に応じて国際保護総局との連絡を行う。UNHCR 事務所は、除外、撤回、取消しまたは終止を認めるべきか否かが不確かな境界線上のケースについては、指針〔提供〕を要請しなければならない。

地域局は、手続上または原則上の複雑な問題について国際保護総局の助言を求めることができる。国際保護総局に指針〔の提供〕を要請する場合、1951 年条約第 1 条 F に関連する質問ならびに複雑なかつ／または慎重に扱うべき問題を提起するケースに関わる質問については、保護・国家安全保障課に宛てて要請を行うべきである。他のすべての質問は難民認定課に宛てて行われるべきであり、難民認定課は自ら質問に回答するか、必要に応じて他の部／課に質問を回付する。

個別ケースに関する判断について地域局および該当する場合には国際保護総局の助言を要請するのは、一般的には以下の場合に限られるべきである：

- UNHCR 事務所自身の努力では、申立てが十分に理由のあるものであるかどうかを評価するために必要な出身国情報を入手することができなかった場合
- UNHCR 事務所が、難民の定義の解釈、または個別の申立ての特定の事実関係に対する同定義の適用に関して法的な支援を必要とする場合
- UNHCR 事務所が、これまでに扱った経験がなく、かつ同様の性質を有する今後の申立てにとって前例となる可能性が高い事実関係または論点を提起する、慎重に扱うべきケースまたは申立てについて決定を行おうとしている場合

国際保護総局の局長または副局長は、手続上の懸念および／または特定の難民審査決定の正しさに関連して国際保護総局の介入を必要とする相当な理由が存在する時は、難民認定手続のいかなる段階においても、いかなるケースにも介入することができる。

基準とガイドライン

個別の申立てに関して地域局および国際保護総局に助言を要請する際に含まれるべき情報：

- 助言を求める決定が当該 UNHCR 事務所によってすでに作成済みである場合、作成が完了した難民該当性評価書式の写しおよび申立てに関する決定についての当該事務所の見解、ならびに、書面または音声／録画による難民認定面接の記録、および、ファイルに記録されているその他の情報であって申立てについての判断に関連するすべてのもの。
- 決定を確定するために地域局および該当する場合には国際保護総局の助言が必要とされる場合、助言を要請する当該 UNHCR 事務所による提出物には、関連する論点についての綿密な信憑性評価・分析および当該 UNHCR 事務所の見解が含まれているべきである。
- 申請者が提供した補強資料があればその写し、および、助言を求める論点に関連すると考えられるその他の情報。

個別の難民認定申請に関する判断について UNHCR 事務所が地域局および国際保護総局に助言を求めるすべての要請は、**難民認定統括職員**または指定された別の保護担当職員によって提出されるべきである。当該職員はその際、要請が、必要なすべての情報とともに提出されるよう確保するべきである。

4.4.4 難民審査決定の発行後の変更手続

申請者への通知が行われた後の難民審査決定の見直しおよび修正は、定められた以下の手続に従う場合に限って行うことができる：

- 異議申立て手続 (§7)
- 難民認定ケースの再開 (§9.2)
- 難民の地位の取消し／撤回 (§10)
- 難民の地位の終止 (§11)

UNHCR 職員は、UNHCR 事務所により発行された難民審査決定に誤りがあると考えられる理由がある場合、関連の情報に対して難民認定統括職員の注意を促すべきであり、難民認定統括職員は適切なフォローアップについて判断するべきである。

4.5 難民審査決定の発行期日

UNHCR 事務所は、難民審査決定の発行手続を定めるべきである。難民審査官および難民該当性評価書の見直しを担当する保護担当職員は、難民認定面接の終了後、難民審査決定が速やかに、かつ当該 UNHCR 事務所の手続に従って発行・通知されることを確保するため（§6—*難民審査決定の通知* 参照）、定められた期限内に業務を遂行するべきである。

一般的には、難民審査決定は**難民認定面接後 3 か月以内**に発行されることが推奨される。難民審査決定の発行に関する時間的枠組みは、当該 UNHCR 事務所の難民認定手続で具体的に定めておくべきである。

申請が複雑な論点を提起するものであるか、難民審査決定にとって中心的な事項に関する第三者との協議もしくは追加的調査を必要とするものである場合、難民審査官には、難民審査決定の発行について**通常よりも後の期日を指定**することが認められるべきである。難民審査官は、難民審査決定の発行について通常よりも後の期日を指定する際には、難民認定統括職員または指定された別の保護担当職員の承認を得なければならない。

指定された期日に難民審査決定を発行できない場合、難民審査官には、難民認定統括職員または指定された別の保護担当職員と協議した後、決定の発行を延期することが認められるべきである。難民認定統括職員は、延期を認めるかどうかについて評価する際、申請者の状況および特定のニーズに加え、難民審査決定の発行が延期された場合に申請者が保護上のリスク（拘禁またはルフールマン等）にさらされる可能性がある時は当該リスクを考慮しなければならない。

優先的判断の対象となる申立てについての難民審査決定の期限と延期に関する手続は、§4.9—*難民認定の迅速処理* に掲げられている。

難民審査決定を発行するための時間的枠組みが、定められた UNHCR 事務所の手続で予定されている期間よりも長くなり、または難民審査決定の発行を延期しなければならないいかなる場合にも、UNHCR 事務所は、延期が申請者に及ぼし得る悪影響を最小限に抑えるため、あらゆる可能な措置をとるべきである。最低限、当該ケースに関する決定を発行するための新たな時間的枠組みを実務的に可能な限り早く申請者に知らせるため、あらゆる努力を払うべきである。

難民認定統括職員は、難民該当性評価書の作成に関して**定められた期日を難民審査官が遵守しているかどうかについてのモニタリング**を行うべきである。難民認定面接から難民該当性評価書の作成までに長期の遅延があると、難民該当性評価および／または難民審査決定の質に悪影響が生じたり、申請者がさらなる保護上のリスクにさらされたりする可能性があるため、難民認定統括職員は、難民審査官が難民審査決定の個人別の未処理ケースを累積させないようにするべきである。難民審査官が難民該当性評価書の発行を繰り返し延期する場合、難民認定統括職員は、より効果的な担当ケース群の管理に関して難民審査官を援助するために必要な措置をとるべきである。繰り返される延期の要請が難民審査官の処理能力の不正確な評価を反映したものである場合、難民認定統括職員は、§4.2.3—*難民審査官の指導* の指針に従い、個人ファイルの割当てを適宜調整するべきである。

4.6 拘禁中の申請者を対象とする手続

拘禁されている個人で難民申請を希望する者は **UNHCR にアクセスする権利**を有する。原則として、拘禁されている庇護希望者の申立ては、拘禁が入国管理関連の理由に基づくものである場合および／または申請者がルフールマンの危険にさらされている状況下においては、速やかに審査されるべきである。申請者が犯罪容疑を理由として拘禁されている場合、UNHCR 保護担当職員は、容疑の内容ならびに／または有罪判決および刑罰の詳細を検討して、それが特に申請者の難民の地位の該当性を判断する際に、また受入国／庇護国における申請者の保護のニーズを判断する際に、どのように関連するかを評価するべきである。適切な場合には常に、拘禁中の申請者を対象として難民認定審査を実施することの可否および時期について決定するため、特定の状況下で生じる可能性がある保護の利益とリスクを考慮しながら、保護評価を実施するべきである。

UNHCR 事務所は、拘禁中の申請者を対象とする**特別な登録・難民認定手続**を設けるべきである；その対象者には、登録時に拘禁されている申請者のほか、登録後、または一次審査で難民申請を不認定とされた後に拘禁された申請者が含まれる（拘禁中の異議申立てについてのさらなる指針は、§7.4.2—*異議申立て面接の必要性の評価* 参照）。

各 UNHCR 事務所は、**受入国／庇護国で必要な措置**をとることにより、拘禁中の庇護希望者が UNHCR 職員および難民認定手続にアクセスできるよう確保するべきである。

基準とガイドライン

拘禁中の申請者による UNHCR 職員・手続へのアクセスを促進するための措置には、以下のことを目的とする、受入国／庇護国当局その他の関係者との交渉が含まれ得る：

- UNHCR の保護任務および難民認定プロセス・手続に関する情報の配布等も通じて、拘禁されている庇護希望者が UNHCR に連絡でき、かつ UNHCR 職員がこれらの庇護希望者へのアクセスを認められるよう確保する。
- 拘禁中に公正かつ効果的な難民認定審査を行うために必要な条件（機密性が保持される面接環境へのアクセスを含む）を確保する。
- 拘禁中の庇護希望者への UNHCR 職員および UNHCR のパートナー組織によるアクセスを最大限可能な限り促進する。
- 法的手続上の代理（利用可能な場合）への庇護希望者によるアクセスを促進する。

UNHCR 事務所は、可能な場合には常に、**拘禁施設における登録・難民認定面接の実施の代替策**を探すべきである。利用可能な代替策がない場合、UNHCR 職員は、UNHCR 通訳人または能力・資質を備えた他の独立した通訳人を同伴するとともに、難民認定手続における**秘密保持に対する申請者の権利**が可能な限り最大限に保全される面接環境を確保するため、あらゆる可能な措置をとるべきである。

拘禁環境において面接を行う UNHCR 職員および通訳人は、拘禁を行っている当局職員に対して行うべき必要かつ効果的な介入に関する経験を含め、**難民認定審査と保護に関する適切な経験**を有しているべきである。拘禁環境における業務は非常に困難なものとなり得るため、拘禁中の申請者を対象として業務を行う難民審査官と難民認定支援職員に対し、職員の福祉の観点からのものも含む必要な支援と指針を提供するために適切な措置がとられるべきである (§4.2.3－**難民審査官の指導** も参照)。

拘禁されている申請者に対して**難民認定の迅速処理および／または優先的に処理**することが適切かどうかについて、拘禁の理由および状態ならびに申請者の個人的・背景的状况（特に申請者が有している可能性のある特定のニーズ）を考慮に入れながら、検討するべきである (§4.9－**難民認定の迅速処理** 参照)。特に、申請者の拘禁からの解放を確保しまたは申請者のルフールマンを防止するために難民の地位の認定が必要とされる時は、難民申請を迅速および／または優先的に処理しなければならない場合がある。

拘禁中の申請者が、難民認定プロセス・手続と難民の地位の申請者の権利・義務について**十分な情報を得ている**よう確保するため、あらゆる努力が払われるべきである。拘禁中の申請者には、**申立ての準備のための十分な時間**が与えられるべきであり、また適切かつ利用可能な場合には法的手続上の代理その他の形態の支援へのアクセスが認められるべきである。

原則として、**難民認定面接は登録と同時に実施するべきではない**。慎重に扱うべきケースまたは信憑性に関わる複雑な問題や除外に関わる懸念を提起するケースであって、申請者の申立てを詳細に検討しなければならないケースでは、難民認定面接を別途実施することが必要となるのが一般的である。ただし、一定の状況下では、登録・難民認定統合面接の実施が必要となる場合もあり得る。これには、UNHCR が拘禁されている庇護希望者に限定的にしかアクセスできない場合、拘禁施設が地理的に離れた場所に位置している場合、当該 UNHCR 事務所の資源が（特に経験豊富で十分な訓練を受けた職員という観点から）限られている場合、または申請者が緊急の保護のニーズを有している場合が含まれる。登録・難民認定統合面接は、経験豊富な難民審査官によってのみ行われなくてはならない²¹。

基準とガイドライン

拘禁下で登録・難民認定統合面接を実施する際の保障措置

拘禁下で登録・難民認定統合面接を実施することが必要となる場合、面接を行う難民審査官は以下のことを確保するべきである：

- ▶ 拘禁中の申請者が、難民認定プロセスおよび関連の手続に関する情報ならびに難民の地位の申請者の権利・義務に関する情報を、最も早い機会に（統合面接の前であることが望ま

²¹ 例外的ケースでは、登録・難民認定、難民認定・第三国定住または登録・難民認定・第三国定住の併合処理を拘禁中に実施することもできる。難民認定の併合処理に関するさらなる指針は、§ 4.11－**難民認定の併合処理** および付属書類 4.9-1－**UNHCR 任務遂行上の難民認定 (RSD) に適用されるケース処理方式、用語および概念の備忘録・用語集** 参照。

しい) 入手できること。

- 申請者が難民認定プロセスについて理解するとともに、申立てについての判断に関連する可能性があるすべての証拠を検討・提示する機会を与えられること。
- 面接が、申請者の指名された法的手続上の代理人（利用可能な場合）の立会いの下で実施され、かつ、申請者の申立てに関連する情報の収集に関して難民審査官が法的手続上の代理人と協力すること。
- 難民審査官が、申請者が有している可能性のある保護のニーズについての情報を収集し、かつ／または必要に応じて保護介入のフォローアップを行うため、申請者にアクセスできる UNHCR 保護担当職員、事業実施契約団体または他の非政府組織と連絡をとること。

申請者が電話またはビデオ会議を通じて難民認定面接に遠隔参加することは、拘禁下の状況では一般的に適切ではない。ただし、難民認定面接の実施が緊急の保護のニーズに対応するために必要であって、難民認定手続の秘密保持が確保される条件下で面接を行うことが可能な例外的事情がある場合は、この限りではない（遠隔面接についてのさらなる指針は、§4.3.2－*難民認定面接への申請者の遠隔参加* 参照）。

拘禁中の申請者に対して難民審査決定を通知するために必要な手配が行われるべきである。不認定とされた申請者に対しては、§6.2－*申請者に対する難民不認定の決定通知* に掲げられた手続に従い、**難民審査決定の理由**および異議申立てのプロセスと手続が**通知される**べきである。可能な場合には常に、不認定の理由および異議申立て手続に関するカウンセリングを対面で行うべきである。一次審査で不認定とされた拘禁中の申請者には、§7－*難民不認定の決定に対する異議申立て* に掲げられた原則に従って異議申立てを行い、かつ異議申立ての主張を提示する機会も与えられるべきである。

4.7 第1条Fの除外条項の適用

4.7.1 一般原則

UNHCR 保護担当職員は全員、1951年条約第1条Fに定められた**難民保護からの除外の基準**について認識するとともに、特定のケースで除外条項の適用可能性が審査されるべきであることを示す事実関係を特定するための研修を受けているべきである。ある個人が国際難民保護から除外される可能性を示唆する情報が、難民認定手続中に、またはある個人が正式に難民と認定された後に判明した場合、UNHCR 事務所は、取消しまたは撤回の手続を適宜開始することも含め、除外条項の適用の可否を審査するために適切な措置をとるべきである。

1951年条約第1条Fに掲げられた除外条項の適用可能性に関する審査は、**適切な適正手続基準**を取り入れた手続に基づき、個別に行われなければならない。対象となる個人に対しては、除外審査を開始させるきっかけとなり、したがって決定の結果に影響を及ぼす可能性がある考慮事項について、除外審査中の適切な段階で知らせて、検討および応答の機会を持てるようにするべきである。

第1条Fに掲げられた除外条項の適用に関する審査は、対象となる個人にとってとりわけ重大な影響が生じ、かつ除外の判断に関連する基準が複雑であることから、**関連の基準と原則に精通している** UNHCR 保護担当職員によってのみ行われるべきである。UNHCR 事務所は、可能な場合には常に、除外の問題を提起するケースの審査と見直しを担当し、かつこれらのケースの処理に関して他の UNHCR 職員に実体的・手続的な支援を提供する、**特別な訓練を受けた難民審査官**を指定しておくべきである。

除外条項の適用可能性に関連する事実関係が難民認定面接の前に判明した場合、ファイルは**除外条項の適用についての経験と知識を有する難民審査官**に割り当てられるべきである。除外の問題が生じたのが難民認定面接の最中または終了後である場合、難民審査官は、必要に応じ、難民認定統括職員または適切な知識と経験を有する他の保護担当職員に対して手続的または実体的な指示を仰ぐべきである。このような場合、申請者の陳述の重要な側面（除外に関わる懸念を生じさせる可能性があるものを含む）に関する検討を続ける前に、難民認定面接を中止して必要な助言を求めるのが適切であることもある。難民審査官は、面接後、除外の問題を十分に審査するために補足面接が必要とされるかどうか、利用可能な情報を踏まえて検討するべきである。

ある個人が難民と認定された後に、除外基準の適用対象であって当該個人が誤って認定されていた可能性があることが明らかになった場合、除外条項の適用に関する審査は、**難民の地位の取消し手続**を通じて行われるべきである（§10—**難民の地位の取消し手続** 参照）。

ある個人が、難民として適正に認定された後に第1条F(a)または(c)の除外条項に該当する行為を行った可能性があることを示す情報がある場合、UNHCR 事務所は、問題の行為によって当該個人がこれらの除外条項の基準の範囲に該当するかどうか確定するために必要な審査を行うべきである。それが確定した場合、難民の地位は**撤回**されるべきである。一般的には、取消し手続において難民の地位の再審査を行う際の適正手続のための手続基準が、**難民の地位の撤回の適切性を審**

査するための手続においても関連性を有し、適用される (§10—*難民の地位の取消し・撤回手続* 参照)。

以下の推奨事項は、1951 年条約第 1 条 F に掲げられた除外条項の適用可能性を審査する際の手続的指針を示すことを目的とするものである。除外条項の解釈・適用に関連する実体的問題についての指針に関しては、難民審査官は、国際保護総局による詳細な指示を参照するべきである。

4.7.2 第 1 条 F の適用審査手続

1951 年条約第 1 条 F に掲げられた除外条項 (**保護を受けるに値しない者の除外**) の適用は、当該条項の適用がなければ難民保護を必要とすると判断される個人を難民の地位への該当から除外するという効果を有する。

適正手続の観点から、対象となる個人に対しては、**除外審査中の適切な時期に、決定の結果に影響を及ぼす可能性がある考慮事項** (除外の判断に関連するすべての情報を含む) を知らせて、当該情報について応答・釈明する機会を持てるようにしなければならない。ただし、例外的状況 (一般的には UNHCR 職員または証人・参考人その他の情報提供者の安全に関連するもの) においては、第 1 条 F の除外条項の範囲に該当するケースについて関連情報の**完全開示を制限することが必要になる場合もある**。§6.2—*申請者に対する難民不認定の決定通知* に掲げられた開示制限に関連する基準と原則は、除外審査中の開示制限の決定にも関連性を有する。難民審査官は、適切な開示について判断するにあたり、難民認定統括職員または除外ケースについての知識と経験を有する他の保護担当職員の指導を仰ぐべきである。開示によって職員、関心対象者または他の第三者の安全に対するリスクが生じる場合は常に、UNHCR の警備担当職員とも協議するべきである。対象となる個人が除外決定の根拠となる情報について反論しまたは説明する機会を不当に否定されないよう、**関連情報の不開示に代わる手段** (部分的に開示することまたは情報源を明かすことなく証拠を開示することを含む) が検討されるべきである。

子どもが有する特別な事情と脆弱性を踏まえ、**子どもの申請者に対する第 1 条 F の除外条項の適用**に関する審査はきわめて慎重に行われるべきである。子どもは、その年齢の低さ、他者への依存および相対的な未成熟さのため、申立てに関して公正な難民審査決定が行われるよう確保するための特別な手続上・証拠評価上の保障措置を享受する (さらなる指針は §2.8—*UNHCR 難民認定手続における子ども* 参照)。子どもに**第 1 条 F の除外条項を適用するためには**、第 1 条 F の範囲に該当する犯罪について個人として責任を負う意思能力を子どもが有しているかどうかを判断するため、子どもの情緒的・精神的・知的成熟度を評価することが必要になる。これらの問題を審査するための難民認定面接は、子どもの面接についても精通してその経験を有する難民審査官によって行われるべきである。

除外の決定は、当該ケースの事実関係と法的問題に関する評価を完全に行うことができるよう、原則として通常の難民認定手続の中で扱われるべきであり、迅速・簡易・併合処理の対象とされるべきではない。

1951 年条約第 1 条 F に定められた除外条項の検討が提起されるケースでは、難民該当性評価書式（付属書類 4.3-3）第 V 部に除外分析について記載しなければならない。

4.7.3 除外決定の見直しと承認

§4.4-1 難民審査決定の見直し手続 に掲げられた原則と手続は、難民認定手続または取消し・撤回手続で行われた除外の判断の見直しについても関連性を有する。

1951 年条約第 1 条 F に基づいて個人を国際難民保護から除外する旨の決定、ならびに、誤って認定された個人の難民の地位を取り消す（当該個人が除外されるべきであったことを理由とするものを含む）旨の決定および第 1 条 F に基づいて個人の難民の地位を撤回する旨の決定は、**難民認定統括職員**または**事務所長**による見直しの対象にもされるべきである。難民保護からの除外または個人の難民の地位の取消しもしくは撤回の決定は、UNHCR 事務所による起案が完了し次第、**地域局**または**該当する場合には国際保護総局に提出しなければならない**。その際、必要事項が記入された評価書式、すべての難民認定面接調書の写し、ならびに、申請者が提供したすべての補強資料および難民審査決定に関連する他のすべての情報の写しをあわせて提出することが求められる。見直しは、**関連地域局の指定された担当者**によって行われるべきである。ただし、地域レベルで、地域局長が、能力・資質を認められた他の適切な職員に対してある個別ケースまたはケース群の見直しを委ねている場合はこの限りではない。地域局および該当する場合には国際保護総局による見直しの結果として行われるいかなる難民審査決定の変更も、§4.4.2-1 **難民該当性評価または決定の修正手続** に掲げられた手続に従って行われるべきである。除外、取消しまたは撤回に関する決定は、地域局および該当する場合には国際保護総局による決定の見直しまたは承認が行われるまで、本人に通知するべきではない。

UNHCR 地域局および該当する場合には国際保護総局は、一次審査の決定に際してその見直しが必要とされなかったケースであっても、当該個人を 1951 年条約第 1 条 F に基づいて難民保護から除外する旨の決定が異議申立て段階で行われた場合、異議申立て審査決定について見直しと承認を行うべきである。この見直しは、上記と同じ手続に従って行われるべきである。

地域局および該当する場合には国際保護総局が一次審査の決定の見直しをすでに行っている場合、通常、同じケースに関する異議申立て段階での決定の見直しを行う必要はない。ただし、一次審査の決定が異議申立て段階で覆された場合または異議申立て段階で支持された理由が新たな重要な事実に基づくものであった場合、UNHCR 事務所は、関連地域局の指定された担当者に通知するべきである。指定された当該担当者は、異議申立て段階における決定の見直しを行う必要があるかどうか、その時点で決定する。地域局および該当する場合には国際保護総局による見直しが必要な時は、上記と同じ手続に従って行われるべきである。原則として、決定の見直しは、特に一次審査の決定が異議申立て段階で覆された場合、一次審査の決定の見直しを行った職員とは別の職員によって行われるべきである。

1951 年条約第 1 条 F との関連で複雑な手続上、原則上または解釈上の問題を提起するケースにつ

いては、必要に応じ、関連地域局から国際保護総局に対して回付することができる (§4.4.3—*難民審査決定に関する UNHCR 地域局・国際保護総局との協議手続* 参照)。

地域局および国際保護総局が、特定の種類または例外的な性質のケース以外は地域局および国際保護総局による見直しが必要とされないと判断する一部の難民認定業務においては、**代替的な見直し手続**を採用することもできる。

4.7.4 国際難民保護から除外する旨の難民審査決定の通知

国際難民保護から除外されるべきと判断された個人に対しては、§6.2—*申請者に対する難民不認定の決定の通知* に掲げられた原則と手続に従い、**除外決定の理由を書面で知らせるべき**である。除外決定の通知は原則として、対象とされた個人が、一次審査の難民審査決定に対して異議申立てを行うかどうかを判断し、かつ異議申立てでの提出物の参考にできるよう、どのような事項が考慮されたのか（決定の根拠となった証拠を含む）を知ることができるようなものであるべきである。

場合により、特に申請者の経歴によって UNHCR 職員その他の者（証人・参考人を含む）に安全上の懸念が生じる可能性がある場合、除外決定が依拠した情報またはその他の認定結果の**開示を制限することが必要かつ適切**となる場合もある。§4.7.2—*第1条Fの適用審査手続* に掲げられた、除外審査における開示制限関連の考慮事項と原則は、除外決定の通知における情報の開示についても関連性を有する。除外の判断にとって重要であった情報の開示制限は、対象とされた個人が異議申立て手続において効果的な応答または釈明を行う能力に影響を及ぼす可能性があるため、開示制限の決定は、難民認定統括職員または指定された他の保護担当職員、ならびに、適切な場合には関連地域局および国際保護総局保護・国家安全保障課と協議した上で行われるべきである。

4.7.5 国際難民保護から除外する旨の難民審査決定に対する異議申立て

1951年条約第1条Fに掲げられた除外基準の適用を理由として難民申請を不認定とされた申請者に対しては、難民不認定の決定に対する異議申立てを行う機会が与えられるべきである。個人を国際難民保護から除外する旨の決定に対する異議申立てには、§7—*難民不認定の決定に対する異議申立て* に掲げられた原則と手続が適用される。

ある個人を国際難民保護から除外するとの判断が最終審査で行われた後に²²、**除外基準が不適切な形で適用されたことまたはそれ以外の理由で除外決定が誤っていたこと**を示す信頼できる情報が明らかになった場合、§9.2—*難民認定ケースの再開* に掲げられた手続に従って開設されたファイルを開示することができる。

²² すなわち、異議申立て段階で、または定められた異議申立て期限内に難民不認定の決定に対する異議申立てが行われなかった場合には一次審査の段階でこのような判断が行われた場合。さらなる指針は § 7.2.4—*異議申立ての提出期限* 参照。

4.7.6 除外ケースにおける秘密保持

除外条項の適用可能性の審査によって、**対象とされた個人の、UNHCR 難民認定手続における秘密保持に対する権利**が損なわれるべきではない。個人に関するいかなる情報（当該個人が難民認定のため UNHCR に登録されている事実を含む）の開示も、秘密保持とデータ保護に関する UNHCR の方針と基準に従う場合でなければ行われるべきではない（§2.1－UNHCR 難民認定手続における秘密保持とデータ保護 参照）。

UNHCR のデータ保護方針に則り、UNHCR 職員は、除外の判断の便を図るための情報の入手を目的として**出身国当局**に接触するべきではない。

受入国／庇護国の当局は、自国の領域で庇護希望者および難民に保護と援助を提供する第一義的責任を負っており、これに対応する形で、自国の領域にいる者についての、国家安全保障、公共の安全および犯罪の防止・抑止に関連する情報を入手する正当な利益を有している。状況によっては、UNHCR 事務所として、UNHCR がある個人について難民保護から除外されるべきであると認定した事実を含む情報を関連する受入国／庇護国当局に開示することが適切な場合もある（たとえば職員の安全確保、公共の安全または犯罪の防止・抑止に関わる理由で情報の開示が必要かつ正当である場合）。このような場合には常に、このような利益と、除外された個人のプライバシーに対する権利（UNHCR 手続における秘密保持の原則を含む）との比較衡量が図られなければならない。このような情報を開示する旨のいかなる決定も、UNHCR のデータ保護方針に従って行われる必要がある（§2.1.4－受入国／庇護国当局への開示 参照）。

さらに、状況によっては、UNHCR 事務所として、関心対象者に関する個人情報その他の情報を、国内のもしくは国際的な法執行機関または国内のもしくは国際的な裁判所の請求に応じてまたは自主的に、これらの機関または裁判所と共有することが適切な場合もある。関心対象者が犯罪捜査の対象となっている場合または犯罪の被害者もしくは証人・参考人であると考えられる場合は、これに該当する可能性がある。

UNHCR による個別ケースの除外の判断に関連する情報を第三者に開示することによって UNHCR 職員および当該個人の安全確保にとって重大な影響が生じ得ることを踏まえ、このような開示はすべて、秘密保持とデータ保護に関連する UNHCR の方針および基準に従って行われるべきである²³。国内のおよび国際的な法執行機関、刑事裁判所または審判所から行われた、国際難民保護から除外された個人についての個人情報その他の情報の開示請求は、地域局の担当者によ

²³ たとえば、国内法執行機関または国内裁判所に個人情報を送付するためには、いくつかの条件が満たされなければならない。これには、(i) 特に個人または公衆の安全・保安に対する差し迫った実質的な危険を回避することを目的として、送付が重大犯罪の探知、防止、捜査または訴追のために必要でなければならないこと、(ii) 請求を行う法執行機関または裁判所が、当該犯罪の探知、防止、捜査または訴追に関する権限を有していること、(iii) 当該法執行機関または裁判所によるこれらの目的の追求にとって送付が実質的に役立ち、かつ、送付以外の方法により当該個人情報その他の情報源から取得するのは不可能であること、(iv) 送付により、データ主体または他の関心対象者のプライバシー権その他の人権への不均衡な干渉が生じないこと、および、(v) 被害者および証人・参考人関連の情報については、送付に対する本人の同意が得られていることが含まれる（UNHCR データ保護方針のセクション 6.3.2 参照）。

り、国際保護総局の関連担当部署および法務部（LAS）に回付されるべきである。このような請求に応じることは、その任務の実施に関して受入国によるいかなる干渉も受けないという UNHCR の特権を損なう可能性があるためである（§2.1－UNHCR 難民認定手続における秘密保持とデータ保護 参照）。

4.7.7 除外決定が家族／被扶養者に及ぼす影響

家族統合の権利は一般的に家族／被扶養者の利益となるように機能するものであって、これらの者にとって不利となるものではない。したがって、難民の地位の申請者²⁴が除外される場合に、家族／被扶養者も同様に国際難民保護から自動的に除外されるわけではない²⁵。家族／被扶養者による独自の難民申請については別途判断されるべきである。このような申立ては、迫害の恐怖が除外される個人との関係から生じるものであっても、有効である。家族／被扶養者が国際難民保護から除外されるのは、当該家族／被扶養者自身が 1951 年条約第 1 条 F に掲げられた除外基準に該当する場合に限られる（§5.2.5－派生的難民地位から除外される者 参照）。

1951 年条約第 1 条 F の除外条項に従って難民の地位の取得から除外された個人は、難民としての保護または援助を確保するために、認定された難民である家族／被扶養者との家族統合の権利に依拠することはできない（§5.2.5－派生的難民地位から除外される者 参照）。

²⁴ 「難民の地位の申請者」（Refugee Status Applicant）は「主たる申請者」（Principal Applicant）に代わる用語として使用されるものであり、その申立てによって家族または被扶養者による派生的難民地位の申請の結果が左右される、個人の申請者として理解されるべきである。

²⁵ ただし、第 1 条 F の除外条項に基づく取消しおよび認定された難民についての難民の地位の撤回は、当該個人の家族／被扶養者の派生的難民地位の終了につながることになろう（§ 5.3.5－派生的難民地位の終了 参照）。

4.8 第1条D・第1条Eの除外条項の適用

UNHCR 保護担当職員は全員、1951 年条約第 1 条 D²⁶および第 1 条 E に定められた**難民保護からの除外の基準**について認識するとともに、特定のケースで除外条項の適用可能性が審査されるべきであることを示す事実関係を特定するための研修を受けているべきである。

1951 年条約第 1 条 D および第 1 条 E に掲げられた除外条項の適用可能性に関する審査は、ユニット 4－**難民申請の審査** に掲げられた指針に従って、**適切な適正手続基準**を取り入れた手続に基づき、個別に行われなければならない。第 1 条 D および第 1 条 E に基づく除外条項の検討が提起されたケースについての決定書は、特にこのために策定された評価書式を用いて作成するべきである（たとえば、付属書類 4.8-1－**第1条D 評価書式** 参照）。

²⁶ 1951 年条約第 1 条 D には除外と該当の両方の側面が含まれる。第 1 条 D の第 1 段落は、一般的には、UNRWA の保護または援助を受けているパレスチナ難民を 1951 年条約の保護から除外するために機能するものである一方、第 1 条 D の第 2 段落は、当該保護または援助が終了した時に、同じパレスチナ難民が [1951 年条約の保護に] 該当するために機能する。これらのパレスチナ難民は、当該保護または援助が終了したと判断された時点で、事実上、1951 年条約の利益を享受することができる（すなわち、これらのパレスチナ難民が 1951 年条約に基づく保護の対象となるために、第 1 条 A(2)に基づく評価を別途または追加的に行う必要はない）。

4.9 難民認定の迅速処理

4.9.1 総論

UNHCR 事務所は、差し迫った保護上の理由がある場合に、申請を優先的にかつ／またはより短い時間的枠組みの中で処理するために申請者を回付することのできる難民認定の迅速処理手続を、地域難民認定官および国際保護総局と協議しながら定めるべきである。UNHCR 事務所はまた、申請が明らかに十分な理由のあるもの²⁷または明らかに理由のないもの²⁸である可能性の高い申請者を対象とする難民認定の迅速処理手続を定めることもできる。

難民認定の迅速処理手続では、**難民認定プロセスの日程の全部または一部について迅速化または短縮**を行う。優先的処理、難民認定手続のいずれかの段階もしくは全段階における**待機時間の減少**および／または難民審査決定の発行日程の**短縮**を盛り込むこともできる。ケースの優先的処理自体は、ケースを難民認定の迅速処理日程の対象としなくても行えることに注意するべきである。

難民認定の迅速処理では、難民申請の実体的判断のいかなる側面も簡略化されず、またケース処理の段階（登録または第三国定住等）の併合も行われぬ。難民認定の迅速処理は、適切な時は簡易難民認定手続の文脈においても適用することができる（§4.10—**難民認定の簡易処理** 参照）。

ケースが難民認定の迅速処理手続による処理の対象となる申請者は全員、**難民認定面接**を受けなければならない。UNHCR の難民審査官は、難民認定面接において難民申請に関連するすべての事実関係または陳述を審査し、個別の**難民該当性評価書**を作成する。

原則として、難民認定の迅速処理手続に基づく処理日程は、申請者が自らの申立てを補強する情報の準備および説明を十分に行い、かつ可能な限り法的手続上の代理を受けることを可能にするのに合理的な範囲を超えて短縮されるべきではない。

難民認定の迅速処理の対象にすることを検討すべき申請者を**早期に特定**するための措置が、**接受・**

²⁷ 明らかに十分な理由のある（manifestly well-founded）申請とは、申請者が 1951 年条約または UNHCR の広義の難民基準に基づく難民の定義に該当することが一見したところ明らかである難民申請をいう。その理由としては、該当性の推定もしくは「一応の（prima facies）」難民認定アプローチが適用される個人の類型に申請者が当てはまっていること、または当該個人の難民認定申請に記載された特定の事実関係からそのように判断できることが考えられる（付属書類 4.9-1—UNHCR 任務遂行上の難民認定に適用されるケース処理方式、用語および概念の備忘録・用語集 参照）。

²⁸ 「明らかに理由のない」（manifestly unfounded）申請とは、(i) 難民の地位の基準に明らかに関連していない、または (ii) 明らかな不正もしくは濫用である難民申請をいう。ある申請が「明らかな不正」であると考えられるのは、自己の地位の認定に関連して申請者が行う重要または実質的な訴えが虚偽と思われる場合であって、それ以上の審査を正当化するその他の要素が申請に含まれていないことが明らかな場合のみである。虚偽の陳述が行われたこと自体は、そのために申請が「明らかな不正」となることにも、難民の地位の基準が満たされない可能性があることにもつながらない。

明らかに理由のない申請は、認定されない可能性が高いものの真正に行われた庇護申請とは区別されるべきである。特定の国出身の申請者または特定の経歴を有する申請者から提出される申請の認定率が、過去または現時点において、非常に低い場合もある。しかしこのことは、このような申請が「明らかに」難民の地位の基準に関連していないことや、当該国出身の申請者もしくは当該経歴を有する申請者が誠実に行動していないことを、必ずしも意味するものではない。「明らかに理由のない」および「明らかに十分な理由のある」という用語は、ある手続を指しているのではなく、明確に定義された基準に基づいて申請を迅速または簡易難民認定手続に移行させる際に参考となる概念を指すものである（付属書類 4.9-1—UNHCR 任務遂行上の難民認定に適用されるケース処理方式、用語および概念の備忘録・用語集 参照）。

登録のための UNHCR 手続きに組み込まれているべきである (§3.4—特別なニーズを有する申請者参照)。ただし、難民認定の迅速処理への回付は、難民認定プロセスのあらゆる段階（異議申立て段階を含む）で行うことができる (§7—難民不認定の決定に対する異議申立て参照)。

4.9.2 難民認定の迅速処理が適当なケース

以下の類型に当てはまるケース／ケース群については難民認定の迅速処理を検討することができる：

基準とガイドライン

難民認定の迅速処理に適している可能性があるケース／ケース群の類型：

- 明らかに十分な理由のあるものである可能性が高い申請。
- 明らかに理由のないものである可能性が高い申請。
- 特定のニーズを有する申請者または明らかに保護介入を必要としている申請者による申請（これには以下の申請者が含まれるが、これに限られるものではない）：
 - 受入国／庇護国において即時のルフールマン、恣意的な逮捕もしくは拘禁の対象とされる可能性がある個人、または他の重大な法的ニーズもしくは保護のニーズを有している可能性がある個人。
 - 拷問またはトラウマからの生存者（ジェンダーに基づく暴力の生存者を含む）であって、継続的な精神的または身体的健康問題に苦しんでいる者。
 - 受入国で危機に瀕している女性。
 - 受入国で支援を受けることができない高齢の庇護希望者。
 - 身体的障がいもしくは知的障がいまたは精神保健上の問題があり、受入国で必要な支援を受けることができない庇護希望者。
 - 緊急の医療援助が必要な庇護希望者。
 - 特定の子どもの申請者、特に保護・養育者がいない子どもまたはその他の形で親もしくは他の主たる法的・慣習的保護・養育者から別離した子ども (§2.8—難民認定手続きにおける子どもの申請者参照)。18歳またはそれよりもやや年長の若年成人も子どもの申請者と同様のニーズおよび脆弱性を有している場合があるので、その申請についても同様のアプローチをとることが妥当である。

UNHCR 職員は、保護介入の必要性が明らかであって、その申請について迅速にかつ／または優先的に判断すべきである**その他の申請者**を特定する際に、迅速処理は場合によって陳述を行う申請者の能力および／または意思に有害な影響を及ぼす可能性があることも念頭に置きながら、慎重な判断を行うべきである。

明らかに理由のないものである可能性が高いと考えられたものの、さらなる審査に基づいて十分な理由のあるものであると示された申請については、定められた迅速処理の基準がその他の面で満たされている時は、引き続き難民認定の迅速処理手続に基づいて処理することができる。

4.9.3 難民認定の迅速処理手続の監督

難民認定の迅速処理手続には、**特定・回付のための実効的な仕組みと適切な管理策**が含まれているべきである。これには、難民認定の迅速処理に回付されるすべての個別ケースを、難民認定統括職員または難民認定手続について統括責任を負う指定された保護担当職員による見直しと承認のために提出しなければならないという要件も含まれる。

UNHCR 事務所は、地域難民認定官ならびに本部の関連担当部署および地域局と協議して、特定のケース群および／または経歴を対象とする難民認定の迅速処理手続を策定・運用することができる（難民認定の迅速処理手続の運用条件に関するさらなる指針は、付属書類 4.xx－UNHCR 任務遂行上の難民認定 (RSD) に適用されるケース処理方式、用語および概念の備忘録・用語集 参照）。

難民認定統括職員は、難民認定の迅速処理手続の監督責任を負うとともに、回付の仕組みの実効性と完全性・整合性を確保するべきである。

4.9.4 難民認定の迅速処理手続

明らかに保護介入を必要とする申請者および特定のニーズを有する申請者を難民認定の迅速処理に回付する際は、**個別**に行われるべきである。明らかに十分な理由のあるものまたは明らかに理由のないものである可能性が高い申請については、難民認定の迅速処理手続が定められた手続に従って特定のケース群または経歴に適用される場合、**個別の回付は必要とされない**。

UNHCR 職員は、明らかに保護介入を必要とする申請者および特定のニーズを有する申請者であって、その申請について優先的に判断を行うべき申請者を特定した場合、難民認定の迅速処理ケースの承認権限を有する保護担当職員に対し、当該ケースを速やかに回付するべきである。ケースを回付する職員は、**難民認定の迅速処理回付申立書（付属書類 4-3）**に必要事項を記入し、受入国における申請者の脆弱性について詳しく概観するとともに、可能な場合には常に UNHCR 電子ケースマネジメント・システムで当該回付について列挙しておくべきである。カウンセリング記録または入手可能な診断書その他の関連書類がある場合、その写しを難民認定の迅速処理回付申立書に添付するべきである。

難民認定の迅速処理への回付の見直しを担当する保護担当職員は、利用可能なすべての情報に基づいて**回付された申請者の保護のニーズを評価**し、難民認定の迅速処理への回付が適切であるかどうかを判断するべきである。

指定された保護担当職員が回付を承認する場合、追加の関連情報があればそれを添付し、難民認

定の迅速処理回付申立書に署名するとともに、**難民認定面接を実施すべき期限**に関して助言を行うべきである。難民認定面接の期限を定める際、保護担当職員は、面接に意味のある形で参加できるようにするための特別な支援または援助を申請者が必要としているかどうかを考慮し、それに応じて時間的枠組みを調整すべきである²⁹。ファイルの表紙には、当該ファイルが難民認定の迅速処理手続の下で処理される予定であることを示す印を付けておくべきである。

明らかに保護介入を必要とする申請者および特定のニーズを有する申請者であって難民認定の迅速処理に回付された者を対象とする難民認定面接は、難民認定の迅速処理回付申立書で推奨された期限内の、設定可能な最も早い期日に予定されるべきである。

難民認定の迅速処理の対象として承認された申請者のために予定された面接は、原則として **UNHCR** によって日程変更されるべきではない。日程変更が避けられない場合、難民認定統括職員または指定された別の保護担当職員と協議した上で行うべきである。予定された面接日の変更は、UNHCR によるものか当該申請者の要請によるものかを問わず、申請者のファイルおよび／または当該 UNHCR 事務所に設けられた電子ケースマネジメント・システムに注記しておくべきである。

難民認定の迅速処理に関する事務所の手続には、**当該手続に基づいて判断された申請に関する難民審査決定の発行期日**が含まれているべきである。**難民認定の迅速処理手続に基づいて審査が行われた申請**についての決定は、難民認定面接が完了した後、**可能な限り早期に、またいかなる場合にも 1 カ月以内に発行**することが一般的には推奨される。ただし、回付を承認する保護担当職員が難民認定の迅速処理回付申立書においてより短い期間または長い期間が適切であると指摘している場合、この限りではない。

難民認定の迅速処理回付申立書で指定された期日に難民審査決定を発行することができない場合、難民認定面接を行った難民審査官は、難民認定統括職員または指定された別の保護担当職員と協議し、難民審査決定の発行の先送りに対する承認を得た上で適切な代替りの期日について判断しなければならない。

申請が複雑な事実問題または法的問題（除外に関わる懸念を含む）を提起するものであって、短縮された時間的枠組みの中では対処できないことが難民認定の迅速処理プロセスの最中に明らかになった場合、当該ケースは通常の難民認定手続の時間的枠組みに従って処理することができる。または、当該ケースが迅速処理だけでなく簡易処理の対象にもなっている場合、申請について完全な審査と評価を行うため通常の難民認定手続に回付することもできる（§4.10—**難民認定の簡易処理** 参照）。

²⁹ たとえば、保護・養育者がいないまたは主たる保護・養育者から別離した年少の子どもの申請者、トラウマの被害者および知的障がいまたは精神保健上の問題がある申請者については、その他の保護介入を行えるようにするために処理の時間的枠組みを長くしなければならない場合があり、または難民認定プロセスへの申請者の意味のある参加および申請の正確な判断を促進するため複数回の難民認定面接が必要になる場合もある。

4.9.5 難民認定の迅速処理によって不認定とされた申請者による異議申立て

申請についての判断が難民認定の迅速処理の下で行われて不認定とされた申請者は、§7—難民不認定の決定に対する異議申立てに掲げられた異議申立て手続に従い、難民不認定の決定に対して異議申立てを行うことができる。当該異議申立てを優先的にまたは迅速に処理するかどうかは、個別に決定されるべきである。

4.10 難民認定の簡易処理

4.10.1 一般的考慮事項

UNHCR 事務所は、難民認定ケース処理の効率性を高めるため、特定のケース群および／または経歴を対象とする難民認定の簡易処理手続を定めることができる。UNHCR 事務所は、簡易難民認定手続の策定・運用に関して、関連地域局の指定された担当者および国際保護総局の担当部署と協議するべきである（さらなる指針は、付属書類 4.9-1－UNHCR 任務遂行上の難民認定 (RSD) に適用されるケース処理方式、用語および概念の備忘録・用語集 参照）。

簡易難民認定は、ケース処理の効率性の向上を可能とするため、通常の難民認定のいずれかまたは複数の側面を簡易化するプロセスである。

基準とガイドライン

難民認定面接または評価書の作成の簡易化は、以下のものを含むさまざまな手段で達成することができる：

- 特定のケース群または経歴について、難民該当性評価書式に法的分析および／または出身国情報 (COI) をあらかじめ入力しておく。
- 特定のケース群または経歴に関わる申立ての中核的要素の審査および／または評価に合わせた難民該当性評価書式を作成する。ケース群または経歴に特化した難民該当性評価書式も、通常の難民該当性評価書式と同様の分析構造に従って作成することが推奨される。
- 申請のうち、該当性の推定の適用に関連する中核的側面（出身地域、民族または宗教等）だけに焦点を当てて難民認定面接を行う。
- 上記の手段を組み合わせる。

簡易難民認定手続を採用するためには、申請の審査・評価のためのケース群に特化した手法の開発に対する相当の投資のほか、特定のケース群に関する知識と、短縮された審査の中で正確な決定を行うスキル・経験を有する難民認定担当職員が必要となる。

簡易難民認定手続におけるケース処理の効率性を向上させるために導入される手段と手法は、難民性の申立ての中核的要素を評価し、かつ存在する可能性がある信憑性または除外に関わる懸念を特定するための、信頼できかつ十分に詳細な情報を UNHCR が確実に入手できるような形で立案されるべきである（§4.3－難民認定面接・難民該当性評価 参照）。

4.10.2 難民認定の簡易処理が適切なケース

簡易難民認定手続の採用は難民認定処理の効率性を高め得るものであり、一定のケース群または特定の経歴を有する申請者を対象とする場合に適切となる可能性がある。

基準とガイドライン

難民認定の簡易処理の対象として検討し得るケース群／経歴の類型：

- 「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチが適用されるケース群／経歴。
- 認定率が高く（該当性の推定を適用できるケース群／経歴等）、かつ同様の申立てが多数行われることから、焦点を絞った面接および／または法的分析やCOIがあらかじめ入力されたテンプレートの活用が可能になるケース群／経歴。
- 認定率が非常に低く、かつ申立ての内容が著しく似通っていることから、焦点を絞った面接および／または法的分析やCOIがあらかじめ入力されたテンプレートの活用が可能になるケース群／経歴。不認定率の高いケース群については、ケースの具体的な事実関係に対して常に特別な注意を払わなければならないが、それは、通常は不認定率が高いにもかかわらず、ある個人が難民として認定される要件を満たしている可能性がある場合に当該理由を特定するためである。

基準とガイドライン

以下の場合については簡易難民認定手続を利用するべきではない：

- 同質性の度合いが高くないケース群。
- 信憑性および／もしくは除外に関わる懸念を提起する申請、またはその他の面で複雑であるもしくは慎重に扱うべきであると考えられる申請。
- 簡易難民認定手続を適用するとされたケース群／経歴に含まれている要素以外の要素を提起するものであることが明らかな申請。

このようなケースが特定された場合、通常の難民認定手続に回付されるべきである（さらなる指針は、§4.10.4－難民認定の簡易処理手続 参照）。

可能な場合には常に、ケースを適切な形で簡易難民認定手続に移行させるよう確保するためのスクリーニングの仕組みが設けられるべきである。

4.10.3 難民認定の簡易処理手続の監督

難民認定の簡易処理手続には、通常の難民認定手続への回付のための実効的な仕組みと適切な管理策が含まれているべきである。これには、難民認定の簡易処理の採用により決定の質および公正性に影響が生じないことを確保するため、手続の定期的な見直しが行われなければならないという要件も含まれる。

難民認定統括職員は、難民認定の簡易処理手続の監督責任を負うとともに、その実効性と完全性・整合性を確保するべきである。この目的のため、難民認定統括職員は、**簡易難民認定手続の運用手法**（対象とされるケース群または経歴に関する焦点を絞った面接のための指針や、ケース群および／または経歴に特化した申請評価のためのテンプレート等）を開発するとともに、これらの手法を定期的に見直し、必要に応じて更新するべきである。

4.10.4 難民認定の簡易処理手続

難民認定の簡易処理においては難民申請の本案を個別に審査することが必要であり、したがって、「難民認定手続基準」に掲げられたすべての手続上の保障措置が申請者に対して認められなければならない。

「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチまたは該当性の推定が適用されるケースであって、したがって簡易難民認定手続において処理することが適切であるケースの場合、**例外的に、登録時および難民認定申請書を通じて収集された情報のみに基づいて、個別の難民認定面接を実施せずに難民の地位を認定することもできる**。ただし、利用可能な情報が、申立ての重要な事実関係および信憑性または除外に関わる懸念が生じないことを確定するのに十分であることが条件とされる（付属書類 4.9-1—UNHCR 任務遂行上の難民認定 (RSD) に適用されるケース処理方式、用語および概念の備忘録・用語集 参照）³⁰。

このような手続において採用される面接戦略は、申請者が自己の経歴、活動および経験に関する詳細な情報を十分な形で提供でき、かつ UNHCR が信憑性、除外または安全に関わる懸念を特定できるようなものであるべきである（§4.3—難民認定面接・難民該当性評価 参照）。

信憑性および／または除外に関わる懸念がなければ「一応の (*prima facie*)」難民認定アプローチまたは該当性の推定の利益を得られ、簡易難民認定手続によって処理するのが適切であったであろう申請についてこのような懸念が生じた場合、または当該申請が他の面で**慎重に扱うべきまたは複雑なもの**である場合には、当該ケースは**通常の難民認定手続に回付されるべき**である。これにより、申請について詳細かつ完全な審査と判断を行うことが可能になる。申請に関連した信憑性および／または除外に関わる懸念が簡易難民認定手続における面接の過程で生じた場合、または当該ケースが複雑なまたは慎重に扱うべきものであることがそのような面接の過程で明らかになった場合には、難民審査官は、実行可能かつ適切である時は、当該難民申請を完全に審査するための知識と経験を有している場合には面接を継続し、または定められた手続に従って当該ケースを通常の難民認定手続に回付することができる。信憑性および／もしくは除外に関わる懸念や、ケースが複雑なもしくは慎重に扱うべきものである事実が難民該当性評価の段階で明らかになった場合には、当該ケースは通常の難民認定手続に回付されるべきである。このような場合、一般的には、申請のすべての関連する側面を検討するため、補足面接を行うことが必要になろう。補

³⁰ このような場合、難民認定申請書をもって申請者の「聴取を受ける権利」に関する手続基準は保障されたとみなして、面接を実施しないことができる。

足面接と難民該当性評価は、適切な知識と経験を有している場合には同じ難民審査官が自ら行うか、または別の難民審査官に割り当てることができる。

難民認定の簡易処理を通じて行われたすべての難民審査決定は、§4.4－*難民審査決定の見直し手続* に掲げられた手続に従って、見直しの対象とされるべきである。

簡易難民認定手続の下で処理される難民申請は、§4.9－*難民認定の迅速処理* に掲げられた原則に従い、迅速処理の対象とすることができる。

手続の完全性・整合性および UNHCR の決定の質を確保するため、難民認定の簡易処理（見直しの段階を含む）には、難民認定に関して実質的な知識と経験を有する職員を割り当てることが推奨される（§4.2－*難民審査官の能力・資質、研修および指導* 参照）。これにより、存在する可能性がある信憑性の問題および／または除外に関わる懸念の特定が促進されるとともに、申請を別の難民審査官に回付する必要なく迅速かつ完全な審査を行うことが可能になろう。

4.10.5 難民認定の簡易処理によって不認定とされた申請の異議申立て

申請についての判断が難民認定の簡易処理の下で行われて不認定とされた申請者は、通常の異議申立て手続を通じ、難民不認定の決定に対して異議申立てを行うことができる（§7－*難民不認定の決定に対する異議申立て* 参照）。難民認定の簡易処理の下で不認定とされた難民申請は、原則として、異議申立て段階で迅速処理手続の対象とされるべきではない。ただし、当該申請が、明らかに理由のない申請であることを理由に迅速処理手続の下で不認定とされた時は、この限りではない（§7.2.4－*異議申立ての提出期限* 参照）。